

平成27年度
交通事故被害者サポート事業報告書

内閣府政策統括官(共生社会政策担当)付

交通安全対策担当

まえがき

これまでの交通安全対策により、道路交通事故により亡くなる方は、過去最悪であった昭和 45 年と比べると4分の1以下となったものの、昨年も4,117名もの尊い命が失われました。

交通事故の被害に遭われた方はもちろん、そのご家族やご遺族は、肉体的、精神的、あるいは経済的に大きな打撃を受けています。政府はこれまでも関係機関が連携して交通事故被害者等の支援に努めてまいりましたが、去る3月11日に決定された「第10次交通安全基本計画」においても「被害者支援の充実と推進」が道路交通安全対策の柱の1つに掲げられ、引き続きその総合的かつ計画的な推進が図られることとなりました。

内閣府では、交通事故により家族を失った方々が、深い悲しみやつらい体験から立ち直り、回復に向けて再び歩み出すことができるような土壌を醸成するため、平成15年度より「交通事故被害者サポート事業」を行っています。平成27年度も、検討会において有識者委員のご意見をいただきながら、一般の方にもご参加いただける「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム」や、関係機関による「子供の支援に関する意見交換会」、交通事故被害者等の自助グループへの支援を目的とした「自助グループ運営・連絡会議」、地域の支援機関相互の連携強化を図る「各種相談窓口等意見交換会」を開催しました。

また、今年度は、今後の被害者支援やサポート事業の実施に役立てるよう、交通事故による被害者のご遺族を対象として、被害者支援を巡る状況等について調査を行いました。

この報告書は、平成27年度に行った交通事業サポート事業について、ご参加いただいた交通事故被害者のご遺族のお話や、専門家の講義、関係者による情報交換の状況等をまとめたものです。シンポジウム等に直接ご参加いただけなかった皆様も含めて、少しでも多くの皆様にこの報告書をお読みいただき、交通事故の被害者やそのご家族、ご遺族への支援の輪が広がることを期待しております。

最後に、本事業にご尽力いただいた検討会有識者委員の皆様や、ご協力いただいた関係各位に、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

平成28年3月
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
交通安全対策担当参事官 福田 由貴

目次

はじめに.....	1
I. 背景.....	1
II. 目的.....	1
III. 事業の概要.....	1
IV. 事業の内容.....	2
V. 検討会.....	2
1. 目的.....	2
2. 検討内容.....	2
3. 委員.....	2
4. 開催概要.....	3
VI. 本年度事業の実施概要（ダイジェスト）.....	4
第1章 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム.....	9
I. 目的.....	11
II. 概要.....	11
III. 実施内容.....	13
1. 基調講演「家族を亡くした子供の理解とケア」.....	13
2. 講演「突然兄ちゃんがいなくなって…家族を亡くした親として」.....	18
3. パネルディスカッション「子供の頃に交通事故で家族を亡くすということ」..	23
IV. 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウムのまとめと 今後の方向性.....	31
1. まとめ.....	31
2. 今後の方向性.....	32
第2章 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会.....	33
I. 目的.....	35
II. 概要.....	35
III. 体制.....	35
IV. 開催日程.....	36
V. プログラム.....	36
VI. 実施内容.....	37
1. 岩手県意見交換会.....	37
2. 富山県意見交換会.....	42
VII. 子供の支援に関する意見交換会のまとめと今後の方向性.....	47
1. まとめ.....	47
2. 今後の方向性.....	48

第3章	自助グループ運営・連絡会議	49
I.	目的	51
II.	出席者	52
III.	開催日時及び会場	52
IV.	プログラム	53
V.	実施内容	54
1.	1日目	54
2.	2日目	58
VI.	自助グループ運営・連絡会議のまとめと今後の方向性	63
1.	まとめ	63
2.	今後の方向性	64
第4章	各種相談窓口等意見交換会	65
I.	目的	67
II.	概要	67
III.	体制	67
IV.	開催日程	68
V.	プログラム	68
VI.	実施内容	69
1.	埼玉県各種相談窓口等意見交換会	69
2.	宮崎県各種相談窓口等意見交換会	73
3.	愛媛県各種相談窓口等意見交換会	75
VII.	各種相談窓口等意見交換会のまとめと今後の方向性	77
1.	まとめ	77
2.	今後の方向性	77
第5章	交通事故の遺族に対するWEB調査	79
I.	調査概要	81
1.	目的	81
2.	調査対象	81
3.	調査方法	81
4.	調査期間	81
5.	回収結果	81
6.	WEB調査結果に関する留意点	82
II.	調査結果	82
1.	調査回答者の属性	82
2.	事故当時から現在までの支援	87
3.	交通事故被害者サポート事業について	97

4. 自助グループについて.....	100
5. 健康状態について (SF-8)	102
6. 支援に関する自由記述.....	105
Ⅲ. 交通事故の遺族に対する WEB 調査のまとめと今後の方向性.....	106
1. まとめ	106
2. 今後の方向性.....	106
参考資料.....	107
I. WEB 調査票.....	109

はじめに

(平成27年度事業の概要)

I. 背景

近年、我が国における交通事故死者数は減少傾向にあるものの、負傷者数は依然として高い水準にあり、交通事故が国民全体の重大な問題であることには変わりはない。そして、交通事故による被害者やその家族・遺族は、事故後、深い悲しみやつらい体験から、さまざまな悩みを抱えながらの生活を強いられており、交通事故被害者等の支援の一層の充実が必要である。

II. 目的

交通事故被害者等（交通事故¹により害を被った者及びその家族または遺族をいう。以下同じ。）が、深い悲しみやつらい体験から立ち直り、回復に向けて再び歩み出すことができるような土壌を醸成し、交通事故被害者等の権利・利益の保護を図ることを本事業の目的とする。

III. 事業の概要

平成27年度は、以下の事業を実施した。

- ① 子供の頃に交通事故で家族を亡くした子供の支援に向けて、広く一般に情報提供することを目的として、シンポジウムを開催した。
- ② 子供の頃に交通事故で家族を亡くした子供の支援に向けて、地域の関係者相互の意思疎通を図るため、意見交換会を実施した。
- ③ 交通事故被害者等の自助グループ（「同じようなつらさを抱えた者同士が、お互いに支え合い、励まし合う中から、問題の解決や克服を図り、被害に遭う前の平穏な生活を再び取り戻す」ことを目的に集うグループのことをいう。以下同じ。）の活動に対する支援に向けて、被害者支援センターの支援者、連携を図っている自助グループの関係者、被害当事者が運営する団体の代表者等に対し、講義やグループワークを行った。
- ④ 交通事故被害者等の支援に向けて、地域の相談窓口関係者の意思疎通を図るため、意見交換会を実施した。
- ⑤ 交通事故の遺族の精神的支援や生活支援について、求められる支援や相談窓口のニーズや利用実態等を把握することを目的としてWEB調査を実施した。

¹ ここでいう交通事故とは、道路交通法第2条第1項第1号に規定する道路において、車両等及び列車の交通によって起こされた事故で、人の死亡又は負傷を伴うもの（人身事故）をいう。

IV. 事業の内容

本事業の目的を踏まえ、平成 27 年度に行った事業内容については、以下のとおりである。

- ① 交通事故被害者サポート事業検討会
- ② 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム
- ③ 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会
- ④ 各種相談窓口等意見交換会
- ⑤ 自助グループ運営・連絡会議
- ⑥ 交通事故の遺族に対する Web 調査

なお、本事業は、いずれも内閣府が日本 PMI コンサルティング株式会社に委託して実施した。

V. 検討会

1. 目的

被害者学、精神医学、被害者支援、遺族心理に関する有識者からなる交通事故被害者サポート事業検討会を設置し、平成 27 年度交通事故被害者サポート事業の実施方針、実施方法、事業総括等について検討することを目的とする。

2. 検討内容

平成 27 年度交通事故被害者サポート事業の実施方針、実施方法、事業総括等の決定及び各事業の進捗状況の管理を行うとともに、事業実施報告書等を作成した。

3. 委員

当検討会の委員は、以下のとおりである（敬称略・順不同）。

- ・同志社大学法学部・法学研究科教授 川本哲郎（座長）
- ・飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会幹事 井上郁美
- ・特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク顧問 大久保恵美子
- ・国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所
成人精神保健研究部犯罪被害者等支援研究室長 中島聡美
- ・内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付 交通安全対策担当参事官 福田由貴

4. 開催概要

平成 27 年度の本事業における検討会では、以下のことが行われた。

(1) 第 1 回検討会（平成 27 年 10 月 13 日）

- ① 今年度事業計画の検討
- ② 各種相談窓口等意見交換会事業計画の検討
- ③ 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会事業計画の検討
- ④ 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム事業計画の検討
- ⑤ 自助グループ運営・連絡会議事業計画の検討
- ⑥ 交通事故被害者等に対する Web 調査事業計画の検討

(2) 第 2 回検討会（平成 28 年 2 月 22 日）

- ① 各種相談窓口等意見交換会の実施結果報告
- ② 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会の実施結果報告
- ③ 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウムの実施結果報告
- ④ シンポジウム合成動画第 1 次案の報告及び検討
- ⑤ 自助グループ運営・連絡会議の実施結果報告
- ⑥ 交通事故被害者等に対する Web 調査の実施結果報告
- ⑦ 事業報告書素案の報告

(3) 第 3 回検討会（平成 28 年 3 月 15 日）

- ① 事業報告書最終案検討
- ② 本年度事業総括
- ③ 次年度事業の方向性の検討

VI. 本年度事業の実施概要（ダイジェスト）

1. 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム （報告書 p9～p32）

福岡県において、交通事故で家族を亡くした子供の支援をテーマに専門家の先生、ご遺族の方をお招きして開催したシンポジウムのポイントを紹介します。

（1）基調講演「家族を亡くした子供の理解とケア」

福岡市子供総合相談センター所長 藤林 武史氏

支援者としての長年の経験を踏まえ、家族を亡くした子供の心理や行動の変化、感情を言葉で表すことが苦手な子供への支援について、分かり易く説明が行われました。死別を体験した子供には「安心と安全の環境」「寄り添い、つながる他者の存在」「分かち合う他者の存在」「意味の変換を支える他者の存在」が重要であることや、被害者及び遺族、また特に子供にとっては、自ら支援を求める声を上げにくい状況であることから、彼らの声に耳を傾け、共感し、彼らの立場に立った支援を丁寧に行うことが重要であると語られています。支援の専門家だけでなく、被害者のすぐ傍にいる周囲の人々にとっても、非常に参考になる内容となっています。（p 13～）

（2）講演「突然兄ちゃんがいなくなって…家族を亡くした親として」

NPO 法人はあとスペース 代表 山本 美也子氏

山本氏と次男である航平さんは、兄の寛大さんを事故で亡くされました。山本氏自身、長男を亡くし、立っているだけで必死の状態の中、次男航平さんが学校生活で、周りのある一言に傷つき兄を亡くした感情を爆発させたという出来事や遺された次男を心配する親の思いと航平さんの思いが、時にはぶつかりながらも、前を向いて進んでいく家族の様子が語られています。航平さんの「俺は寛大じゃない」という言葉に「そうだ、航平は自分の思うとおりに好きなように生きればいい」と気づき、航平さんの夢を応援する両親の姿は、聴衆の胸を打つものでした。（p 18～）

（3）パネルディスカッション「子供の頃に交通事故で家族を亡くすということ」

藤林氏、山本氏、パネリストの方 3 名

父親、きょうだいを亡くされた方 3 名より、事故の時の様子やその後の経験について、お話がありました。「家族は何人いるの？」と聞かれて困ったこと、親にも言えない自分の気持ち、それを吐き出せた同じ境遇の仲間存在について、丁寧に語られています。（p 23～）

2. 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会 (報告書 p33～p48)

今年度開催された岩手県と富山県での子供の支援に関する意見交換会のポイントをご紹介します。

□ 岩手県意見交換会

(1) ご遺族のお話

子供を亡くされたご遺族より、遺されたきょうだいの様子が語られました。遺されたきょうだいが感じていた心の負担に、親として今気付いたことについて、お話がありました。家族を亡くした子供には、周囲の連携が大切であると述べられています。

(p 37～)

(2) 講義「家族を亡くした子供の支援～沈黙と『あのね』の間で～」

子どもグリーンサポートステーション 代表 西田 正弘氏

さまざまな死別を経験した子供は、自分の気持ちを言葉にすることが難しい。西田氏は、そのような子供にとって「ピアサポート」が大切であると説きます。また、同じような体験をした同年代の仲間と交流することで、事実と向き合う力や自己肯定感が芽生えることや、周囲はそんな子供たちと視線を合わせながら、支援していくことが重要であることなどが語られています。(p 40～)

□ 富山県意見交換会

(1) ご遺族のお話

子供の時に兄を亡くされたご遺族からは、学校の先生の無理解に苦しんだ体験談について語られました。周囲が家族を亡くした子供をきちんと理解していないことで、子供に与える影響がいかに大きいか、気づかされる内容となっています。

子供を亡くされたご遺族は、事故後に生まれた子供への対応の難しさや、支援者からの働きかけの大切さについて語られました。(p 42～)

(2) 講義「家族を亡くした子供の反応とその支援について」

ほんだクリニック 院長 本田 徹氏

子供は、事故の衝撃により生じた家族の変化や親の状態について、じゅうぶん理解し、そして我慢している。そのような経験は、のちに子供の問題行動として表面化する場合がある。本田氏は、同じような体験をした同年代の仲間と交流できる環境や、肩に手を乗せ「大丈夫」と声をかける他者の存在があることで、子供は自分なりに回復し、また、その力を子供は持っていると説明しています。(p 45～)

3. 自助グループ運営・連絡会議

(報告書 p49～p64)

被害者支援センター及び当事者団体を対象に開催した自助グループ運営・連絡会議のポイントをご紹介します。

(1) 講義

①「支援者におけるメンタルヘルス」

川崎市健康福祉局障害保健福祉部 中山 浩氏

支援活動を通じて支援者が持つ心理的トラウマ「代理トラウマ」について説明があり、それを避けるためのポイントとして、支援者自身が趣味などで自分のバランスを取ること、負担だと感じたら自らも支援を求めること、また自分の活動に意味を見出すことが重要であると解説されました。(p54～)

②「被害者遺族への精神的支援 自助グループを進める上での留意点」

国際医療福祉大学大学院 准教授 白井 明美氏

死別によって陥る可能性がある「複雑性悲嘆」について説明がなされ、支援者が行うグリーフケアのポイントとして、話をよく聞くこと、遺族の葛藤を理解すること、遺族に関する誤解を理解に変えることの大切さについて解説されました。(p58～)

③「交通事故被害者に対する生活支援」

武庫川女子大学 准教授 大岡 由佳氏

交通事故被害者に対する生活支援のニーズは高く、これからは支援者が相談を「受ける」体制だけでなく、相談したいことを被害者に「聞きに行く」というアウトリーチが重要であると、説明されています。被害者に、社会資源を最大限に活用してもらうためには、彼らの話を聞き、必要な支援は何かを「コーディネート」する仕組みが必要であると解説されました。(p60～)

(2) 被害者支援センター及び当事者団体による事例紹介

公益社団法人 にいがた被害者支援センター

公益社団法人 被害者支援都民センター

北海道交通事故被害者の会

被害者支援センターからは、活動内容や自助グループの開催の際に心がけていることなどについて説明がありました。北海道交通事故被害者の会からは、活動内容に加え、相互支援活動や、支援団体の連携の重要性について語られました。(p56～)

4. 各種相談窓口等意見交換会

(報告書 p65～p78)

埼玉県、宮崎県、愛媛県の相談窓口や警察等、交通被害者に関わっている行政窓口担当者を招いて開催した意見交換会のポイントをご紹介します。

(1) 講義「交通犯罪の被害者」

同志社大学法学部 教授（平成 27 年度交通事故被害者サポート事業検討会委員）

川本 哲郎氏

交通事故死は、加害者がいる点において、台風や地震などの天災とは大きく異なり、「事件」である様相が強いこと、その意味で交通事故被害者支援は、犯罪被害者支援なのであると説明されています。近年、交通事故の原因が、病気や認知機能の低下、少年の非行や薬物問題など多種多様化している状況を踏まえ、必要な被害者支援の形や、支援者として求められることなどについて、解説されています。(p69～)

(2) 埼玉県意見交換会

埼玉県では、埼玉県庁の防犯交通安全課、埼玉県警、埼玉犯罪被害者援助センターの担当者が、同じフロアに常駐し、交通事故が発生した際は情報を共有し、連携しながら被害者支援にあたる取組や、さらに相談窓口のワンストップサービスを実施し、被害者がたらい回しにされないよう努力している様子が紹介されました。(p71～)

(3) 宮崎県意見交換会

宮崎県では、事故の発生段階から、各関係機関が被害者についての情報を共有しつつ、それぞれの機関で可能な支援にあたっている様子が紹介されました。今後の課題としては、事故の発生直後から段階ごとによって変わっていく被害者のニーズに対し、きめ細かく対応できるよう、段階ごとの被害者ケアと関係機関が提供できるサービスの「順番」を明らかにし、連携を強化する必要性について語られました。(p73～)

(4) 愛媛県意見交換会

愛媛県では、被害者支援センターが被害者のニーズを把握し、適切な支援機関に繋いでいる取組が紹介されました。また、今後のよりスムーズな連携のためには、関係機関同士によるきめ細かい情報提供・共有の体制が必要であるとの意見が出されていました。(p75～)

5. 交通事故の遺族に対するWEB調査 (報告書p79～p105)

平成元年以降に家族を交通事故で亡くし、現在20歳以上の方を対象に、インターネットによる調査を行い、569名の方から回答を得て集計、分析しました。以下に、ポイントを紹介します。

(1) 交通事故の遺族の悩みと必要とした支援について

交通事故がきっかけとなり悩まされたこととして、「事故の情報、被害者支援に関する支援等」に関して悩んだという回答が最も多くみられ、次に「心身」に関する悩みが続いています。必要とした支援についても「事故の情報、被害者支援」が最も多くみられ、また「心身」が続いていることから、交通事故の遺族に対しては、支援機関や支援内容の情報提供と精神的支援を充実させていくことが必要と考えられます。(p87～)

(2) 事故後利用した相談窓口について

事故後に利用した相談窓口については、最も多かった回答は「警察」で、次に「弁護士・弁護士会・交通事故相談センター」と続いています。相談窓口を知るきっかけとなったものとしては、ほとんどの相談機関で「家族から」の紹介、続いて「友人・知人」からの紹介となっています。(p88～)

(3) 相談窓口を利用しなかった理由について

相談窓口を利用しなかった理由をたずねたところ、全ての相談機関において「知らなかったから」という回答が最多となっています。「サービスを必要としなかった」との回答も多くみられましたが、今後は相談窓口の周知や、被害者・遺族への情報提供の体制について改善する必要があると考えられます。(p93～)

(4) 遺族の身体的・精神的健康状態について

健康関連 QOL (Health Related Quality of Life) (SF-8) を使用して、交通事故の遺族における身体的・精神的健康状態を点数にて分析したところ、ほとんどの項目で日本人の国民標準値 (50 点) を下回る結果となりました。このことから、交通事故の遺族に対する身体、及び精神面における支援の充実が必要と考えられます。(p104～)

第 1 章 交通事故で家族を亡くした 子供の支援に関するシンポジウム

I. 目的

交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウムは、専門家による講義、委員（又は専門家）による講演及び体験談の発表などを通じ、家族を亡くした子供のみならず、その周囲にいる保護者や支援に携わる方等に対して、必要な支援や課題等を発信することによって、子供の支援に係る関係者間の連携を強化し、意思の疎通を図ることを目的として開催している。

II. 概要

1. シンポジウムの概要

シンポジウムは、交通事故で家族を亡くした子供に焦点を当て、精神的支援に関する専門家の講義、ご遺族の体験等が紹介された。一般の参加も可能とするオープンなシンポジウム形式にて開催され、約 90 名の参加となった。なお、シンポジウム開催に当たっては、独立行政法人自動車事故対策機構（NASVA）及び公益財団法人交通遺児育英会の協力を得ているところである。

2. 参加者

シンポジウム当日は、交通事故被害者等の支援に携わる者や交通事故被害者遺族、行政担当者、教育関係者等多方面からの参加者が集った。また、複数のマスコミ関係者の参加もみられ、後日、シンポジウムの様子が地元新聞に掲載され、周知広報に効果的であった。

3. 日時

平成 28 年 1 月 24 日（日）13：00～16：10

4. 会場

福岡県中小企業振興センター
2階 大ホール
(福岡市博多区吉塚本町 9-15)



5. プログラム

まず、専門家より基調講演を、続いてご遺族の方 1 名より講演をいただいた。その後、専門家にコーディネーターとなっただき、パネリスト（子供の頃に家族を亡くした方）3 名を招き、ご遺族の方も交えてパネルディスカッションを行った。

図表 1-1 シンポジウム プログラム（敬称略）

時 間	講師・パネリスト等	内 容
13:00～13:10	内閣府大臣官房審議官 安田 貴彦	開会及び主催者挨拶
13:10～13:50	福岡市こども総合相談センター 所長 藤林 武史	基調講演： 家族を亡くした子供の理解とケア
13:50～14:20	NPO 法人はあとスペース 代表 山本 美也子	講演： 突然兄ちゃんがいなくなって… 家族を亡くした親として
14:20～14:40	休 憩	
14:40～16:00	(コーディネーター) 藤林 武史 (パネリスト) 子供の頃に交通事故で家族を亡くした経験のあるご遺族（3名） 森川 耕太郎 石橋 邦恵 松田 愛礼 山本 美也子	パネルディスカッション： 子供の頃に交通事故で 家族を亡くすということ
16:00～16:10	内閣府政策統括官付参事官 福田 由貴	閉会の言葉

Ⅲ. 実施内容

1. 基調講演「家族を亡くした子供の理解とケア」

福岡市こども総合相談センター所長の藤林武史氏より、「家族を亡くした子供の理解とケア」についての基調講演が行われた。当基調講演の内容は、内閣府ウェブサイトにて動画を広く一般に公開している。

〔基調講演要旨〕

福岡市こども総合相談センター 所長 藤林 武史 氏

私の経歴と現在

私は、精神科医師として、2003年からは福岡市こども総合相談センターの所長を務め、さまざまな子供のケア、いろいろな被害を受けた子供の支援や保護者の支援に携わってきました。一方、2000年に設立されたNPO法人被害者支援ネットワーク佐賀 VOISS という佐賀県の被害者支援団体の理事長に就任するなど、約15年間、犯罪被害者またはそのご遺族の方の支援にも携わってきました。その中で、交通事故や他の犯罪で家族を亡くした子供の話を聴いたり、子供の時に家族を亡くした人が大人になって、その間どのような気持ちで過ごしてきたのかといった話を聴いてきました。こうした経験に基づき、精神科医の立場から、どのように子供を理解し支援していけばよいのかについて話をさせていただきます。

悲嘆のプロセスについて

遺族の心理状態について、最近では「悲嘆反応」や「複雑性悲嘆」といった医学的な名称で紹介されることが増えてきました。悲嘆のプロセスには2つあると考えられていて、どちらも長い時間がかかります。1つは、当初の悲しみ、嘆き、喪失感などの非常に強い思いが時間の経過とともに少しずつ退き、思い出せば当然ながら悲しみや怒りの感情が湧き、また「なぜ私の家族が」という思いも持ちつつ、徐々に亡くなった人についてのポジティブな思い出も抱くことができるようになるという「正常な悲嘆のプロセス」です。

もう1つは「複雑性悲嘆」という考え方です。突発的で理不尽な被害による死別の場合、加害者に対する怒りだけではなく、自分に対する怒りや「なぜあの時こうしなかったのか」や「こうしていればこんな結果にはならなかったのではないか」、「なぜあの人であって私でないのか」などの自責感や悔悟の念をずっと持ち続け、それが日常生活、仕事、学業に大きな影響を与え続けるというプロセスです。正常な悲嘆のプロセスであれば、時間とともにそういった感情は減っていきます。しかし、影響が長く続き、ネガティブな思いから脱することができないといったような状態が長く続く場合に「複雑性悲嘆」と名付けられ、より専門的なカウンセリングや治療が必要であると言われています。

私が接する被害者遺族には、さまざまな人がいます。複雑性悲嘆であるという診断には

至らないけれども心の不調を長年抱えている人や、心理的な訴えや症状を示さない人。重い体の病気になる人。事故後の生活が安定しないために心の症状を訴えることもできない人。別の表現や行動に置き換わっている人。多くの場合、「事故の前後で、非常に大きな『何か』が異なってしまった」という一点において、共通しているのではないかと思います。「何か」が大きく異なったまま、事故の処理を行い、生活を続け、子供を育て、経済的になんとかやっていくという状況にあります。事故の後、心理的な症状やサインがないまま、カウンセリングも必要ないように見える人もいますが、現れ方は非常にさまざまであることは、ぜひ知っておいてほしいと思います。

家族を亡くした子供の心理状態や行動の変化

家族を亡くした子供の心理状態には、どのようなものがあるのでしょうか。これも非常にさまざまです。内閣府のパンフレット「交通事故で家族を亡くした子どもの支援のために」には、子供の反応として、いくつか紹介されています。家族が亡くなったのは自分のせいだと自分を責めてしまう気持ち。また大きな事故が起こるのではないかとといった不安な気持ち。親族や周囲から「あなたが一番上なのだから、お母さんやきょうだいを支えてね」と言われ、自分は頑張らなくてははいけないのだと思う気持ち。また、家族が悲しんでいるから、自分だけ楽しんではいけないと思う気持ち。子供は、言葉では表現しがたいさまざまな気持ちを持つと言われています。

このような気持ちの変化や反応に加え、眠れなくなったり、物事に対して集中できなくなったり、保健室登校になったりなどの、表に出てくる反応もあります。これらは非常に自然な反応であると考えます。さらに行動としては、親子関係がぎくしゃくしたり、家族の会話が減ったり、非常に反抗的になったり、取っ組み合いのけんかをするようになったりもします。家族との関係が密接になることもあれば、疎遠になることもあります。友人との遊びや会話が增えたり、非行に走ったり、逆に引きこもったり、子供の心理的・身体的反応、行動の反応には、さまざまなパターンがあるのです。「これは絶対に出てくる」「この症状が出れば、それは心のトラウマである」と決めつけることはできません。

事件や事故に遭った年齢によっても反応が違ってきます。0歳なのか5歳なのか、小学生の頃なのか思春期の頃なのか、成人に達した年齢なのか、喪失した対象は誰か、またその人との関係はどうだったのか。自分自身も事故に遭ったのか否か、過去に同じような喪失体験、またはトラウマ体験があったのか否か。これらの要素は、その後の反応の現れ方にも大きく影響を与えます。子供への影響が、どのような形になって現れてくるのか、それは一概には言えません。子供の年齢やその他諸条件によって、大きく異なるのです。

自分の気持ちを言葉で表せない子供たち

私が所長を務める福岡市こども総合相談センターには、家族を亡くした子供だけでなく、DV被害や性被害などを受けた子供の親が、心配して相談にやってきます。その中で、被害を受けた子供は、必ずしも激しい症状を見せる子供ばかりではありません。子供に「何か

変化はありますか」と聞いても「別に何も無い」と答えたりする人や、何も影響がないと答える人も大勢います。しかし、影響が全くないわけではありません。表面的に何も見えてこないのは、子供が語る事ができていないということが原因ではないかと思います。

家族の誰かを亡くすという経験は、大人と同様に子供にとっても、非常に大きな出来事です。子供は言葉や行動では表しませんが、心の中の「何か」が異なってしまったという体験として、死別を体験しています。大人であっても、言葉で表すことが難しい場合があるのと同様に、子供にとっても言葉で気持ちの変化を表すことは非常に困難なのです。

条件や環境を整えば、自分の気持ちを言葉にする力を子供は持っていますが、そのような機会が少なく、環境も整っていません。その結果、自分の気持ちを抑え込んでしまうのです。うまく言葉に出せないという側面もあるでしょう。時間が経ち、ある程度の年齢に達しなければ、自分の体験を自ら言語化することは非常に難しいのです。言語化できるようになる年齢には個人差もありますが、子供自身が自分の心理状態の違和感やネガティブな感情を言葉にするには、一定の時間が必要なのです。

大切な家族を亡くした子供にとって必要な支援

自分の気持ちを言葉にできない子供、また、行動にも現れてこない子供にとって、必要な支援とは何でしょうか。こうした子供の場合、なんらかの症状が出てきた時に、心や体のケアを行うという方法ではなく、別の形で支援を行うことが必要なのではないかと思います。子供は、自ら「これが必要だ」とは言ってくれませんが、私が今まで会ってきた被害者や遺族の声から、必要な支援について考えていきたいと思います。

【必要な支援1：安心と安全の環境】

1つ目は、安心と安全の環境です。子供は、成長する過程で発達課題をクリアし、かつ家族を亡くした経験についてどこかで意味づけをしながら、少しずつ回復していきますが、そのためには家庭環境が安定しているということが絶対的に不可欠な要素となります。これは交通事故だけでなく、犯罪被害や災害被害の場合でも同様ですが、特に事故の場合は、親など養育者自身も遺族であることが非常に大きいのです。養育者自身の精神的余裕が少なくなる、あるいは無くなってしまうということは、避けられません。遺されたきょうだいに対して何かしなければならぬと理屈ではわかっている、親は精一杯の状態にあり、遺されたきょうだいまで気を配ることが十分にできません。しかも精神的に非常に不安定になったり、生活に余裕がなくなったりすると、養育者からの身体的・情緒的ケアが十分に受けられなくなってしまうことは避けられないのです。

では、どうすればよいのでしょうか。養育者に対する心理的な支援、家事などの生活支援や経済的支援等、少しでも状況が安定するように支援することが必要不可欠ではないかと思います。主たる養育者が十分に養育できない場合は、親族、近所、友人などさまざまな人が養育者では足りない部分を補う。そういった存在が欠かせません。公的機関による被害者支援に加え、このようなインフォーマルなつながりの中でのサポートも、非常に重

要なことなのです。養育者にとって、自分から「支援してほしい」と声を上げにくい場合は、周囲が「遠慮なく声を上げていいんだよ」と声をかけてあげると同時に、サポートに関する情報をタイミングよく提供していくことが、必要であると考えます。

【必要な支援2：「寄り添う」「つながる」他者の存在】

養育者がサポートを受けることで、子供も学校に通えるなど安定した環境が整ったとしても、やはり依然として養育者には余裕がない場合が多いでしょう。そのような場合に、養育者以外で子供に寄り添ってくれる他者がいるということは、非常に重要です。その際、その他者は「あなたのつらいお話を聞かせて下さい」などと言う必要はなく、どこかに一緒に遊びに行ったり、ゲームをしたりするだけでもよいのです。今までと同じように接してくれる友人や教師、親族、塾の先生、スポーツクラブの指導者や仲間などの他者の存在は、子供にとって非常に大きな安心感、安全感につながっていきます。

周囲には「大変な経験をされたのだから、そっとしておこう」という気持ちが働く人もいます。確かに大変な経験について詳しく聞かないという意味では、そっとしておくことは重要かもしれませんが、しかし、日常的な付き合いからもそっとしておかれると、子供は大きな疎外感を感じてしまい、安心感や安全感が損なわれてしまう場合があります。ちょっとした配慮をしつつ、特別でない普段通りの付き合いをすることが望ましいのではないかと思います。

【必要な支援3：「分かち合う」他者の存在】

多くの子供たちは、日常的に付き合える部活仲間、教師、家族がいたとしても、同じ経験をしていない限り「話しにくい」「話しても伝わりにくい」と感じる場合が多く、そういう時は、家族の死についてオープンに語れる場に参加することが必要です。例えば、親の自助グループに同行し、その託児の場で同じ立場の子供たちに出会うという例もあります。子供にとって、家族が亡くなったことについて語ることは、決して悪いことではないと気付くことができる場に参加する、触れるということは、非常に重要なことです。

自分の気持ちを安心して言葉にできる、気持ちを受け止めてもらえる、自分の気持ちは他の人も同じように持っているのだなと気付く、分かち合える、共有、共感できる体験をする中で、子供たちの中にあつた孤独感が少しずつ減っていき、「自分はこんなふうにならなと思ってたんだな」と気付くことができる、それを他の人に聞いてもらい、わかってもらえる、そういう体験は、子供たちにとって大きな意味があります。たとえ言葉にならなくても、その場に行き、同じような体験をした子供たちが集まるということだけでも、孤独感や孤立感の減少に繋がっていくと考えます。

【必要な支援4：意味の変換を支える他者の存在】

家族を亡くすという体験は、大人や子供であろうとも、年齢に関係なくネガティブな意味づけが伴います。そこから回復していく（「回復」という言葉を使うことが適切かどうかはわからないが）ということは、そのネガティブな意味づけを、少しずつ別の意味づけに

変え、事故の影響から少しずつ脱していくというプロセスであると考えています。意味づけを変換させるためには、他者とのつながりや寄り添い、分かち合いといった経験をする事、そういった経験ができる他者の存在があることが、非常に重要です。いろいろな他者とのつながり、寄り添い、分かち合いを通して、子供たちの心理に変化がもたらされるのではないのでしょうか。それは、特に専門家である精神科医、臨床心理士といった心の専門家でなくともよいのです。なにか自分の心の中に引っかかるものがある、自分の中ではそれが何かよく分からないし言葉にはならない、周囲の人との間でも、抱えきれないものがあると思った時は、専門的な支援につなげる必要があると考えます。家族や同じ経験をした人同士の集まりでも解決できない時は、我々のような精神科医や心理士を頼っていただきたいと思います。精神科医や心理士というと、依然として「カウンセリングを受ける」ということは、自分は非常に弱い存在なのではないか」と思い、抵抗感を感じる人が多いですが、専門家の心理的支援を活用することは決して自分が弱いということをも認めることではないので、人々のそういった抵抗感を和らげる情報提供も必要です。

被害者支援において重要なこと

最後に、被害者支援に携わる中で、支援者として非常に重要であると感じているつながりの質、または相談の中身の質について述べたいと思います。多くの場合、被害者支援団体や公的の相談機関であっても、自ら「カウンセリングしてください」と言ってくる被害者は非常に少なく、カウンセリングの敷居が高いのが現状です。そのような中で、心理的支援とは直接関係のないところから関係性を構築することが重要ではないかと思えます。例えば子育て、勉強、進学に関する相談など、事故や事件とは関係のないところで、被害者遺族のニーズがあるかもしれません。被害者の声に耳を傾け、共感し、ニーズに対応していく。そのような、徹底的に被害者の側に立った支援を丁寧に行っていくことが、重要であると思えます。特に子供については、長く支援していくことで、安心感や信頼感を感じ取ってもらい、子供と支援者との間で深い関わりが進んでいく中で、ある程度の年齢に達した時に、以前からなかなか言葉にならなかった感情が語られることもあります。

このようなシンポジウムで、遺族の話や子供の話を書くことにより、周囲が学び、実効性のある支援を共有できれば、被害者支援もさらに充実してくるのではないのでしょうか。ご清聴有難うございました。

2. 講演「突然兄ちゃんがいなくなって…家族を亡くした親として」

交通事故で子供を亡くしたご遺族である山本美也子氏より、「突然兄ちゃんがいなくなって…家族を亡くした親として」の講演が行われた。

〔講演要旨〕

NPO 法人はあとスペース 代表 山本美也子 氏

我が家のこと

みなさん、こんにちは。まず、我が家について紹介させていただきます。我が家は 4 人家族でした。男の子が 2 人、とてもやんちゃな男の子でした。長男の寛大は、今年生きていたら 21 歳の誕生日を迎える年頃です。次男の航平は、去年高校を卒業した 19 歳で、現在は岡山で一人暮らしをしながら専門学校に通っています。夫は、20 歳の時にバイク事故に遭い、それ以来車いすで生活しながら世界中のマラソン大会に出場しており、今年ハリオデジャネイロパラリンピックに日本代表として出場することが決まっています。2009 年に、障がい者スポーツをみなさんに知っていただくという思いで「NPO 法人はあとスペース」を立ち上げ、夫婦で講演活動を行ってきました。その縁があって、多くのマスコミの皆さんと知り合い、いろいろな所で取材もしていただいております。

長男の事故は、2011 年 2 月 9 日で、あれからもう 5 年になります。2 月が近づくと、私は暗い気持ちになります。長男の事故以来、お正月に「新年あけましておめでとうございます」と言われるのがとてもつらかったです。おせち料理を作ることもなくなりました。家族で箱根駅伝を観て 3 日間が終わる。そんな質素なお正月が続いていました。でも、今年のお正月は夫がリオに行くこともあり、マスコミの方から「山本さん、お正月に家族で楽しく過ごしている風景を取材させてもらえませんか」と言われたのです。私は少し困りましたが、夫が頑張ってくれたことで「私たち、お正月を楽しんでもいいのかな？おせち料理をみんなで食べてもいいのかな？『おめでとう』と言われてもいいのかな？」と、5 年目にして初めてそう思えるお正月でした。

長男の事故のこと

2011 年 2 月 9 日は、今日みたいにとっても寒い日でした。私は近くの小学校で読み聞かせのボランティアをするため、朝早くに家を出ないといけませんでした。長男の寛大のお尻をパンと叩いて「今日は母ちゃん、早くから家を出るよ」と言い、顔も見ず、声も聞かずに「朝ごはんは、ここよ」と言いながら、バタバタと私が先に家を出ました。読み聞かせを終えて、NPO 法人の皆と話し合いをし、午後の 3 時から 7 時までは看護師としてクリニックで働きながら、院長先生に「寛大は明日、高校のマラソン大会があるので、今夜はお友達の家に泊まりに行くんですよ」と言ったのを憶えています。

夜の 11 時 23 分に、私は長男にメールを打ちました。「明日のマラソン大会は、遅れんごとして行くんよ」という、いつもの母ちゃんからのメールです。メールの返信は来ません

でした。事故に遭ったのが 11 時 9 分と聞いていますので、私のメールを見ることはなかったようです。私たちに連絡があったのは、日付が変わった夜中の 2 時 30 分でした。「息子さんが事故に遭い、即死です」と言われました。私はもう、その言葉が我が家への言葉なのか、わかりませんでした。夫と一緒に病院に行き、包帯でグルグル巻きにされ、どうして死んだのかわからないくらい、ニコリ笑っている長男の顔を見て、「あんたはだいたいなんぼしよったと！」と言いました。16 歳という多感な年頃なので、誰かにご迷惑をかけていないか気になりました。赤信号で飛び出したのではないか、横断歩道をふざけて渡ったのではないかと気になりましたが、警察の方からは「まだお話できないんです」と言われました。

葬儀には、たくさんの子供たちが来てくれました。その数びっくりするくらい、1,500 人です。私たち夫婦は本当にびっくりして、彼がこんなにもたくさんの仲間に支えていただいて、生きていたことを初めて知りました。次男は、葬儀で初めて布団の上に寝ていた兄の姿を見て驚き、何が起こったのかわからなかったようです。お葬式の間も、ずっと泣いていました。お葬式から帰ってきて、私たちは、こんなに人間って涙が出るのだなというくらい泣きました。泣いても泣いても涙が出てくるので、人間の涙というものは枯れないのだなと思いました。

事故後の次男のこと

次男は、相変わらずずっと泣いていましたが、食事の時になると茶化して私たちを元気づけるように話をしてくれました。しかし、夜になると兄のベッドに潜り込んで、一晩中泣いているのです。その姿を見て、親が子供を亡くした悲しみと、子供がきょうだいを亡くした悲しみでは、雲泥の差があるのだろうと思い、次男の痛みを見たような気がしました。

そんな状況でも、次男は学校を 1 日も休みませんでした。普段通りに朝学校に行き、担任の先生も校長先生もびっくりして我が家に電話をかけてくれるくらいでした。

次男は、野球部の新人戦で試合に出ることを楽しみにしていました。毎日毎日、大きな声で練習している姿に、先生たちもどう声をかけていいのか、全く分からなかったそうです。新人戦の日は夫の東京マラソンの日でもあったので、私は次男を置いていくのはとても心苦しかったのですが、夫に付き添って東京に行くことにしました。

次男は、試合でいつもレギュラーと補欠の間を行ったり来たりしていましたが、野球部の監督が次男のこと思い、その日はレギュラーとして背番号をくれました。次男は頑張っただけで新人戦に出たそうです。でもその新人戦で、次男がエラーをして、それが原因で負けてしまったようです。試合後、みんなが集まって監督からお小言を言われる野球部ではいつもの光景の中で、監督は「航平、お前のエラーで負けたったい」と言いました。いつもだったら、そこでどっと笑いが起こるはずでしたが、その日は違いました。「航平、お前のせいで負けたったい」という一言が、次男にとっては「航平、お前のせいで、兄ちゃん死んだったい」と言われたような気がして、頭の中が真っ白になり、とんでもなく大きな声で

泣き叫んだそうです。いままでずっと我慢をして、張りつめたものが、まるで風船が割れたかのように、手が付けられないぐらい次男は泣いたそうです。次男が泣いたので野球部の仲間はびっくりしました。そして、一斉に先生のほうを向いて「先生がそんなこと言うけん、いかんたい！！」と、先生を責めたんだそうです。でも、誰が悪いというわけではありません。ただ、私たち遺族というのは、大切な人を亡くして、立っているだけでも精一杯なのです。それを、やはりみなさんは知らなかったのだなと思いました。当然ですが、私も次男のそんな心理状況を知っていたわけではありません。私自身が必死でした。立っているだけで必死、取材を受けるのが必死、いろいろなことをこなすだけで必死だったのです。次男のことまで考える余裕もありませんでした。

今、冷静になって知っていたなら、きちんと先生に言えたと思います。「次男は試合に出ても、きっとエラーをするかもしれません。物事がちゃんとできない時期なんです。何か言われた時は、とてもとてもショックを受けるかもしれません。その時は先生、次男の話を聞いてあげてください。」と。でも、当時の私にはそんな余裕はありませんでした。その後、野球部では保護者会が開かれ、私はそこで実情をお話しました。そんなこともありま

次男のそばにいてくれた人たち

次男は元気いっぱいな性格なので、野球部もきちんと卒部し、いろいろ頑張るようになりました。友人も賑やかな子たちが多く、中には学校に行かない子たちもいます。我が家には、そんな子たちが遊びに来るのですが、みんな私にとって可愛い我が子のようにです。

長男が亡くなった後、次男の部屋にはいつも誰かがいるようになりました。いつも次男の部屋には、長男のお友達や、次男のお友達がいてくれました。私は、次男にとってそれが一番大きな「被害者支援」だったのだらうと思います。いつものように、いつものことを、何気なく話せる人がそばにいた。次男にとっては、本当に有難い存在だったようで、次男も少しずつ自分のことを考えるようになりました。

ある日突然、「俺はバイクがとっても大好きなので、高校生になったらバイクの免許を取る！」と言い出しました。もちろん高校ではバイクの免許を取ってはいけません。私は、とても心配になりました。毎月のように地元の警察と飲酒運転撲滅の活動をしているので、交通課のおまわりさんに相談したところ、「お母さん、無免許で乗られるよりも、ちゃんと免許は取らせたほうがいいよ」と言われたので、夫と話し合いバイクの免許を取らせることにしました。ヘルメットをきちんと被ること、父親が用意したバイクに乗ることなど、約束事を決めました。

でも、そんなにうまく親の言うことなんて聞きません。友達みんなとバイクの免許を取りました。安全運転はずっと守っているようですが、夫が用意したフルフェイスのヘルメットや靴は、使っているところを見たこともありません。自分で好きなものを買ってきて使っています。

バイクの「ヴォーンヴォーンヴォーン」という音を立てながら帰ってくると、近所の人

から「あー、山本さんち、航平、グレたばい」、「お母さん、あげーんがんばりよんしゃあけんね。もうちょっと次男のほうば、見てやらんとね」と声をかけられたこともあります。しかし、近所の人は次男にも「航平君、お母さんが心配するから、夜 11 時までには帰ってこないかんよ」と、何度も何度も言うてくれていたようです。航平も少しは守るようになり、11 時前には帰ってくる時もありました。それでも、私は心配でたまりませんでした。想像していただけますか？長男が、突然飲酒運転の車に轢かれて亡くなり、そして次男までもがと思うと、毎日私は「事故で死ぬんだろう」と思っていました。毎日、帰ってくるまで、「あんた、今どこにおるとね？どげんしようかね？はよ帰ってこんね！！」と、メールを打ち続けました。

ある日、3 人揃って夕食を食べられるという日がありました。私は張り切って、次男の好きなハンバーグを作っていました。でも、ハンバーグが焼ける時、次男は突然「あ、やっぱり今日友だちのところに行かないかんくなつたけん。ごめんねー、晩ごはん食べれなくなつたー」と言いました。私はものすごく怒って、ハンバーグをフォークで突き刺し、次男めがけて廊下にバーンと投げつけました。「あんたね！！母ちゃんがどれだけ心配しとうとか、わかっとうかね！！あんた毎日帰ってくるの、母さん心配なんよ！！」と、大きな声で叫びました。でもその時に次男が私に言ったのです。「俺は俺の人生だ。俺は寛大じゃない。寛大だって、道路の脇歩いって死んだんやけん、歩道歩いって人が死ぬ時代なんやけん、俺だってちゃんとマナー守ってバイク走りようやけん、俺は大丈夫。俺は寛大じゃない」泣きながらそう言ったのです。私はそれを聞いた時に、スーッと頭の中が整理できたようでした。「そうだ。航平は寛大じゃない。そうだ、そうだ、航平は航平の人生がある。好きなように生きればいい」と、そう思いました。

それ以来、次男とはいろいろなことを話せるようになりました。自分の進路に看護師を選んだ時も、先生と一緒に看護学校を探し、岡山県の学校を受けることになりました。次男がその学校に提出した作文には、「命」と書いてありました。「うちの兄ちゃんは、飲酒運転の車で 16 歳の時に命を奪われました。母ちゃんはずっと看護師という仕事をしていました。看護師という仕事をしている母ちゃんはとても笑顔で、そしていつも笑っていました。小さい頃から看護師さんという仕事はやりがいがあるんだろうなって思いました。命を大切にす、その命の現場で働いてみたいなと思います。」彼の、「どんなに命が大切であるか、そしてその命を少しでも守るために勉強できるんだったら、僕も頑張ってみたい」という意思を、私は全力で応援をしようと思いました。

福岡から岡山に行く約 7 時間、私は次男が運転する横で、久しぶりにいろいろな話をしました。私たちが飲酒運転の撲滅活動を始めた時、マスコミの人達が来て大変だったこと、バイクに乗っていた時、友達に「航平の母ちゃん偉いね、頑張ってるけん、航平、今日は早く帰ってやり」と言われたこと。次男が高校受験の時、寛大の同級生が、まるで寛大のようにアドバイスをしてくれたこと。いろいろな支えがあつて、今こうやって生きているということ。岡山に行く間話をした 7 時間は、私の宝物です。

私が考える「被害者支援」

「被害者支援」という言葉は詳しくは知りませんでしたが、「近所の人たちがその人のことを思いやり寄り添い、声をかけ、普通に接して、そして困った時は『お互いさま』と言って声をかけあう」こと、それが被害者支援なのではないかと、私は思っています。だからこそ、地域や教育が大事です。最初に被害者に接する行政や警察のみなさんから、地域につなげていくというようなパイプ役をしていただければ、有難いと思います。そのお役に立てる時があるのであれば、私たち遺族はどんなことでも、お役に立てさせていただこうと思っています。

私たちの NPO 法人の事務所には、誰でも来ることができる「まちかど図書館」があります。いろいろな子供たち、悩みを抱えた大人、悲しみを抱えた人もやってきます。ただ話を聞いて、おいしいお茶を飲むだけですが、そのことが、それぞれが明日を生き抜くための重要な時間になっているのだらうと思います。これからも少しずつですが、頑張っていこうと思っています。今日は本当に有難うございました。ご清聴に心より感謝いたします。

3. パネルディスカッション「子供の頃に交通事故で家族を亡くすということ」

子供の頃に家族を亡くした方3名より、「子供の頃に交通事故で家族を亡くすということ」について、自身の体験談が語られた。その後、山本美也子氏から、体験談を聞いた感想が述べられ、その後、コーディネーター藤林武史氏との間でディスカッションが行われた。

① 子供の頃に交通事故で家族を亡くした方のお話

森川 耕太郎 氏

父親の事故

私の父は、平成11年の7月7日に交通事故に遭い、入院して1カ月が経った8月18日に亡くなりました。当時私は小学1年生の6歳で、家族は母、4歳と1歳の弟2人、同居の祖父母がいました。当時私はとても幼く、突然の事故のことをすぐには理解できていませんでした。自分が父親の死をきちんと受け止めることができたのは、高校生になってからだと思います。私は交通事故で父を亡くしたことについて、あまり記憶がありません。ただ、周囲の人が父親や家族構成などについて話していた時に、少し居心地の悪さを感じて、嘘をついたり、ごまかしたりしたことはありました。父が亡くなってから数年間は、家の雰囲気は若干暗かったですが、今では時間も経ち、父親の話を懐かしく語ることもあります。父の記憶はほとんどないため、自分が将来父親になった時に、どういうふうに子供に接したらよいか、理想の父親像というものがわからず、不安になることがあります。父親がいない分、自分が頑張って母親を支えなければという気持ちは、今までずっと抱いてきました。

子供にとって必要な支援とは

子供にとって必要な支援とは、まずは保護者の安定ではないでしょうか。保護者の不安定な気持ちは、子供に伝わります。立つことで精いっぱいな保護者を、まずは支えてあげることが必要だと思います。私の母親は、祖父母と同居していたため、仕事を続けることができ、経済的に安定していました。私の想像ですが、家族や親戚が近くにいたことで、本当につらい時は頼ることができたのではないかと思います。まずは保護者に対する経済的、生活面の支援、精神的な支援が必要であると思います。子供については、本当につらい時に話を聞いてもらえる、またはカウンセリングを受けられるような支援があれば良いと思います。交通遺児の家庭であるということを理解し、見守ってほしいと思います。

事故の後、私は、さまざまな人のサポートを受けることができ良かったと思っています。小学校高学年の時に、母親を亡くした友人と一緒に話をすることで、家族を亡くしたつらさを共感することができました。また、交通遺児育英会の支援では、「集い」で同じ境遇の人の話を聞いたり、話したりすることで、つらさを少し緩和できたと思います。このほか、私は地元のスキーと野球のチームに入っていたのですが、その保護者の方、特に父親の方からは、父親がいない穴を埋めてくれたと思っています。

私は、交通遺児育英会の支援で大学にも通うことができましたが、育英会を知らない人

も多いようなので、万一の場合の連絡先、相談先として、もっと認知されていけばいいのではないかと思います。私は交通遺児育英会の奨学金を受けていますが、返還型だけでなく給付タイプというものがあれば、経済的にも余裕が持てるのではないかと考えています。交通事故のない社会、私のような父親のいない子供が、将来出てこないような社会になることを希望しています。有難うございました。

石橋 邦恵 氏

妹の事故

先月 12 月に妹の 17 回忌の法要を行い、あれから 17 年も経過したのかと、しみじみ感じました。17 年前の私がどんなことをして過ごしたのか、どんなことに夢中になっていたのかを思い出すことは難しいことなのですが、あの日のことは、いつまでも頭から離れません。

平成 11 年 12 月 26 日、私は 23 歳でした。就職浪人中だった私は、前日まで年末の抽選会場でアルバイトをしていました。アルバイトを終え家に帰り、眠りについていたら、突然母に起こされ、当時鳥取大学の三年生だった妹が、事故に遭ったらしいと聞きました。状況が呑み込めずにリビングに行くと、父が警察と電話をしていて、その口調から、ただならぬ雰囲気を感じたのを覚えています。両親はすぐに車で鳥取へ向かい、私は祖母や弟と家にいましたが、皆会話をすることなく過ごしました。何かの間違いではないか、本当だったとしても、どれくらいの怪我なのか。誰かと一緒だったのかなど、いろいろな疑問が、頭を占めました。

NHK の朝一番のニュースで妹の事故が伝えられ、妹の大破した車が映り、「死亡」として名前が出たこと、他に 3 人の友達が乗っていたことを知り、頭の中が真っ白になりました。日付が変わる頃、両親は妹を連れて帰ってきました。本当にとっても長い 1 日でした。実は笑って帰ってくるんじゃないのか、本当は間違いじゃないのかと願っていましたが、棺を見た瞬間に、すべて夢でも勘違いでもなかった現実に泣き崩れたのを覚えています。

年が明けた 1 月の半ば、両親と一緒に鳥取の警察署、下宿先、大学に行きました。そこで事故の詳しい状況を知りました。妹を含めた 4 人が乗っていた車は、岡山の倉敷市にあったチボリ公園にクリスマスのイルミネーションを見に行った帰り、トンネルを抜けた先のカーブで、中央線を越え、一度壁にぶつかった対向車に正面衝突されたそうです。相手はかなりのスピードを出していた上、飲酒運転だったことを聞いて愕然としました。のちの裁判で加害者の当時の状況を知るにつれ、どうして将来に希望を持って飛び立とうとしていた彼女たちが、犠牲にならなければならなかったのか憤りを感じました。大学の下宿先で妹がどんな生活をしていたのか知れば知るほど、加害者に対する怒りが湧いて来ました。

事故の後つらく感じたこと

あの事故から、私はトンネルを通ることができなくなり、救急車の音を聞くと落ちつか

ない気分になりました。そして、毎年12月は家族にとって一年で一番つらい月になりました。周囲の楽しそうな会話やイベント、クリスマスのイルミネーションも、私にとってはつらく、涙が出そうになったこともあります。事故からの数年間は、「あなたがお父さんとお母さんを支えてあげてね」という周囲の声が、とてもつらかったです。自分も、妹がいなくなって悲しいのに、どうやって支えてあげたらいいのか、正直よくわかりませんでした。「きょうだいは何人？」と聞かれることも嫌でした。「3人」と答えて、妹のことについて聞かれることで、事故の話をしなければいけないのは、気が進みませんでした。

周囲は、悪意など全くないとわかっているのに、当時の私はその言葉がとてもつらかったです。私の悲しい感情、つらい感情を表に出すことは、両親を悲しませることになるかもしれないと思い、自分の気持ちを抑えていました。弟は、事故当時は高校3年生で、センター試験を数週間後に控えていましたが、勉強できるような精神状態でも環境でもなかったと思います。誰もが自分の事で精いっぱいでした。

心の声を聞いてもらえることの大切さ

事故で一緒に亡くなった友達のお姉さんとは、あの事故以降、時々メールで連絡を取り合うようになり、同じような気持ちをメールでお互い吐き出すことで、とても救われました。親にぶつけられない悲しさ、周囲に感じているモヤモヤを、彼女には話せる。彼女の苦しさを同じように受け止めてあげることができると思っていました。同じ立場の人と直接顔を合わせなくても、どこかでつながっていられるという安心感が、必要なのではないかと思います。

私の場合は23歳と、ある程度大人だったので、同じ立場の人に連絡するなど、行動し選択することもできました。子供は、自分の悲しみを伝える場は限られるので、どうしても我慢をしてしまう子が多いのではないのでしょうか。子供は、自分が支えにならなきゃと思うのですが、自分を支える受け皿がないのです。きょうだいを亡くした場合は、大人が自分を見てくれないと、別の寂しさを感じてしまうことがあるかもしれません。きょうだいの分まで何かしなきゃと頑張りすぎる子がいるかもしれません。そういった心のケアをしてくれる人、心の声を聞いて受け止めてくれる人がいたら、それだけで少し気持ちが晴れて、前に進めると思います。

以前どういった状況だか忘れてしまいましたが、父に「生きていてくれたらそれでいい」と言われたことがあります。私はその言葉でずいぶん救われた気がします。両親の思いも痛いほど理解していても、心のどこかで、私は寂しかったのです。多少困らせたとしても、生きてることが一番だと解釈しています。改めて自分を認めてもらえることの大切さを実感しています。有難うございました。

松田 愛礼 氏

父親の事故と自分の歩んできた道

私は、5歳の時に父親を亡くしました。父が亡くなってからは、母と私1人という家族構成になりました。父の記憶や思い出はあまりなく、当時は幼くて「死」について理解できていなかったようです。

私は、高校まで福岡で過ごしました。友達から父親について聞かれ、正直に「亡くなった」と言うと、相手に「聞いてごめんね」と言われ、私も「なんだかすまないな」といった気持ちになることがありました。それ以降、父親について聞かれると「働いているよ」などと嘘をついたり、父親の話になるとその場から立ち去ったりしたこともあります。

父親参観の時、母や祖父母が来るのを見て、周りは父親ばかりなのに、うちはちょっと他と違うのだなと、疎外感を感じることもありました。母は気丈で頑張り屋ですが、父親について聞いてしまうと、母を悲しませるのではないかと、泣き崩れてしまうのではないかと、小さい子供でも感じていたので、なるべく父の話は避けたり、逆に明るく振る舞って母を笑わせようとしていたりしました。このような経験は、自分の性格形成に非常に影響を与えたのだらうと思っています。

大学は、福岡と東京の大学に合格しました。通常であれば経済的にも、また母を福岡に残すことを考えると、地元の福岡の大学に進むべきではないかと迷いましたが、交通遺児育英会の奨学金と寮があったことから、東京の大学に進学しました。育英会の寮は、当月2万円で、朝食と夕食が出ました。スピーチコンテスト、読書感想文、餅つき大会、成人式などイベントもあり、ただの住居ではなく、「温かい心、広い視野、行動力を養い、国際的に人類・社会に貢献する人材」を作ろうという教育の場という面も持った寮でした。

この寮には、男性、女性、理系、文系、全国からさまざまな人が来ていましたが、ベースは同じ交通遺児という共通する部分がありました。そんな人たちが一緒にイベントをしたり、議論をしたり、時には酒を飲みながら、亡くなった親のこと、自分が今まで考えてきたこと、将来の夢などについて、語り合いました。こうした経験を踏まえ、帰省した時には、昔聞けなかった父のことを母に聞けるようになっていきました。

子供に必要な支援

遺された子供の支援のためには、何が必要なのか。私の体験から言えることは、3つです。1つ目は、共有できる環境です。「自分はひとりではない、同じ仲間がいる」と感じられる環境があることです。2つ目は、選択肢を減らさないことです。私は奨学金を借りて、東京の大学に進学できました。もし奨学金がなければ、東京に進学することは、私の選択肢にありませんでした。3つ目は、時間です。子供の時は「死」ということが分からない。成長する中で、だんだんとわかってきて、大学生くらいになると明確に理解できるようになる。親の死に対して、成長と共に考えが変わってくるのです。これには時間が必要であると思います。時間が経つと、「自分の父親が死んだ」ということに対して何かしらの意味があると感じてくる。自分が東京に出て行って、勉強し、大学院まで出て、今ではやりたかった

仕事に従事している。時間というのは、自分の人生に起こることはプラスと考えるもの、そう感じられるところまで、今では辿り着くことができたと感じています。ただ、時間というものは早く回せないものです。まずは、共有できる環境と、選択肢を減らさないということ、これらが必要ではないかと考えています。有難うございました。

② パネリストのお話を聞いて

山本美也子氏

母親の立場で、お話を聞かせていただきましたが、皆さんとても立派になられたなと感じました。森川さんは、長男と年齢も似ていることから、これからはしっかり頑張っしてほしいと思います。しっかりとお母さんのことも見ていて、保護者が安定することが、家族が回っていくうえで大切であると、小さいながらにきちんと感じていたのだなと感じました。

石橋さんのお父様とは親交があり、飲酒運転撲滅の活動を通して、いろいろなことを教えていただいている先輩の中の 1 人です。なので、お嬢様の邦恵さんが、子育てをきちんとしているところを、私も見かけたことがあります。母として頑張りながら、妹さんのことも思いながら、みんなで前を向いて生きていってほしいなと感じました。

そして松田さんのお話は、いろいろ知ることができる機会になりました。交通遺児育英会や、遺児のみなさんについては聞いたことがあります。天神で募金活動をしているところを見かけたこともあります。私も募金したことがあります。そのお金が何に、誰に使われているのか、知る機会はありませんでした。交通遺児育英会には、東京に食事付の寮があり、大学にも通えて、そうやって日本社会を支えていく立派な人たちを育て、支えるための組織だったのだなと、初めて知ることができました。

③ ディスカッション

ディスカッションでは、コーディネーターの藤林武史氏が、パネリストの 3 名に質問を投げかけ、それに答えるという形で進められた。また、山本氏からも、適宜コメントが寄せられた。

○ テーマ1：家族について聞かれることについて

藤林氏：子供のころ、周囲の人から家族について聞かれることはつらい体験だったという話が皆さんに共通してありました。それについて、もう少し掘り下げて教えていただけますか？

石橋さん：きょうだいについて聞かれた時は、「2 人」とは言いたくないのですが、「3 人」と答えた後の話の流れが自分の中で見えてきて、自分が言うこともつらいし、相手が聞くこともつらいだろうと思い、やはり私も「鳥取に行っているんだ」

と言ったり、曖昧にしてしまったこともあります。家族を亡くしていなければ、私も普段の会話でなにげなく聞いてしまっていたと思います。家族について聞かれることで、傷ついている人もいるんだなということを感じるようになりました。

森川さん：中学までは、周囲は父親のことを知っている状況でしたので、聞かれた記憶はありませんが、高校に入り新しい環境になると、父がいないことを知らない人に聞かれたことがありました。その時は、「働いているよ」とごまかしたり、嘘をついたりした記憶があります。家族の話題は結構デリケートであるということが、周囲にはあまり伝わっていないのだと思います。

松田さん：私も嘘をついたことはあります。聞いている本人も、私のことを知りたいと思いは聞いているので、どちらも悪くありません。解決策はないのではないかと思います。ただ、子供の時に親を亡くした子供もいる、交通事故だけでなく災害、病気、離婚などにより、さまざまな家庭環境があるということを理解する大切さを、学校や家庭で話し合う必要があるかと考えます。

藤林氏：皆さんのお話を伺って、解決策のないことではありますが、日常的な会話の中で、家族のことを聞くことで心を痛めるというか、そう感じる場合があるということとは多くの人に知ってもらいたいと思います。

○ テーマ2：親との関係について

藤林氏：親への思いについて、もう少し聞かせてください。やはり子供の頃は、事故について親には聞きづらかったのでしょうか。

松田さん：私の場合は男の子なので、母には少し話しづらかったです。聞くと崩れてしまうのではないかと思うと、頑張っている母に対しては聞けませんでした。大学生になり、私が聞き始めたこともあるのか、最近は私が聞かなくても、母から話してくれるようになりました。

森川さん：最近になって、やっと父の話をできるようになったと思います。母から話しかけてくることはありましたが、私の方がもっと聞いていいのかと遠慮している部分がありました。父の死については、まだ自分の中で整理がついていないので、これから話を聞いていかなければいけないのかなと思っています。我が家は家族が多く、母が頑張っているんで、自分も頑張らないといけないと思いつつ、生きてきました。

石橋さん：妹が亡くなったことで、初めて見る両親の姿に戸惑い、これ以上両親が悲しむ姿を見たくないと思いました。事実を分かち合うことはできても、感情は分かち合えないと思うところがあります。「こういうことがあったよね」「ああいうことがあったよね」とは言えても、「だからどうだった」という自分の気持ちを両親にぶつけることは、あまりしていなかったと思います。今は、自分も親となり、やっと話せるようになったかなと感じています。子供を亡くした両親の気持ちを想像することはできないですが、「いとoshii存在ができた。これを守りたい」という気持ちは両親も自分も変わらないのだろうと思っています。

○ テーマ3：同じ立場の人との出会いについて

藤林氏：親の姿を見ていると、気持ちがなかなか言えない。その代わり、親以外の誰かが子供の気持ちを汲んでくれたり、話ができると良いかと思います。そこで3人のみなさんには、同じ境遇の人との出会いがとても大きな意味があったと思いますが、それについてもう少し教えてください。

松田さん：私は、交通遺児育英会の寮で同じ交通遺児の人に出会うことができました。寮では全く違う地域から来ている人と生活します。性格も違い、同じ日本人でもいろいろなタイプがいるのだなと思いました。大学時代という多感な時期に、同じ部屋で生活し、親のことを考えたり、講座ではその世界で第一人者の人の話が聞けたりしました。読書感想文を書いたり、スピーチを披露したり、海外留学もしました。交通遺児という同じ境遇の仲間がすぐそばにいるという環境で大学生活を送れたことは、自分の人生の大きな転換期でした。当時の仲間とは、今でも交流があります。

森川さん：私も交通遺児育英会の寮で生活したことがあります。機会があればまた戻りたいと思うぐらい、良い寮でした。みんなと一緒に暮らして、朝7時半に上級生にたたき起こされ、夜帰ってきて夕食を食べ、一緒に風呂に入る。そういった共同生活することで、仲良く話せる友だちが自然とできて良かったと思います。交通遺児育英会の「集い」には今でも参加していますが、全国の学生が集うため、地方での生活や感じ方などを比較して見るができる良い機会になっています。

石橋さん：妹の友人も同じ事故で亡くなったのですが、その友人のお姉さんが私と同じ年齢でした。それがきっかけでお姉さんと知り合い、アドレスを交換して連絡を取り合うようになったのです。ちょっと話を聞いて欲しい時に連絡していたのですが、私がたまたま京都に行く機会があった時に京都で会うことができました。同じ事故で同じ歳の差の妹を亡くしたということで、すごく励まされる存

在でした。

○ パネルディスカッションを振り返って

山本氏：被害者遺族は全国にいます。ハートバンドという全国犯罪被害者支援のゆるやかなネットワークがあり、そこでは子供たちだけの集まりがあります。少し年齢が上のお姉さんが司会をして、子供たちに「今日は何を言っても大丈夫、絶対大人の人は聞かないし、怒らないよ」と伝えながら、子供同士で気持ちを話す場所だそうです。子供にも「大人には聞いて欲しくないけど話したい」ということがあるのだと思います。福岡県でも、ぜひそういう機会があれば良いと思います。私にとっては、次男について話をさせていただくのは、今回が初めてでしたので、来る前は少しドキドキしていましたが、このように皆さんに知っていただくというのは、本当に大切だと思いました。こういう活動が継続して行われ、たくさんの方々の思いの中で、子供たちが笑顔で生き抜いていける世の中になればいいなと思っています。有難うございました。

藤林氏：子供の支援、保護者の支援、経済的な支援、近所や学校からの支援と、いろいろある中で、当事者同士の相互支援は、まだ十分でないと感じています。当事者同士が集まる場所、集いの場所が限られている。特にきょうだいを亡くした子供の場合には、よほどの偶然、あるいはタイミングがなければ、そういった場がないのが現状です。今日お話しいただいた3人の方のように、少し年長になったお兄さんお姉さんが子供と一緒に遊んだり、お話を聞いたりしながら、共に経験することも、これからの非常に大きなヒントになってくるのではないかと思います。今日は、このようなテーマについて、3名のパネリストの方は勇気をもって公の場でお話しいただいたのではないのでしょうか。今日お話しいただいた方々の声や思いに耳を傾け、これからの子供たちの支援を実現していくことが、我々の使命なのではないかと思います。本日は有難うございました。

IV. 交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウムのまとめと今後の方向性

1. まとめ

(1) 開催について

交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウムは、東京都、大阪府に続き、今年度の福岡県開催で3回目となる。開催日当日は記録的な大雪といった天候にもかかわらず、約90名の参加者が集まり、行政関係者や教育関係者など被害者支援に携わる人や直接子供と接する機会がある方々はもとより、多くの一般の方々が、講演とパネルディスカッションに耳を傾けた。また、報道機関各社からの参加・取材もあり、後日に紙面にて当シンポジウムの様子が紹介されるなど、福岡県での関心の高さが示された。

さらに、参加者へのアンケートにおいて、9割以上の回答者が「有意義だった」と回答していることから、当シンポジウムが好評であったことがうかがえる。子供の支援の重要性を改めて認識するとともに、効果的な支援の実施に向けて、貴重な情報提供の場となった。

(2) 構成について

今年度のシンポジウムは、専門家の立場から藤林武史氏の基調講演、ご遺族の立場から山本美也子氏の講演、そして子供の時に交通事故で家族を亡くした当事者の方3名のお話、それに続くパネルディスカッションという構成であった。

藤林氏の基調講演では、家族を亡くした子供の心理状態や行動の変化についての詳細な説明が行われ、自分の気持ちを言葉に表せない子供たちの状況、それを理解したうえでどのような支援が必要なのかという視点から、一般の方々にもわかりやすくご講義いただいた。

ご遺族の講演では、山本氏より、交通事故で長男を亡くした母親としてのお話、また兄を亡くした次男の様子についてお話をいただいた。ご自身も長男を失った悲しみを抱えながら、遺された次男をあたたかく見守りつつ、将来に向かって歩み始めた子供を全力で応援する姿は、参加者の胸を打つものであった。

パネルディスカッションについては、子供の頃に父親を亡くされた方2名、きょうだいを亡くされた方1名より、お話いただいた。3名のお話には、多くの共通する話題が見られた内容となった。特に「同じ境遇の人との出会いの重要性」がテーマとして議論され、親にも話せない自分の気持ちを、同じような境遇や立場の人に話すことが、自分を見つめ、将来に向かって進んでいくための大きなきっかけとなることがうかがわれた。藤林氏、山本氏の講演の中でも触れられているが、仲間との出会いや語り合い、寄り添いが、子供への支援を充実させるうえで重要であると考えられ、いわゆる「ピアサポート」の重要性が示されたパネルディスカッションとなった。

(3) アンケート結果から

シンポジウム後に実施した参加者へのアンケートによると、今年度の参加者の内訳は、「交通事故に関する支援団体関係者」が3割、「地方・国家公務員」と「交通安全担当・交通事故相談窓口担当者」が2割超となるなど、支援者や行政担当者が多く出席したシンポジウムとなった。参加した感想として「有意義であった」と回答した人が9割を超えるなど、全体的に高い評価となっている。具体的な声として、交通事故が遺族に与える精神的負担の重さ、また子供に与える影響について認識することができたという意見が目立った。子供の支援の必要性についての理解が深まったシンポジウムとなった。

2. 今後の方向性

今後の方向性についての主な検討内容は、以下のとおりである。

(1) 開催地域について

シンポジウムは毎回参加者から高い評価を得ており、講演やパネルディスカッションを通して、被害者や事故当時子供だった方の生の声を直接聴くことができる、数少ない貴重な機会となっている。できるだけ多くの方々に聴いていただくことが望ましいため、今後も近隣からのアクセスが良い地域を選択することが検討される。また、支援や連携が進めやすくなることから、交通遺児等を支援している団体など、このテーマの支援について関心が高い地域であれば、より望ましいと考えられる。

(2) 構成について

参加者のアンケートからは、支援者、親、子供、きょうだい、それぞれの立場での思いが丁寧に説明され、非常に有意義であったとの意見が多くみられた。子供の支援に関して、多角的に理解するための適切な構成であると思われるため、今後も引き続き、同様の構成にてシンポジウムが開催されることが望ましいと考えられる。

(3) 広報について

今年度は、記録的な大雪という天候にもかかわらず、多数の参加者にお越しいただくなど、交通事故で家族を亡くした子供に対する関心の高さがうかがわれた。今後も引き続き各関係機関への広報に努め、多くの方々に参加いただくことが期待される。特に、子供と直接かかわる教育関係者の方々に、多くお越しいただくことが、今後の検討課題であると思われる。広報については、チラシの配布や内閣府ホームページへの掲載などを通して行っているが、今後も各方面を通して積極的な広報活動を行うことが望まれる。

第2章 交通事故で家族を亡くした 子供の支援に関する意見交換会

I. 目的

交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会は、平成 23 年度に作成した子供の親及び支援者向けパンフレット「交通事故で家族を亡くした子どもの支援のために」を紹介し、その活用を積極的に促すとともに、事例（体験談）及び意見交換を通じ、学校現場等で抱える交通事故で家族を亡くした子供の支援における問題点や課題等の意見を集約するほか、交通事故で家族を亡くした子供の支援に係る関係者間の連携を強化し、意思の疎通を図ることを目的に実施している。

II. 概要

家族を亡くした子供の支援に関する専門家、ご遺族、被害者支援センター等の関係団体間で、交通事故で家族を亡くした子供に起こりやすい反応や特徴に関する情報、また各地域における相談先に関する情報等を共有化し、連携強化を図ることを内容とした意見交換会を岩手県、富山県において開催した。

III. 体制

当該事業を進めるに当たっては、以下の体制で実施した。

- (1) 専門家（敬称略）
 - ・ 子どもグリーンサポートステーション 代表 西田 正弘
 - ・ ほんだクリニック 院長 本田 徹
- (2) 内閣府交通事故被害者サポート事業検討会委員
- (3) 交通事故で家族を亡くされたご遺族
- (4) 相談窓口等関係者
 - ・ 交通事故や精神保健に関する相談窓口
 - ・ 交通事故等被害者支援に携わる者
 - ・ 子供の支援に携わる者
- (5) 事務局
 - ・ 内閣府
 - ・ 日本PMIコンサルティング株式会社

IV. 開催日程

意見交換会開催日程は、以下の図表 2-1 のとおりである。

図表 2-1 意見交換会開催日程表

開催場所	岩手県	富山県
開催日程	平成 27 年 12 月 21 日	平成 28 年 1 月 7 日

V. プログラム

意見交換会は、図表 2-2 のプログラムに従い行った。交通事故被害者等や子供の支援に係わる関係機関の業務紹介の後、専門家による講義、ご遺族による講話を実施し、その後、意見交換が行われた。

図表 2-2 意見交換会 プログラム

時 間	担 当	内 容
13 : 00 ~ 13 : 30	事務局	開催挨拶及び参加者の紹介 (業務紹介も含む)
13 : 30 ~ 14 : 30	ご遺族	家族を亡くした子供の反応・ 必要な支援について
14 : 30 ~ 14 : 45		休憩
14 : 45 ~ 15 : 45	専門家	家族を亡くした子供の反応・ 必要な支援について
16 : 00 ~ 16 : 45	全員	意見交換
16 : 45 ~ 17 : 00	事務局	総括・閉会

VI. 実施内容

1. 岩手県意見交換会

(1) 出席者（敬称略）

岩手県交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会の出席者は、以下のとおりである。

- ・子どもグリーフサポートステーション 代表 西田 正弘
- ・平成 27 年度内閣府交通事故被害者サポート事業検討会 委員
飲酒・ひき逃げ事犯に厳罰を求める遺族・関係者全国連絡協議会 幹事 井上 郁美
- ・ご遺族 2 名
みやぎ交通事故遺族の会 杜のいぶき 代表 佐藤 早織
三浦 芳子
- ・岩手県環境生活部 県民くらしの安全課 1 名
- ・岩手県立県民センター 1 名
- ・岩手県警察本部 警務部 県民課 被害者支援室 1 名
- ・岩手県教育委員会 事務局 学校教育室 1 名
- ・岩手県福祉総合相談センター 1 名
- ・岩手県精神保健福祉センター 1 名
- ・日本司法支援センター 岩手地方事務所（法テラス） 1 名
- ・公益社団法人 いわて被害者支援センター 3 名
- ・独立行政法人自動車事故対策機構 3 名
- ・内閣府 1 名
- ・事務局 1 名

(2) 会場

岩手県盛岡市盛岡駅西通 1 丁目 7 番 1 号

アイーナ いわて県民情報交流センター（会議室 703）

(3) 概要

参加機関・団体の業務紹介の後、ご遺族 2 名よりご自身の体験についてお話いただいた。その後、専門家による講義が行われた。最後に参加機関・団体、ご遺族等の間で意見交換が行われた。

(4) ご遺族の話

交通事故で家族を亡くしたご遺族である佐藤早織氏、三浦芳子氏より、家族を亡くした子供の反応と必要な支援について、お話をいただいた。

佐藤 早織 氏

事故の概要について

平成12年7月7日の朝、当時小学校3年生の息子、翔樹（しょうき）は、青信号で横断歩道を渡っていたところ、信号無視をした大型特殊クレーン車に轢き殺されました。事故現場で即死であったことを聞かされ、私は錯乱しました。棺が戻ってきた時、息子は全身を包帯で巻かれていて、私が触れることができたのは、衣類とランドセルだけでした。鞆のベルトは引きちぎられ、筆箱も鉛筆も潰れていました。衣類はぼろぼろに裂け、血まみれでした。

遺された子供たちの反応について

長女は小学校6年生でした。事故直後はちょうど現場の横を通り過ぎていたそうです。先生から「弟さんが事故に遭った」と言われ、帰宅した娘は「どうして翔樹なの？」と、訴えました。情けないことに、私は自分のことで精いっぱいでした。私の母が娘の面倒を見に来てくれたのですが、「一周忌も経っていないのに、自分だけ楽しいことをしてはだめ。お姉ちゃんだったら、我慢できるでしょ」と言われたり、友達に事故について聞かれたり、「きょうだいは何人？」と聞かれたりしたそうです。弟の存在を隠していた自分が嫌になり「自分が死ねばよかった」と言ったこともあります。

次女は事故の後に生まれました。小学生の頃、翔樹が使っていた文房具を使ったり、中学生になると「お兄ちゃんができなかったことを、私が代わりにする」と言ったりしていました。同じく事故後に生まれた三女は、幼稚園の頃「事故がなかったら、私は生まれていなかったんでしょう」と泣いたり、「翔樹くんに似ているから、生まれ変わりだ」と言われたりしました。三女が情緒不安定になり悩んでいたところ、宮城県子ども総合センターを紹介され、診察してもらいました。子供の心が不安定だった原因は私にあったようで、私の情緒不安定が三女に伝わっていたというのです。三女は「お母さんが心配でたまらないけど、どうしてあげてよいのかわからない」と話していました。

時間を取り戻すために

今、当時を振り返って、私は、自分と亡くなった息子のことばかりを考え、心から娘たちと向き合っていなかったと思っています。両親が冷静でいられない時、本来なら守って支えてあげなければいけなかった子供たち。娘たちの話を聞いてあげる精神的余裕が、母親である私にはありませんでした。きっと孤独を感じ、とてつもない不安に襲われたと思います。今その時間を少しでも取り戻し、子供たちが一緒に参加できるようにと、私たち遺族の会・自助グループでは、子供たちと一緒にパネル展示などに参加しています。私が落ち着くまで、そばで黙って話を聞き、子供たちと遊んでくれる方や思いやりを持って接してくれる方がいてくれたら、状況は違っていたのではないかと思います。

三浦 芳子 氏

事故の概要について

平成 13 年 4 月 20 日、当時大学 3 年生の長女、芳代子は、青信号の交差点を自転車で横断中、左折する 10 トントラックに轢かれて亡くなりました。事故からしばらくは生活そのものが壊され、まさに混乱状態でした。娘の死を受け止められず、葬儀の時も自分の娘の葬儀とは思えなかったため、ただ流されて終わってしまいました。たくさんの手続きと刑事裁判に追われ、自分達は何もできず、不安と心配だけが押し寄せてきました。誰かに助けてもらいたい、そばにいて欲しいと思いました。被害から 1 年近く経った頃にインターネットで知り合った被害者遺族の方たちとやり取りし、被害者関連の活動に参加する中で、ようやく精神的に落ち着きを取り戻すことができました。

遺された息子の反応について

長男は当時 24 歳でした。私は、息子に押さえきれない感情をぶつけてしまい、今では申し訳ないと思っているのですが、息子に謝る機会はありませんでした。先日、息子に初めて聞いてみたところ「忘れたよ」と流されてしまいました。息子には大きな負担をかけていたということを知りました。友人や職場の人が自分に気を遣ってくれていたことが複雑だったこと、気が狂いそうになるので、現実から目を逸らそうとしていたこと、情緒不安定ぎみであったこと、悲しんでいる親をどう支えてよいのかわからなかったこと、きょうだいの人数を聞かれて困ったことなど、こうした息子の気持ちを知り、私は、息子がずっと心に蓋をして生きてきたのではないかと思います。

あれから 14 年が過ぎ、現在、息子は結婚し小学生の子供がおります。孫から「おばあちゃん心配性でいやだ」と言われています。時間が経過し孫ができて、孫にも同じような心配をしている。言っではいけないと思いながら、つい言ってしまう。息子にもいつも口うるさく言っているのではと思います、こういう気持ちから抜け出せない悩みはあります。

遺された子供たちへの支援について

子供には、親とは別の支援者がいると効果があるのではないかと思います。家庭、学校、支援機関の間での細かな連携が必要だということはもちろん、特に学校では、学校全体で被害者に対する共通理解を持っていただけると良いのではないかと思います。子供は以前と変わらず元気そうに見えても、実は悩みを抱えているものです。周囲がそのことを認識し、長期間見守ることが良いのではないかと思います。また、同じ境遇にある子供たちが出会う場も必要です。これは大人も同様ですので、自助グループ、個別の専門家による支援、被害者同士の語り合い、この 3 つが上手く連携していく環境があると、有難いなと思います。

被害者の支援にあたっては、被害者が孤立しないように、どこかに繋がるのが第一歩です。しかし、支援の手が届きにくいのが現状です。必要としている被害者に手が届き、被害者支援が一層充実することを願っています。

(5) 講義「家族を亡くした子供の支援～沈黙と『あのね』の間で～」

子どもグリーフサポートステーション代表の西田正弘氏より、「家族を亡くした子供の支援～沈黙と『あのね』の間で～」と題して講義が行われた。なお、講義内容の要旨は、以下の通りである。

子どもグリーフサポートステーションでの取組

子どもグリーフサポートステーションでは、身近な人と死別した子供を対象に活動している。子供に関わる際は、子供自身が子どものペースで心を開きやすいように関わるかがポイントである。子供が「あのね」と話し始めるまでには、いろいろな関わりを経なければならぬ。

グリーフとは、大切なものを失くしたことによる悲嘆・苦悩・嘆き・愛惜などの気持ちを指す。グリーフサポートとは、当事者自身が自分のグリーフに丁寧に触れられるように手助けするということである。子どもグリーフサポートステーションで行っている月 1～2 回の日帰りプログラムでは、自由遊び、おやつ、お話の時間を設け、家族は何人と聞かれた場合や「父の日や母の日の過ごし方などのテーマについて話している。これらはまた「ピアサポート」の場所と時間ということもできる。

グリーフを抱える子供の特徴とその対応

グリーフを抱える子供は、腹痛・倦怠感などの身体症状を訴えたり、孤立を感じたりしやすい。中学生以上の場合、混乱している保護者を見て支える役割を担ったり、進学期を迎える頃には経済的な問題も発生して、「自分は親に迷惑をかける存在」と感じたりしやすい。そんな中、周囲からは「お母さんを助けてあげて」などと言われ、追い込まれてしまう。子供には今の気持ちを丁寧に聞きながら、「あなたはかけがえのない存在」であることを伝え、自尊感情を持たせることが重要なのである。

ピアサポートの大切さ

死別は過去の出来事でも、その影響は現在も進行している。そこで、子どもグリーフサポートステーションでは、ピアサポートの場、つまり「同じような体験したもの同士が批判せずお互いを認め合いながら、それぞれ固有の体験談を語り合い、聞き合い、支え合うつながり。誰かと一緒にいながら自分自身でいられる場所」を提供している。

ピアサポートでは、自分の気持ちに丁寧に触れながら自分の言葉で語り、その場にいる人の話も聞く。いろいろな経験をしている人の話を聞くことで、これからの自分に参考となる人に出会えることは、ピアサポートの力である。そうした環境を設定することで、子供たちは少しずつ自分の気持ちを表現しやすくなるようである。気持ちを受け止めてもらうことで、事実と向き合う力や自己肯定感を持てるようになる。

家族を亡くした人とかかわる時に心に留めておくこと

家族を亡くした人とかかわる際は「自分が経験したことがないようなことを経験した人」

という認識を持つこと、また自分が似たような経験をしていたとしても、自分の経験をあてはめないことが重要である。相手の世界をできるだけキャッチする姿勢、後ろから目線を合わせ、相手が見ている風景を一緒に見ようとする姿勢が重要である。

出会った最初は、その人の話をよく聞いて、しんどさを汲み取り、付き合いを続ける中で、お互いの思っていることを話すことができるような関係に発展させていくことが理想ではないだろうか。本人が自分で対処できるようになることが重要なので、本人に働きかけるのと同時に、学校の先生など周囲の人の理解や手助けがポイントとなってくる。

支えることのゴール

支援者としてのゴールは、支援している子供が「自殺に追い込まれない」「自分らしい生活が送れる」「楽しみごとができるようになる」「困ったときに『助けて』と言える」ようになることではないかと考えている。いろいろな遊びをしながら、健康的な部分を生かしていくことは非常に重要である。

依然として、死別を経験した子供に対する支援は、広がっていないのが現状である。ピアサポートを行う場合は、実施場所と中心になる人員が必要となるし、そういった人員を養成しなければならない。我々は現在、ピアサポートの場を広げるとともに、キャンプを実施している団体と連携して、「グリーフキャンプ」という新しい試みに取り組んでいるところである。

死別は時間的には過去であるが、グリーフは現在進行形で影響している。悲しみの気持ちや生活再建、学習支援などを全体としてどうやってサポートしていくか。その支援体制について、こういう検討会を通して少しずつ考え、理解していくことが、社会の認識を形成することの土台となってくるのではないかと思う。有難うございました。

(6) 意見交換

交通事故で家族を亡くした子供の支援に関して、参加機関から業務紹介や、意見交換が行われた。各機関の担当者からは、ご遺族の話や講義を受け、相談者が相談しやすい環境をいかに構築するかについての意見が交わされた。岩手県の県民性として「相談しづらい」状況にある中で、「困ったら来てください」という姿勢であれば、相談することのハードルは高いままであるため、必要であれば関係機関が被害者を訪問して支援に繋げることも重要との認識が共有された。従来のチラシ配布などの広報の手段に加え、情報提供をさらに充実させ、アウトリーチ体制を検討していくことの重要性について話し合われた。

震災の影響を受けた子供のみならず、今後は交通事故を含めさまざまな喪失を体験した子供のカウンセリング体制の拡充が必要との理解が進んだ意見交換会となった。

2. 富山県意見交換会

(1) 出席者（敬称略）

富山県交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会の出席者は、下記のとおりである。

- ・ほんだクリニック 院長 本田 徹
- ・ご遺族 2名
松本 茜
大塚 清美
- ・富山県知事政策局 防災・危機管理課 2名
- ・富山県交通事故相談所 1名
- ・富山県警察本部警務部 警察相談課 1名
- ・富山県警察本部交通部 交通指導課 1名
- ・富山県教育委員会 小中学校課 1名
- ・富山県 富山児童相談所 1名
- ・富山県 高岡児童相談所 1名
- ・富山県心の健康センター 1名
- ・日本司法支援センター富山地方事務所（法テラス） 1名
- ・公益社団法人 とやま被害者支援センター 1名
- ・子どもグリーフサポートステーション 1名
- ・グリーフサポートとやま 1名
- ・独立行政法人自動車事故対策機構 3名
- ・内閣府 1名
- ・事務局 1名

(2) 会場

富山県富山市新総曲輪4番18号 富山県民会館（613会議室）

(3) 概要

参加機関・団体の業務紹介の後、ご遺族2名よりご自身の体験についてお話いただいた。その後、専門家による講義が行われた。最後に参加機関・団体、ご遺族等の間で意見交換が行われた。

(4) ご遺族の話

交通事故で家族を亡くしたご遺族である松本茜氏、大塚清美氏より、家族を亡くした子供の反応と必要な支援について、お話をいただいた。

松本 茜 氏

事故の概要について

2003年2月12日、高校1年生の兄は新聞配達のアルバイトに向かう途中、飲酒運転の車にひかれて亡くなりました。中学2年生だった私は、兄が死んでしまった恐怖、親が壊れてしまった恐怖を抱え、様々な手続に追われる両親の代わりに、学校関係者への事故についての報告や警察との話し合いを行うという役割を背負い、大きな重圧を感じていました。母は、毎日兄のセーターを抱きしめて泣いていました。私は、そんな母を何もできずにただ見ているという状態で、兄を亡くしたと同時に母も失くしてしまったと感じました。

理解されない苦しみ

私は以前より明るい性格でしたので、学校に復帰する時はどのように振る舞ってよいのか悩みました。登校の朝、友人がいつも通りに私の名前を呼びましたが、私は元気に返事できず、無視してしまいました。その友人はいつもどおりに接することが私のためだと思ってくれたのでしょうか。しかし、私はその気持ちを汲み取ることができず、事故や両親の姿がテレビで報道され人目が気になっている私に対して「ひどいことをする」と思っていました。「お線香の匂いがする」と言われたことも日常茶飯事でした。そんな学校での出来事を両親に言えるはずありません。担任の先生や保健室の養護の先生は私の話を聞いてくれて、私の支えとなっていたのですが、別の先生は私が養護の先生を頻繁に訪れることを快く思っておらず、保健室に通いづらくなりました。代わりにスクールカウンセラーを薦められましたが、相談時間が決められており、利用しづらく、足が遠のきました。

進学した高校でも、先生の言葉に傷つきました。ある先生が、「親より先に死ぬのは親不孝。交通事故で死ぬというのは、大ばか者」と言ったのです。それは、危険なことをして自業自得で亡くなるようなケースについての発言だったかもしれませんが、兄の事故のことをよく知る先生でしたので、大きな衝撃を受けました。交通安全の講話を受けていた時、動悸が激しくなったので担任に退席を申し出たところ、学年主任に「つらい経験から逃げようとするのは、自分の成長にならない」と言われ、講話の席に連れ戻されたこともあります。とてもつらい体験でした。こんなにも先生は配慮してくれないのかと思いました。

進んでほしい、家族を亡くした生徒への理解

事故の前、私は許される範囲で好きなことをやって生きていきたいと思っていました。しかし、その時の自分にはその選択肢はありませんでした。進路先を選ぶ時は、親の望むように進みました。私は親のそばにいて安心させてあげなければいけないと思っていました。兄の事故は、人間により起こされた防げた事故でした。死ぬ運命などでは決してありませんでした。私が経験した恐怖、トラウマ、人間不信は、経験したことがない人には到底想像できるものではありません。教育関係や支援機関の方々には、突然家族を亡くした生徒の状態や対応についてぜひ理解していただきたいです。特別扱いして欲しいとは思っていません。私のような経験をした時に陥る状況について、理解して欲しいだけなのです。

大塚 清美 氏

事故の概要について

1995年12月6日、当時1歳だった長男は、私の母に背負われ散歩中、飲酒運転の軽トラックに跳ねられ、脳挫傷により翌日亡くなりました。当時は裁判への参加制度もなく、それ以前に裁判日程すらも、遺族には知らされない時代でした。事故調書の閲覧を希望したり、裁判官に思いを伝えたりと、遺族自身が情報を集めなければなりませんでした。幸せそうな家族を見るのがつらい、どうやったら息子に会えるのか、あの時自分が別の行動を取っていたらなど、そんなことばかり考えて生きていました。

事故後に生まれた娘の様子

娘は、事故の2年後に生まれました。私の神経質で過干渉な子育ては娘に影響を与え、ある日「私は不幸になるために生まれてきたの？」と言われたことがあります。「お兄ちゃんが亡くならなければ、私は生まれていなかった」とも言われたことがあります。私は娘の心を癒さなければと思い、カウンセリングを受けました。次第に気持ちが楽になり、娘への接し方も少し変わるようになりましたが、私の心配な気持ちは簡単には消えず、進学先も県内の学校でとお願いしたり、同じ学校に行く友人と行動を共にするようにとお願いしたりと、細かなことまで口出ししています。娘は反発したい気持ちは持ちつつ、耐えているのだと思います。我が家では、息子の話をするのはほとんどありません。娘も事故について聞きませんが、兄のことを気遣ってか、仏壇にお菓子をお供えしてくれます。犯罪被害者のパネル展に娘を連れて行ったこともありますので、その際に私たち親の思いを伝えることができているのではないかと思います。

子供や保護者にとっては、自分の気持ちを伝えることは困難であると思います。私の場合も、子育てなどで悩んだ時、担任や養護の先生に相談して信頼関係もできましたが、それでも自分の気持ちを率直に言えませんでした。娘についても、自分の気持ちの原因となっているものには触れられたくない様子でしたので、学校以外に相談した場所はありません。今では、スクールカウンセラーなど心のケアに関する体制は進んでいますが、最初から打ち解けて話すことは難しいと思います。

必要な支援とは

今、少しずつですが娘と本心話すことができ、わだかまりも消えつつあります。多感な子供は大人の何気ない言葉に傷つくことも多いと思います。当事者から支援を求める声が上がらない限り、個人の事情に立ち入ることは難しいかと思われませんが、支援機関からの働きかけが必要なのかなと思っています。また同じような経験をした人たち、あるいは理解ある人たちが、当事者、学校、第三者の間をつなぐ役割を果たすことができれば、支援もスムーズに進むのではないかと思います。遺族は、自分から声を出すことができませんので、問題が表に現れずに必要な支援が受けられない事態にもなりかねません。行政機関や保健福祉関係の機関の方々には、きめの細かい支援をお願いできたらと思います。

(5) 講義「家族を亡くした子供の反応とその支援について」

ほんだクリニック院長の本田徹氏より、「家族を亡くした子供の反応とその支援について」と題して講義が行われた。なお、講義内容の要旨は、以下の通りである。

私たちが向き合おうとしていること

心に衝撃的な苦痛と喪失感を受ける体験というものは、外傷という言葉では弱い、もっと重いボディブローのようなものである。その時の心の状態は、当事者であっても、直後はわからない。後でふり返って「こういうことだったのかな」といったものではないだろうか。ましてや、そのような体験をしていない人間には、わかるものではない。

心的外傷がもたらすものとして、以下の4つがあると考えられる。1つ目は、心的外傷後ストレス障害「PTSD」と呼ばれ、ストレスを受けて生活が成り立たなくなることである。2つ目として、「解離症状」というもので、出来事が起こった後の記憶が一定期間ない、思い出せないことを意味するものである。3つ目は、「回避症状」と呼ばれ、関連する記憶や思考、人、場所、会話を避けてしまうというものである。4つ目は、「過覚醒」、つまり睡眠障害や、集中困難、過度の警戒心やいらだち、攻撃性といったものである。

喪失が子供にもたらすもの

心に衝撃的な苦痛と喪失感を受けた子供は、現実を受け入れることができない。「あの時こうしていれば」「親が苦しんでいるのに、学校に行っているのか」「こんなことになって、いったい何をしたというのだ」という思いが巡り続ける。こんなにも変わってしまった家族の状況と、淡々と動いている世の中とのギャップを感じる。みんなの世界と自分の世界は変わってしまった、失ったものはもう帰ってこないのだと感じる。

子供の回復のためには、何が必要なのだろうか。私は、医療も最後の手段として重要であるが、最も大切なものは同じ悩みを持っている人のグループ、つまり何かを共有したり、自分の場所が見つかったりするようなものなのではないかと考えている。子供にとって身近にいる先生、親戚、地域の人なども理想である。これからは、身近にいる人がどのように援助者になっていけるかについて、考える必要があると思っている。

回復を支えるものとして、生活の基盤が確保されていること、人との関係が維持され保たれていること、つまり自分自身を肯定するための「重要な他者」、そして、とにかく生き延びることであると思う。時が必ずしも解決しないかもしれないが、生きてさえいれば何かが変わるのではないだろうか。

私が今までに出会った子供たちから思ったことは、子供であっても、基本的には大人と変わらないということである。回復のプロセス、心の中と現実との間で戦いながら頑張らなくては行けないという思い、自分はどんな生き方をしていくのかという探究。それは大人も子供も同じなのである。

大人と異なる点は、年齢が幼いほど、出来事そのものよりも家族の劇的な変化に影響されやすいこと、自分の感情を認知したり言葉にしたりすることは難しいこと、子供にまで

手が回らない親の状況を理解し我慢しがちであること、「自分が死んだほうがよかった」と思うことである。こういったことを経て、ある年数が経った時に、集中力や意欲の低下、不登校や逸脱行為のような形で表面化することさえある。

子供の回復を支えるもの

子供にとって重要なことは、同世代の仲間と追悼できることであると思う。同年代の友人に自分の気持ちを少しでもいうことができ、それを聞いてもらえる。カウンセラーが「お話を聞きますよ」と話しかけるのではなく、感情が湧いてきた時に気持ちが言える、泣ける、その追悼のプロセスが必要ではないかと思う。変わらない世界、変わらない人間関係、「自分はだめな存在」と思いがちの子供に「大丈夫」と声をかけられる他者の存在。また、言葉よりもちょっと肩に手を乗せてくれる存在。子供は、本人も知らない回復への力を持っている。自分なりに力を尽くし、状況を理解し乗り越えようとする力を持っている。

子供に対しては、わかったような気になって、安易に「気持ちはわかるよ」と言ったり、下手な励ましやアドバイスをするのではなく、正直に、真剣に対応することが大事だと感じている。そうすることで、子供は立ち直る元気を得て、時間が経った時にそれを拠り所にすることができるのではないだろうか。子供は弱者でも、未熟者でもなく、困難を乗り越えようとする一つの魂である。我々ができることは、支え合うこと。子供に教えられながら、私は、彼らから心に響く何かをもらっていると、常々感じている。

(6) 意見交換

交通事故で家族を亡くした子供の支援に関して、参加機関から業務紹介や、意見交換が行われた。各機関の担当者からは、ご遺族の話と講義を受け、交通事故で家族を亡くした子供の支援について、「まずは当事者の声をよく聞き、ニーズがどこにあるのか理解することが重要だと分かった」との指摘があった。また、富山県内にて、グリーフを抱える子供を支援する団体の立ち上げが予定されていることから、参加の支援機関から連携の意向が示された。今後の富山県内での支援体制の充実が期待される。グリーフを抱える子供、及び支援体制の必要性が再確認された意見交換会となった。

Ⅶ. 子供の支援に関する意見交換会のまとめと今後の方向性

1. まとめ

交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会については、平成 24 年度より実施し、本年度は岩手県及び富山県の 2 箇所において開催した。意見交換会に参加いただいた専門家、ご遺族や支援機関の中からは、以下のような意見が示された。

(1) ご遺族の話

ご遺族 4 名から、ご自身の体験をもとに、交通事故で家族を亡くした子供の反応や必要な支援についてお話いただいた。

3 名の方は、家族を亡くした子供を育てる親の立場からのお話であり、子供を亡くし大きな悲しみを抱えた親は、残された子供に心を配る精神的余裕がないなどの共通したお話が紹介された。また、事故後に生まれた子供に見られる影響についても、共通した悩みが語られた。「お兄ちゃんが事故で亡くなってなかったら、私は生まれていなかったのでしょうか」と投げかけられた時、そこには親のとまどいと同時に、生まれたその時から家族の喪失感を感じて生きてきたきょうだい特有の葛藤がある。そのような子供への理解を深める必要性について考えさせられるお話となった。

また、1 名の方からは、交通事故できょうだいを亡くした子供としてお話いただいた。きょうだいを亡くした時に、親も一緒に失くした感覚になること、周囲や学校の教育関係者の無理解によって傷つくこと、それを誰にも言えなかった苦しみなど、お話を通して家族を亡くした子供の支援の重要性について改めて深く認識するとともに、子供と関わる全ての人への周知や理解を、より一層促進させる必要があることに気付かされる内容であった。

なお、今年度も、お話いただくご遺族には事前にお話いただく内容について、アンケート形式にてご回答いただいた。その内容は会議参加者の方に事前に送付し、情報の共有化を図ることで、意見交換を有意義なものとすることができた。

(2) 専門家による講義

専門家の講義では、家族を亡くした子供が示す精神的及び身体的反応と、必要な対応について、わかりやすく説明がなされた。子供が喪失から回復するためには、生活の基盤が確保されていることや、「自分はかけがえのない存在」といった自尊感情を持つことが重要であり、子供を支える重要な他者の存在と、特に同じような経験をした仲間である「ピア」の存在が必要であるとの指摘がなされた。

子供を支援する支援者としては、子供と同じ目線に立ち、子供が見ている風景と一緒に見ようとする姿勢や、子供に正直に、真摯に向き合う姿勢が重要であると説明された。子供は、自分なりに力を尽くし乗り越えようとする力を持っているという指摘は、子供を支援する側だけでなく、保護者にとっても参考となるものであった。

(3) 意見交換

意見交換においては、遺族のお話や専門家の講義において交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する多くの情報や、子供の悲嘆反応の特徴について丁寧な説明がなされたことを受けて、参加者からは「大変勉強になった」「今後の業務に役立てたい」との意見が多く見られるなど、好評であった。大人への支援が依然として中心となっている状況の中で、「子供の支援」という新たな視点が紹介されることは、日々相談業務や支援業務に携わっている方にとって有意義であったと考えられる。家族を亡くした子供について、まず理解することから始め、傾聴することの大切さについて改めて認識することにより、子供の支援体制の充実が期待される。引き続き、このテーマについての情報を広く社会に発信し、共有化していくことが求められる。

2. 今後の方向性

今後の方向性についての主な検討内容は、以下のとおりである。

(1) 構成について

今年度は、ご遺族の話を会の冒頭にて行い、続いて専門家の講義という順番で行った。ご遺族の話を聞いた後に、その内容を専門家の講義で確認できたことから、今後も同様の構成で開催することが望ましいと思われる。

(2) 意見交換会の継続について

意見交換会の開催にあたり、関係機関に参加の案内を行った段階では、「交通事故で家族を亡くした子供」と「支援」がすぐに結びつかない機関もみられた。しかし子供の置かれている現状や意見交換会の趣旨を説明し、ご参加いただいたところ、子供の支援の必要性について深く理解いただくことができ、今後の支援の充実や関係機関との連携が必要との認識が深められた。その意味で、当意見交換会は、交通事故被害者の子供への理解促進と、支援の充実のためには大変有意義であると考えられる。特に、子供と接する機会の多い教育関係者や、児童相談所からの積極的な参加を促しつつ、今後も継続していくことが望ましい。

第3章 自助グループ運営・連絡会議

I. 目的

自助グループ運営・連絡会議では、自助グループの取組に係る情報交換、遺族の心理的支援及び生活支援に係る講演及びグループワーク等を通じて「被害者の回復のための自助グループ活動」を支援し、自助グループの発展のために役立つ具体的な情報やノウハウを提供すること、また、支援センターと交通事故被害当事者団体との交流、連携を推進することを目的とする。

なお、本年度新規に取り入れられた試みとしては、以下の3点が挙げられる。

〔1点目〕被害者の生活支援に関する講義の追加

- ・近年、被害者支援の現場において、生活支援に対するニーズが高まっていることから、今年度のプログラムでは、被害者の精神的支援の講義に加え、生活支援をどのように進めていくかという視点の講義についても実施した。

〔2点目〕グループ討議の時間及びテーマの増加

- ・今年度は、参加者同士の意見交換及び情報提供をさらに促進させるため、グループ討議の時間及びテーマを増やした。例年、2日目にグループ討議を実施してきたが、今年度は1日目に1回目のグループ討議（被害者支援センターからの参加者と、当事者団体からの参加者に分かれての討議）、2日目に2回目のグループ討議（テーマ別に分かれての討議）及び3回目のグループ討議（地域ブロック別に分かれての討議）の合計3回のグループ討議を行い、参加者同士がより活発に意見交換ができるようなプログラム構成とした。

〔3点目〕被害者支援センターと当事者団体を交えたグループ討議の実施

- ・前年度までのグループ討議では、被害者支援センターと当事者団体とを分けてグループ討議を実施してきたが、過去の会議において、参加者同士の活発な意見交換や交流を望む声が出ていた。そこで、今年度は初めて被害者支援センターと当事者団体の参加者を交えてグループ討議を行い、交通事故被害者支援における両者の連携を、より促進させるための構成とした。

Ⅱ. 出席者

本年度の参加者については、以下のとおりである。

[出席者（合計 44 名）]

- ・参加者：特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワークに所属している被害者支援センターの支援員 18 名、及び当事者団体の代表者等 11 名
- ・講師：3 名
- ・コーディネーター：3 名
- ・内閣府：3 名
- ・オブザーバー：独立行政法人自動車事故対策機構 2 名
- ・事務局：特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク 1 名
日本PMI コンサルティング株式会社 3 名

Ⅲ. 開催日時及び会場

平成 27 年 12 月 7 日（月）から 8 日（火）の 2 日間にわたって、機械振興会館（東京都港区）において開催した。

IV. プログラム

◆ 1日目：12月7日（月）（敬称略）

12：30～	開会挨拶及び参加団体の紹介
13：30～	講義：支援者におけるメンタルヘルスについて 講師：川崎市健康福祉局障害保健福祉部発達相談支援担当部長 （児童精神科医）中山 浩
14：30～	休 憩
14：40～	事例紹介 ①：自助グループ（ひまわり）の活動について 講師：公益社団法人にいがた被害者支援センター 支援局長 中曽根 えり子
14：55～	事例紹介 ②：自助グループ活動について 講師：公益社団法人被害者支援都民センター 犯罪被害相談員 成澤 知美
15：10～	事例紹介 ③：会の概要及び事例報告 講師：北海道交通事故被害者の会 代表 前田 敏章
15：25～	質疑応答 コーディネーター：認定特定非営利活動法人 全国被害者支援ネットワーク 顧問 大久保 恵美子
14：40～	休 憩
15：50～ 16：50	グループ討議 ① コーディネーター： 認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク 顧問 大久保 恵美子 公益社団法人にいがた被害者支援センター 支援局長 中曽根 えり子 公益社団法人いばらき被害者支援センター 支援室長 森田 ひろみ アドバイザー：武庫川女子大学 准教授 大岡 由佳

◆ 2日目：12月8日（火）（敬称略）

9：30～	講義：被害者遺族への精神的支援自助グループを進める上での留意点 講師：国際医療福祉大学大学院 准教授 白井 明美
10：15～	講義：交通事故被害者に対する生活支援 講師：武庫川女子大学 准教授 大岡 由佳
11：00～	休 憩
11：10～	グループ討議 ② コーディネーター： 認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク 顧問 大久保 恵美子 公益社団法人いばらき被害者支援センター 支援室長 森田 ひろみ アドバイザー：国際医療福祉大学大学院 准教授 白井 明美 武庫川女子大学 准教授 大岡 由佳
12：30～	昼 食
13：30～	グループ討議② 報告及びまとめ
11：10～	グループ討議 ③ コーディネーター： 認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク 顧問 大久保 恵美子 公益社団法人いばらき被害者支援センター 支援室長 森田 ひろみ アドバイザー：武庫川女子大学 准教授 大岡 由佳
15：15～	閉会挨拶

V. 実施内容

1. 1日目

(1) 挨拶：開会の挨拶

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付交通安全対策担当参事官 福田 由貴氏から、参加者へ向けて開会挨拶が行われた。

(2) 講師及び参加団体及び参加者の紹介

講師の紹介、その後参加者よりそれぞれの団体の紹介が行われた。

(3) 講義：支援者におけるメンタルヘルス

川崎市健康福祉局障害保健福祉部 発達相談支援担当部長であり、児童精神科医の中山 浩氏より、「支援者におけるメンタルヘルス」についての講義が行われた。講義内容の要旨は、以下のとおりである。

〔講義要旨〕川崎市健康福祉局障害保健福祉部 発達相談支援担当部長 中山 浩 氏

トラウマを受けた人を支援することの困難さと、ニーズの高まり

精神的ケアに対する社会の関心は、トラウマに対するものが多く、今後も充実が求められている中、不可欠の課題となっているのが、ケア提供者を育成し維持していくことである。被害を受けた当事者を支援することは、非常に難しい。支援に関する知識を増やし、経験を積み重ね、支援することに対する動機を維持して活動していくことは難しく、十分な準備がなければ、支援することも、また支援活動を継続していくこともできなくなる。

近年、事件、災害、自殺などで突然家族を亡くした遺族に対する精神的ケアが求められている。死を巡る衝撃的な出来事を体験したことに対して、今までは「個人で何とかしなさい」ということが多かったが、現在では行政や民間団体による支援活動を推進していこうとする機運が社会の中で高まっている。交通事故や人為的な事件の被害者家族に対する支援にも注目が集まっている。

児童精神科の領域でも、今までは精神疾患の治療というアプローチが一般的であったが、トラウマを巡る精神的な不調に対するケアとは何なのかに対して、注目されつつある。そのような状況の中で、トラウマを受けた人に対するケアは、支援者にとっても非常に負担が大きくなってきている。

どの程度までケアに関与していけばよいのか、さまざまなパターンがある中で、その線引き加減は難しい。それができるようになるまでは、ある程度相談を受けて、経験を積み重ねていく必要がある。しかし、経験が必要であるにもかかわらず、経験を積むことにより支援者自身が精神的なダメージを受け、続けられなくなり、支援活動を辞めてしまう人もいる。

代理トラウマとは

支援者が支援活動をする中で、自分自身が体験したわけではないが、仕事として行っている内容、例えば裁判資料を見ること、当事者の話を聴くことなどを繰り返しているうちに、支援者自身も心のダメージを受け、心理的トラウマやPTSDを起こしやすくなることがある。それを「代理トラウマ」と呼んでいる。代理トラウマは、起こしやすい人と起こしにくい人がいると考えられている。

代理トラウマを起こしやすい人の特徴としては、真面目で、難しい事態に対して正面からぶつかるようにする人、理屈で説得しようとする人、他の考え方を受け入れにくい人、そのような特徴を持つ人は、代理トラウマに陥るリスクが、比較的高いと考えられている。逆に、気分が安定し、かつ循環的、積極的で、楽観的な人はリスクが低いと考えられている。難しいことに直面しても、「仕方がない、なんとかなる」と考えられる人は、リスクが低く、切り替えることができる。感情的刺激で舞い上がってしまうような人は、状況に酔ってしまう場合があり、そういう状態の人は活動が長続きしない傾向にある。

支援者は、相手が受け入れることができる場合は、ユーモアのある朗らかな対応を常に持つておくことが必要である。そうでなければ、理屈では説明できなかつたり、答えがなかつたりする状況の中で切り替えができなくなり、支援対象者の気持ちに巻き込まれてしまう可能性がある。共感することはある程度必要であるが、その共感からどのように切り替えていくのかということを知得しておかなければならない。心理職にある人は「代理トラウマは自分で乗り越えなくてはならない」という思いが強い場合、周囲に助けを求めずに、代理トラウマに陥りやすくなる。では、代理トラウマを避けるには、どうすればよいのだろうか。

代理トラウマを避けるために

1 つ目は、「陥りやすい行動を避ける」ことである。長時間労働をしたり、休みなしにイベントに参加したりすることは、避けなければならない。趣味などの楽しい時間を持ち、自分の中のバランスを維持することが重要である。

2 つ目は「支援を求める」ことである。支援者であっても、負担を感じやすい。支援者も同じように、相談する人やスーパーバイザーが必要である。目の前にいる相談相手に加え、同じような仕事をしている人や少し離れている人と意見交換することも重要である。

3 つ目は日々の支援活動の中に「意味を模索する」ことである。支援活動によって、自分はこのように成長したという認識を持つこと、自分が行っている活動に意味を見つけることが重要である。また、自分の体験をもとに、人や社会に対して行動を起こすことも重要である。それは人のためにもなるし、自分のためにもなる。特に当事者団体などの活動の意味は、そこにあるのだろうと思う。

支援活動を通して、立派な考え方を持った人や、人柄が良い人に接することもあるだろう。悲しい目に遭った人を見て「自分だったらこんなに立派に生きていけない」と感じる

人に出会うことがある。「トラウマ後の成長」という言葉があるが、そういう人もいることを、知ることができ、またその人を手助けすることで「やりがい」を持つこともできるのではないだろうか。私は精神科医として、精神的ダメージを受けた人を治療する仕事に従事しているが、大変な目に遭った人が非常に立派な行動をしているということを知っておかなければ、バランスの取れた人にならないし、自分の仕事の動機づけを維持することは難しいだろうと考えている。

代理トラウマは、英語で「Vicarious Traumatization」と言う。「Vicarious」は「身代わり」という意味があり、キリストが人類の救済のために、代わりに十字架にかけられたことを表現する特殊な言葉である。支援者であっても、キリストと同じように、自分の生活や時間の全てを投げ打って支援することなどできないと、私は考えている。支援者にとっては、自分の中で支援できる範囲を見定め、活動を継続していける方法を見つけていくことが重要なのである。

(4) 被害者支援センター及び当事者団体による事例紹介

積極的かつ継続的に自助グループ活動を行っている被害者支援センター及び当事者団体による、事例紹介が行われた。

① 公益社団法人 にいがた被害者支援センター：中曽根 えり子 氏

中曽根氏からは、にいがた被害者支援センター（新潟県）における取組についての発表が行われた。自助グループを開催するにあたり心がけていることについて、被害者遺族の意思を確認することや、被害者のための自助グループであるということ忘れずに取り組むことの重要性が語られた。また、課題について、新規参加者に対するフォローや、参加者が自助グループにおいて話をしたり聴いたりすることで傷ついてしまうことについて語られた。自助グループは、日々の生活をしていかなければならない遺族にとって、被害者としての自分を出し、羽を休め、安心して話ができる場であるとの再認識がなされた。

② 公益社団法人 被害者支援都民センター：成澤 知美 氏

成澤氏からは、被害者支援都民センター（東京都）における取組について発表が行われた。自助グループを開催するにあたり心がけていることについては、自助グループでしか話せないこと、メンバーが話したいことを話せる場を提供することであると述べられた。課題については、それぞれのメンバーの意見が違う時の対応、また精神的に不調な時に表現や内容を選ぶ余裕がなくなるなど、グループやメンバーへの影響が心配されるような場合での対応について述べられた。

課題に対する取組としては、自助グループ全体を見る視点と個人を見る視点を持ち、サポートするよう心がけていることが報告され、自助グループの活動のみではなく、都民センター全体としての相談・直接的支援など様々なサポートの積み重ねが自助グループへの

信頼となり、継続を可能にしているとの認識が示された。

③ 北海道交通事故被害者の会：前田 敏章 氏

前田氏からは、同会の活動内容とともに、当事者団体として活動してきた16年間を通し、感じていることについて、発表が行われた。

まず、当事者団体として、同じような立場の被害者にとっての駆け込み寺として、出会いの場を提供し、それぞれが可能な範囲で相互支援活動を行うことの大切さや、全国の当事者団体と連携することが重要であること。また、活動の柱として「学び」を重視することにより、自己理解を深め、その自己理解が自己肯定へとつながること。そして犯罪被害者等基本法に基づき、犯罪被害者等の権利回復を着実に進めることが重要であること。

最後に、当事者団体の権利主体としての役割は社会に発信することであり、それによって被害者の視点（命の尊厳）が社会に根付くことが社会正義の実現であり、そのことが真の社会進歩ではないかと強調された。

（５）1日目グループ討議

1日目のグループ討議では、被害者支援センターと当事者団体に分かれて、それぞれ意見交換を行った。

① 被害者支援センター

被害者支援センターのグループ討議では、ファシリテーター²として自助グループを支援する中で感じた課題について、問題提起がなされた。異なる被害体験を持つ参加者がいる中での自助グループの進め方や、被害者の回復の度合いを判断する目安などについての話題が紹介され、コーディネーターや他の参加者から、自らの経験に基づいたうえでの助言が行われた。

② 当事者団体

当事者団体のグループ討議では、当事者団体と支援センターの関係構築について、意見交換が行われた。当事者団体にとって、被害者支援センターと連携することは、相互理解を深める良い機会であること、また支援センターには、被害者に対する精神的支援だけでなく、生活面での支援を含めた「生きるための支援」を希望したいなどの意見が交わされた。そのためにも、当事者団体と支援センターが共に活動することが重要との認識が共有された。

²自助グループやファシリテーターの詳細については、内閣府作成による「交通事故被害者等の自助グループ支援マニュアル（平成22年度版）」（下記ウェブサイトに掲載）を参照いただきたい。
http://www8.cao.go.jp/koutu/sien/h22manual/index_pdf.html

2. 2日目

(1) 講義「被害者遺族への精神的支援 自助グループを進める上での留意点」

国際医療福祉大学大学院 准教授である白井 明美氏より、「被害者遺族への精神的支援 自助グループを進める上での留意点」についての講義が行われた。講義内容の要旨は、以下のとおりである。

〔講義要旨〕 国際医療福祉大学大学院 准教授 白井 明美 氏

被害者遺族と悲嘆の特徴

死別は人生で最大のストレスである。死別に伴う悲嘆は、「ショック」「不安」「怒りと罪悪感」「回復」と段階的に回復していくことが一般的であるが、これには「悲嘆がそのまま固定化する場合もある」という反対意見もあり、そのような固定化した症状を「複雑性悲嘆（悲嘆の反応が長く強い状態）」として定義づけるようになってきた。これらの症状は、突然死や暴力的な状況の中で死別を経験した遺族に発症する確率が高いと言われている。

配慮が必要な場合の特徴と対応のポイント

亡くなった人との関係性が断たれたことの衝撃は非常に大きい。以前からメンタルヘルスの問題を持ちながら、突然家族を亡くした場合などは、衝撃の度合いがさらに増し、攻撃的になったり、逆に周りが声もかけられないような状態になったりすることもある。

支援者として対応する際のポイントとしては、1つ目は話をよく聞くことである。聞くことで、応援していくポイントが理解できる。強い悲しみは、表出し人生を前へ進めていくための必要な作業であり、ねぎらいの態度で接し相手のつらい気持ちに「あなたはそう感じているのですね」と言葉をかけていくことで、遺族は「受け止めてもらえた」という感触を強めることができる。

2つ目は、葛藤を理解することである。遺族の多くは、割り切れない、前にも後ろにも進めないといった葛藤で悩むことがある。自責感を持つ人、言葉で表現できる人もいれば、何も言えず苦しんでいる人、いろいろなパターンがあることを支援者は理解し、プラスとマイナス両方の気持ちは、どちらも大切な気持ちなのだということを伝える必要がある。

3つ目は、遺族に関する誤解を理解に変えることである。泣いてつらさを話す人、感情を出さない人、家族が親密になる場合、逆に溝が深まる場合、さまざまである。支援者は、「遺族だったらこうだろう」といった誤解は持たず、さまざまなパターンがあることを理解し、配慮していく姿勢を持つ必要がある。

グリーフケアのポイント

グリーフケアとは、亡くなった人とのつながりを大事にして生活を広げていくことであり、専門家だけでなく、それぞれの立場にある人が実行できるものである。ここでは、遺族に役立つグリーフケアのポイントについて、説明していきたい。

グリーンケアでは、悲しんでいる時はしっかりと休みながら、日常のリズムを安定させ、身近な目標を持つことが非常に重要である。「野菜を食べてビタミンを摂る」など小さな目標で良い。植物を育てたり、小動物に触れたりすることで、希望が持てたという話を聞いたこともある。そのようなことが、生活の中の小さな自信につながるのだろうと思う。

同様の体験をした人の話を聞く、自分の気持ちをブログや手記を書くことも有効である。グループに参加したり、カウンセリングを受けたりすることが難しい人でも、自分のできる範囲で気持ちを表していけばよいのではないだろうか。

亡くなった人は現実世界にはいないのだが、心の中には確実にいて、その人のために今の自分ができることを一生懸命に行っているという実感を持つことも重要である。また亡くなった人をなつかしく思い出せること、残りの人生に再度エネルギーを注ぐことができるようになることも、グリーンケアの過程では重要なポイントとなる。

支援者が自助グループで留意するポイント

自助グループでは、メンバーに対し同じ環境を維持することや、「ここに来れば支援者がいる」といった安心感を持ってもらったり、時には新しいことをやってみたりといったことが重要である。メンバー同士で意見が分かれた場合は、意見が異なることについて伝えること。また被害者の心の奥底にある気持ちが強い感情となって現れた場合は、「被害者はさまざまな意見や感情が現れやすいのだ」ということを理解しておくこと、冷静に対応することができる。メンバーが自助グループに連れられてきたのか、あるいは自分で探してやって来たのか、自責的なのか他責的なのか、正面切って物事にぶつかる人か、できれば距離を置きたい人なのか、こういったことをよく観察しながら対応することが必要である。

遺族を支える人たちのメンタルヘルス

支援者は「困っている人たちの力になりたい」という責任感や義務感が強い。その分ストレスも蓄積しやすく、死別のお話を聞くことで自分自身も不安な気持ちにさらされやすい。我慢して燃え尽き症候群にならないためには、自分の状態について知っておくことが重要である。自分の苦手なパターンを知り、支援している人を「困った人」と見るのではなく「伝えたい何かを持っている人」と認識を変える。小さな間違いを許し合える、謝ったら相手も理解してくれるといった関係作りが重要である。

また、こころのレジリエンス（柔軟性）を意識することもポイントである。状況はコントロールできると思えるようになること、感情を幅広い方法で表現できるようになることは、こころのバネを育てるうえで重要である。

家族の死を経験したことで人生観が変わった、自分に必要なことがわかった、自分を理解してくれる人はこういう人なのだということが明確になったと言う遺族の方は多い。支援する中で、その人が変化し成長していく過程を見られる場面もある。その環境を維持していくのは、支援者の努力にかかっているのだろうと思う。今後とも、皆様のご活躍を祈念している。有難うございました。

(2) 講義「交通事故被害者に対する生活支援」

武庫川女子大学 准教授である大岡 由佳氏より、「交通事故被害者に対する生活支援」についての講義が行われた。講義内容の要旨は、以下のとおりである。

〔講義要旨〕 武庫川女子大学 准教授 大岡 由佳 氏

生活支援とはなにか

生活支援とは、「人々の生活に関する相談や実践を通して支援すること」全般を指す。人の精神状況は先行するトラウマや遺伝が要因として絡んでくると言われているが、交通事故という大変なことが起これば、誰でも不調をきたすのが当たり前である。その不調を和らげるためには、具体的な日常生活の助けや社会的なサポートをどれだけ受けられるかが鍵であり、これらの支援をコーディネートし、具体的に困っておられるところにサポートを提供することが、生活支援であると考えている。

PTSD の影響を和らげるには、事故後 6 カ月以内にサポートを受けることが有効であり、また生活支援のニーズも高いということが、過去の知見から明らかになっている。生活支援のあり方とは「その人なりの生活をそのまま認め、受け入れ、その枠組みを大切にして、継続的に、必要とされるときに必要な支援をしていくべき（谷中, 1996）」ものであり、単に相談にいらっしゃるのを待つだけではなく、相談を受けにこちらから出向いて行くという「アウトリーチ」という支援も、重要なものの 1 つであると考えている。

生活支援を取り巻く被害者の現状

交通事故の被害者は、生活のあらゆる場面で困難を感じている。その中でも日常生活を具体的に支えてくれるヘルパー（家事援助や同行支援等）派遣を希望するニーズは高い。しかし依然として、全国どこでも交通事故被害者・家族が利用可能な公的ヘルパー制度はなく、一部の市区町村で実施されている社会福祉協議会等のヘルパー制度も限られている。相談機関に相談した被害者は少なく、利用できる支援制度についても、知らなかったり十分に理解できていなかったりする場合が多い。今後は、生活支援についても精神的支援と同様、国をあげて進めていく必要があると考えている。被害者が利用できる制度をフル活用できるように、社会全体で盛り上げていく、認知させていく、そういった活動が必要なのではないかと思う。

社会資源を最大限活用するために

社会資源とは「福祉ニーズを充足するために活用される機関・施設、法律、個人・集団、資金、知識、技能等々の総称³」と言われている。

では、今ある社会資源をどのように利用していけばよいのだろうか。被害者は、事故直後はパニック状態に陥っている。まずは話をよく聞き、利用できる社会資源の範囲を伝え、問題の解決に向けて優先順位をつけて共に取り組んでいくことが必要である。多くの被害

³ 中央法規出版編集部『社会福祉用語辞典』中央法規出版 2001 年

者は、それぞれの場面でそれぞれの関係者から、「ここではあなたの場合は利用できません」などと、事実とは異なる話を聞かされ、たらい回しにされることがある。サポートする側が正しい知識を持って、被害者に情報提供することで、被害者のたらい回しを最小限にとどめることができる。どの制度を利用できるのかわからない時は、被害者の話をよく聞き、一緒に探すと良い。利用できない制度を利用できる制度に変えていくことも、生活支援を行うソーシャルワーカーの重要な仕事の一つである。

現在、犯罪被害者支援全般での社会資源はずいぶん整理されつつあるが、まだきちんと体系化されていない。使えるものは何かを明らかにし、被害者のニーズに応じた社会資源を作る、フル活用するという視点を持つことが求められている。

求められる関係機関の連携

生活支援を推進するためには、いろいろな機関との連携が必要である。連携とは「共有化された目的を持つ複数の人及び機関が、単独では解決できない課題に対して、主体的に協力関係を構築して、目的達成に向けて取り組む相互関係の過程⁴」を意味する。連携する際は相手を知ることから始める必要があり、「顔が見える関係性」をいかに構築できるかがポイントである。単に名前と顔がわかるということではない。その人の考え方や価値観を理解し、人となりが分かる関係を作り、支援者としていかに社会資源の引出しを増やしていくかが、今後非常に重要となるのではないかと。

関係機関のネットワーク構築のため、各地域では模索が続いている。関係機関の支援者は、情報交換を行い、個々の被害者のためどのように役割分担をすればよいのかについて考え、取り組んでいけば良いのではないかと。現在、各都道府県には協議会はあるが、実際の事例検討は行っておらず、架空の事例を検討しているだけである。架空の事例は、あくまでも架空にすぎない。イギリスなどでは、地方自治体に協議会のようなものが置かれ、子どもの犯罪被害ケースなどでは関係機関がすぐに集まり会議を開くといった取組が実施されている。日本でも、個々の異なる事例ごとにどう対応するかを話し合い、可能な取組から行っていくということが必要なのではないかとと思う。

おわりに

ジュディス・L・ハーマン氏は、著書で「回復とは自力で主体的に動けるために『有力化（エンパワーメント）』することと、自分の過去や周囲の人と『再結合』すること」と述べている⁵。人が回復するためには、まずは安全の確立が必要であり、自分が今どのような心状態にあるのかを考え、安全・安心を感じることができることが重要である。自分のグループに向き合い、通常的生活、過去の自分と周囲の人と再結合することが重要であると述べている。まさに自助グループ、また自助グループを支援している人は、この回復を

⁴ 野中猛「ケアチーム」中央法規 2007 年

⁵ ジュディス・L・ハーマン著、中井久夫訳(1999)心的外傷と回復(増補版)。みすず書房。(Judith L. Herman, 1997, Trauma and Recovery: The Aftermath of Violence: From Domestic Abuse to Political Terror, Basic Books)

どのように支えていくかという意味で、非常に重要な役割を担っていると思っている。自助グループや自助グループで支援をしている方々に、生活支援を専門とするソーシャルワーカーのことも知っていただき、ひとりでも多くの被害者が必要な生活支援を受けることが出来るようになればよい。自助グループやその支援をされている支援者と一緒になって、社会を変えていくプロセスを作っていけたらと考えている。有難うございました。

(3) テーマ別グループ討議

テーマ別グループ討議では、精神的支援及び生活支援の 2 つのテーマに分かれ、支援センターと当事者団体が混じっての意見交換と情報交換が行われた。

(4) 地域ブロック別意見交換

地域ブロック別意見交換では、参加者の居住地により「北海道、東北、信越ブロック」「関東ブロック」「西日本ブロック」に分かれ、それぞれの地域で支援センターと当事者団体の連携を促進する目的で、意見交換と情報交換が行われた。

VI. 自助グループ運営・連絡会議のまとめと今後の方向性

1. まとめ

(1) 講義について

本年度の会議では、交通事故被害者の支援を行う中で直面するさまざまなテーマを中心に、3つの講義を行った。

1つ目は、「支援者におけるメンタルヘルス」と題して、川崎市健康福祉局障害保健福祉部 発達相談支援担当部長であり児童精神科医の中山浩氏からご講義いただいた。「支援者のメンタルヘルス」というテーマを取り上げた理由としては、当会議の参加者が、被害者支援に携わっている支援者であることが背景にある。トラウマを受けた人を支援することの難しさ、支援者自身が受ける心の傷について説明がなされ、その対処法についてのアドバイスが示された。「代理トラウマ」という表現を初めて聞く参加者も多く、参加した支援者からは「大変参考になった」との意見が多く聞かれた。

2つ目は、国際医療福祉大学大学院 准教授である白井明美氏より、「被害者遺族への精神的支援 自助グループを進める上での留意点」について、ご講義いただいた。被害者が持つ悲嘆の特徴と、支援する際に配慮しなければならないポイントなどについて、わかりやすく説明いただいた。参加者からは、改めて精神的支援の重要性を確認するとともに、被害者のグリーフケアに配慮しつつ自助グループを進めるうえで、とても役立つ講義であったと、好評であった。

最後に、「交通事故被害者に対する生活支援」と題して、武庫川女子大学の准教授である大岡由佳氏よりご講義いただいた。自助グループ運営・連絡会議において、生活支援をテーマに取り上げることは初めての試みであったが、これは「被害者の精神的安定や回復のためには、まず被害者自身の生活が安定することが重要」との考えから実現したものである。講義では、まず生活支援の定義が示され、続いて被害者が十分な社会資源を活用できていない現状が紹介された。被害者が十分に社会資源を活用し、生活を立て直していくためには、支援者がまず話をよく聞き、利用できる社会資源の範囲を伝え、早期に必要なものは何か、コーディネートすることが必要という指摘がなされた。参加者からは、「生活支援をコーディネートする」という視点が大変勉強になったという意見が聞かれた。

(2) 事例紹介及びグループ討議について

昨年度の当会議において、支援活動のノウハウやスキルアップの必要性が指摘されていたことから、今年度は先進的取組を行っている支援センター(2センター)と当事者団体(1団体)が、支援活動の好事例を紹介するという事例紹介を行った。参加者からは、他のセンターや団体の取組を知ることで、自身の活動の参考になったという意見が聞かれた。また、被害者支援センターと当事者団体の交流や連携を促進する目的で、例年より多い3回のグループ討議を開催した。全国の被害者支援団体が一堂に会して議論する機会が少ない

なか、当会議においてお互いの顔を知り、支援活動の紹介や課題を話し合うことで、参加者同士の今後の連携が期待できる内容となった。

(3) アンケート結果から

会議後に実施した参加者へのアンケートでは、8割強の回答者が「会議は参考になった」と回答した。講義については、初めて知った内容や、改めて再認識した事柄などもあり、「日々の支援活動ための参考になった」といった意見がみられた。今年度は、グループ討議の機会を増やしたことから、「参加者同士で有意義な意見交換ができた」「支援センターと当事者団体がお互いに交流できた」といった意見がみられたことから、今後の支援センターと当事者団体による連携や協力が期待できる会議となったと考えられる。

2. 今後の方向性

(1) 内容について

今年度の講義内容の1つである「支援者のメンタルヘルス」を受けて、参加した支援者からは「自分にあてはまる」と共感する声や、「支援者が健やかでいることの大切さについて認識を深めた」といった声がみられた。今後は、「自助グループ活動を支える支援者を支援する」という視点を踏まえたプログラム構成の検討が必要とされる。

また、今年度の新たな試みとして「生活支援」をテーマに話し合いを行った。参加した支援者からは「支援活動で毎回直面する問題」「支援者は待つだけでなく、自ら動いていくことが大切」といった意見がみられた。被害者が利用できる社会資源について理解を深め、日々の支援活動に反映させていくことが求められると考えられるため、来年度は被害者の「生活支援のコーディネーター」という視点を織り交ぜたプログラム構成が期待される。

(2) 参加者の対象について

昨年度の会議で課題となっていた、被害者支援センターと当事者団体の交流と連携については、今年度のプログラムでグループ討議を増やし、両者の意見交換を活発に行うことで、一定程度達成されたと思われる。また、本会議は、これまで本事業において蓄積してきたノウハウを当事者団体にも提供し、被害者支援センターと当事者団体が連携できるよう交流するという目的から、合同による会議を開催してきたが、その目的についても一定程度達成されたと思われる。今後は新しいテーマによる会議も検討されることから、まずは参加者の立場や団体の設立趣旨について、同じ目的を持つ団体に絞って会議を実施し、ノウハウを蓄積していくことが望ましい。

第4章 各種相談窓口等意見交換会

I. 目的

各種相談窓口等意見交換会は、講演及び意見交換を通じ、交通事故相談所及び県警、関係団体等、各地域の交通事故被害者等の支援に係る関係団体相互の業務範囲の確認や効果的な広報啓発についての意思疎通及び、連携強化を図ることを目的とする。

II. 概要

交通事故相談所及び県警、関係団体等、各地域の交通事故被害者等の支援に係る関係団体相互の意思疎通と連携強化を図る効果が期待される意見交換会を、埼玉県、愛媛県、宮崎県の計3箇所において開催した。

III. 体制

当該事業を進めるに当たっては、以下の体制で実施した。

- (1) 専門家（平成27年度内閣府交通事故被害者サポート事業検討会委員、敬称略）
 - ・同志社大学法学部・法学研究科教授 川本哲郎
- (2) 相談窓口等関係者
 - ・各地域の交通事故や精神保健、社会福祉に関する相談窓口、被害者等支援関係者
- (3) 事務局
 - ・内閣府
 - ・日本PMIコンサルティング株式会社

IV. 開催日程

意見交換会開催日は、以下の図表 4-1 のとおりである。

図表 4-1 意見交換会開催日程表

開催場所	埼玉県	宮崎県	愛媛県
開催日程	平成 27 年 12 月 22 日	平成 28 年 1 月 20 日	平成 28 年 1 月 29 日

V. プログラム

当日は、図表 4-2 のプログラムに従い、各相談機関、支援機関の業務説明が行われ、その後、専門家より「交通事故被害者等への支援について」の講義が行われた。休憩をはさみ、意見交換が行われた。

なお、前年度に引き続き、本年度についても参加者に事前アンケート調査を実施し、相談業務を通じての課題や好事例等の意見を集約するとともに、当該地域が抱える状況について把握した上で意見交換会を実施した。

図表 4-2 意見交換会プログラム

時間	担当	内容
13 : 00 ~ 13 : 30	事務局・相談機関・ 支援機関等	開催挨拶及び参加者の紹介 (業務紹介も含む)
13 : 30 ~ 14 : 30	専門家	交通事故被害者等への支援について
14 : 30 ~ 14 : 45	休 憩	
14 : 45 ~ 16 : 45	全員	意見交換
16 : 45 ~ 17 : 00	事務局	総括・閉会

VI. 実施内容

1. 埼玉県各種相談窓口等意見交換会

(1) 出席者（敬称略）

埼玉県各種相談窓口等意見交換会の出席者は、下記のとおりである。

- ・同志社大学法学部・法学研究科教授
平成 27 年度内閣府交通事故被害者サポート事業検討会委員 川本哲郎
- ・埼玉県県民生活部 防犯・交通安全課 2 名
- ・埼玉県 交通事故相談所 1 名
- ・埼玉県警察本部警務部 警務課 犯罪被害者支援室 1 名
- ・埼玉県警察本部交通部 交通捜査課 2 名
- ・国土交通省 関東運輸局 交通政策部 消費者行政・情報課 1 名
- ・さいたま地方検察庁 1 名
- ・認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク 1 名
- ・公益社団法人 埼玉犯罪被害者援助センター 2 名
- ・日本司法支援センター 埼玉地方事務所 1 名
- ・社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 総務人事課 1 名
- ・社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 生活困窮者支援対策課 1 名
- ・独立行政法人自動車事故対策機構 2 名
- ・内閣府 1 名
- ・事務局 2 名

(2) 会場

埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷 4 丁目 2 番 65 号

埼玉県社会福祉協議会 彩の国すこやかプラザ 会議室 1・2

(3) 講義「交通犯罪の被害者」

同志社大学法学部・法学研究科教授であり、平成 27 年度内閣府交通事故被害者サポート事業検討会委員である川本哲郎氏より、「交通犯罪の被害者」と題して講義が行われた。なお、講義内容の要旨は、以下の通りである。

交通事故を取り巻く現状

交通事故は、1970 年の交通戦争と言われた時代、16,000 人の死者を出していた。現在は、罰則強化、安全教育、道路環境や救急医療の改善により、約 4,000 人程度と減少している。しかし、年間約 4,000 人の方が亡くなっているという事実は重大であり、さらに今まで交通事故で亡くなっている方を累計すると、その人数は数十万人に達していることを考え

ると、この現状は決して看過できるものではない。

交通事故被害者の方が「交通事故という呼び方をやめてほしい」と訴える声をよく聞く。ご遺族は交通事故で殺されたのだから、これは事故ではなく「交通事件」であると言われる。交通事故で亡くなるというと、台風や地震のような天災が原因で亡くなったというイメージを受ける人も多いと思うが、加害者がいる交通事故は、天災とは大きな違いがあることは明白である。交通事故被害者支援は、犯罪被害者支援なのである。

交通事故が与える影響は、非常に多様である。遺族の場合、残された人が親、子供、あるいはきょうだいなのか、続柄により状況は異なる。家庭が崩壊するといった影響が出る場合もある。被害者で後遺障害を負った場合、障害の内容や程度によって状況は異なる。事故の背景に、企業の体制であったりメーカーの不手際があったというようなケースでは、怪我を迫ったり、あるいは死亡したりした運転手は、加害者ではなく被害者なのではという「加害者の被害者化」の議論が出てくる。また、自転車の事故が多発している中で、保険未加入のため補償問題が取りざたされている。

交通事故の原因についても、多種多様である。てんかんや、低血糖など特定の病気が原因で起こる事故、認知能力の低下や、認知症が原因で起こる高齢者の事故などは、最近の大きな問題となっている。少年の危険運転による事故などでは、実はその背景に非行の問題があったということも、少なくない。アルコール依存症、危険ドラッグ、無免許なども、最近の交通事故の原因として、大きく取りざたされている。このように、交通事故の原因が多様化し、その影響が重大になる一方で、依然として加害者の刑罰が軽いという指摘や不満が、交通事故被害者遺族の間で存在している。

交通事故被害を巡る近年の流れ

近年顕著となってきた流れがいくつかある。1つは、刑罰の厳罰化への流れである。インターネットが普及し、多くの被害者がブログなどで意見を社会に発信できるようになったことで、被害者の声や意見が一般社会の共通認識として広がり始めてきた。そして署名活動が展開され、自動車運転死傷処罰法のような新しい法律の成立等に繋がっている。

2つ目は、犯罪被害者支援条例の制定の流れである。全ての市区町村が制定しているわけではないが、私のいる京都府では、全ての市区町村で制定されている。福岡県では、飲酒運転に特化した飲酒運転撲滅条例が制定されている。

3つ目は「修復的司法」という考え方である。加害者に被害者の思いを伝えることで、加害者が自分の行ったことの重大さに気付き、また被害者が加害者について知ることによって、癒され、刑事的和解につながることを意味する。この考え方は欧米の司法の世界によくみられるが、私は日本では難しいのではないかと考えていた。しかし、今では、こういう方法が合う人や状況もあると思うので、状況をよく観察し、間に被害者支援センターが入りサポートすることも一案であると考えている。*

*もっとも、これについては、被害者支援の本質にもかかわることなので、今後さらに慎重な検討が必要であろう。

多種多様な被害者支援

同じ交通事故被害者であっても、一括りにせず、それぞれの状況やニーズに見合った支援を行っていく必要がある。支援を行う際、特に警察など行政担当者の方には留意していただきたいポイントがある。それは、被害者が受ける二次被害の問題である。行政機関の中には、残念ながら犯罪被害についての理解が十分でなく、当然ながら二次被害についても知らない人が多い。被害者に「がんばってください」や「時間が経てば忘れます」などと声をかけ、被害者が二次被害を受ける事例も少なくない。昔と比較すると、警察も関係各省庁も、二次被害を防ごうとかなりの努力をされている。しかし、まだまだ改善の余地はあると思っている。

支援者側に求められること

支援者としては、研修などを行い、支援活動に生かしていくことが重要になって来ると考えている。これまでに被害者支援は、約半世紀の経験の蓄積がある。犯罪ではないが、東日本大震災において培ったノウハウも生かしつつ、一層の被害者支援の充実を図る必要があるのではないかと思う。

(4) 意見交換要旨

意見交換では、参加者より日々の相談業務を通じての課題や好事例等が示された。意見交換の主な内容については、以下の通りである。

議題1：連携について

意見：

- ・埼玉県、埼玉県警、埼玉犯罪被害者援助センターの担当者が、ビルの同じフロアに常駐して、交通事故の事案等で連携して被害者支援を行っている。情報提供という制度に則り、被害者の同意を得て、被害者に関する情報を共有し、県警と援助センターが一緒になって被害者宅を訪れ、支援にあたっている（埼玉県警）。
- ・遺族の方の生活面で行政の支援が必要だという時など、警察や埼玉県の担当者と同じフロアに常駐していることで、連携がスムーズに進んでいる（援助センター）。
- ・埼玉県では、各関係機関の名称と連絡先を一覧にした冊子を作っている。連携する際の一助になると思うので、活用いただきたい（埼玉県県民生活部 防犯・交通安全課）。

議題2：相談窓口のワンストップサービスについて

意見：

- ・県、県警の犯罪被害者支援室、公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター、産婦人科医会で、相談窓口のワンストップサービスを行っている。これは、性犯罪だけに特化したものではなく、交通事件にも適用している。この窓口に来た相談内容に

よっては、交通事故相談所を案内する場合もある。できるだけ、可能な限り少ない回数で適切な所につなげるよう努力している（埼玉県県民生活部 防犯・交通安全課）。

議題3：被害者の生活支援について

意見：

- ・社会福祉協議会では、買い物支援や家事援助などを行なっているが、支援する人は被害者に関する知識がないために、予期せぬトラブルが発生することも考えられる。被害者の心の状況や、ケアについて関係機関からアドバイスいただきながら、できるところから進めていきたい（社会福祉協議会）。
- ・援助センターでは、マンパワーは限られているが、できるかぎりの生活支援を行っている状態である。ただ、長期間に渡り支援を行うことが困難な場合は、ぜひ社会福祉協議会とも連携して行っていきたい（援助センター）。

議題4：支援機関の周知について

意見：

- ・被害者の方は、事故直後は混乱していることも多く、パンフレットを渡しても読めない状態である。周知については改善の余地がある（交通事故相談所）。
- ・現在、支援の窓口を設置することを検討中である。埼玉県県民生活部 防犯・交通安全課から紹介された関係機関一覧の冊子を活用し、周知の協力を行っていきたい（さいたま地方検察庁）。

（4）意見交換会 まとめ

埼玉県の参加機関からは、それぞれの専門分野で行っている被害者支援業務について紹介が行われた。埼玉県、埼玉県警、埼玉犯罪被害者援助センターの担当者が同じフロアに常駐し、交通事案について連携していること、県庁にワンストップの相談窓口があることは、埼玉県での行政機関の連携が進んでいることを示すものであった。

また、意見交換会では「特に生活支援など長期間に渡って支援が必要な分野については、1つの機関で継続して行うことは、現在のマンパワーの状況を考えると難しい」という問題提起があった。それを受けて、参加した福祉関係の機関からは、支援するにあたっては、被害者の心の状態を知っておくことは重要であるため、関係機関と情報交換をしながら生活支援を提供していきたいといった声が上がった。今回の意見交換会での議論を生かし、今後の連携体制を作っていくことが必要であるとの認識が共有された。

2. 宮崎県各種相談窓口等意見交換会

(1) 出席者（敬称略）

宮崎県各種相談窓口等意見交換会の出席者は、下記のとおりである。

- ・同志社大学法学部・法学研究科教授
平成 27 年度内閣府交通事故被害者サポート事業検討会委員 川本哲郎
- ・宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課 3 名
- ・宮崎県警察本部交通部交通指導課 1 名
- ・国土交通省九州運輸局 交通環境部 消費者行政・情報課 1 名
- ・国土交通省九州運輸局 宮崎運輸支局 1 名
- ・宮崎地方検察庁 2 名
- ・宮崎保護観察所 2 名
- ・日本司法支援センター宮崎地方事務所（法テラス宮崎） 1 名
- ・宮崎被害者支援センター 2 名
- ・独立行政法人自動車事故対策機構 3 名
- ・内閣府 1 名
- ・事務局 1 名

(2) 会場

宮崎県畜産会館 2 階会議室

宮崎市広島 1-13-10

(3) 講義「交通犯罪の被害者」

同志社大学法学部・法学研究科教授であり、平成 27 年度内閣府交通事故被害者サポート事業検討会委員である川本哲郎氏より、「交通犯罪の被害者」と題して講義が行われた。

(4) 意見交換要旨

意見交換では、参加者より日々の相談業務を通じての課題や好事例等が示され、それに対し、他の参加者から自身の相談業務において可能な対応の紹介や意見、または助言が示された。意見交換の主な内容については、以下の通りである。

議題 1：連携について

意見：

- ・支援センターでは、県警と密に連絡を取り合い、被害者の精神的支援を行っている。連携の際は、県警から被害者についての状況や、被害者の現在の心情など詳細な情報をもらいながら、支援にあたっている（みやざき被害者支援センター）。
- ・宮崎県在住の人が県外で被害に遭うといった事例では、事故直後の対応が宮崎県

以外の警察や検察庁となる。そのような場合の被害者（宮崎県在住）のケアについて、宮崎県が直後から関与することには課題がある。広域にまたがる事故や事件での関係機関の連携を強化していきたい（宮崎地方検察庁）。

議題 2：被害者ケアの段階について

意見：

- ・被害者に必要な支援については、事故からの経過段階で異なり、それぞれの支援機関がそれぞれの段階で取り組んでいるが、「どの段階では、どの支援機関が必要なのか」といった順番については、あまり明らかでない。現場が最も重要であるが、その後に必要な支援内容や機関をどのようにつなげていくかを考えながら、支援にあたる必要があると思う（宮崎県総合政策部）。
- ・支援機関の連絡先が一覧になっているパンフレットが作成されている県もあるが、被害者が必要とする支援内容は、その時々によって変化するものである。ところが「この時にはこの支援機関が適切である」といったような「必要な支援機関の順番」について明記されているものは少ない。今後は、連絡すべき支援機関が、被害者の状態によって段階的にわかるような「順番」についても、表示するなどの工夫が必要である（川本氏）。

（4）意見交換会 まとめ

宮崎県では、事故の急性期から各関係機関が密に情報交換をし、被害者支援について連携していることが示された。一方で、事故発生から時間が経過する中で被害者のニーズは変化すること、また個々の支援機関には専門分野があるという点を踏まえ「この時期では、この支援機関が適切」という情報が周知されておらず、被害者が本当に必要な支援機関につながりにくくなっているのではないかという懸念も示された。被害者を支援する順番と、各段階で適切な支援機関を明確にする必要があるという指摘を受け、参加者からは、当意見交換会で各機関の担当者の顔合わせができたことが、今後の支援の流れを作ることにつながるのではないかという意見が聞かれた。

3. 愛媛県各種相談窓口等意見交換会

(1) 出席者（敬称略）

愛媛県各種相談窓口等意見交換会の出席者は、下記のとおりである。

- ・同志社大学法学部・法学研究科教授
平成 27 年度内閣府交通事故被害者サポート事業検討会委員 川本哲郎
- ・愛媛県県民環境部防災局 消防防災安全課 1 名
- ・愛媛県警察本部 交通部 交通指導課 1 名
- ・愛媛県警察本部 警務部 警務課 1 名
- ・四国運輸局 交通政策部 消費者行政・情報課 1 名
- ・四国運輸局 愛媛運輸支局 1 名
- ・松山地方検察庁 1 名
- ・松山保護観察所 2 名
- ・愛媛県 心と体の健康センター 1 名
- ・日本司法支援センター愛媛地方事務所（法テラス愛媛） 1 名
- ・公益社団法人 被害者支援センターえひめ 1 名
- ・独立行政法人自動車事故対策機構 4 名
- ・内閣府 1 名
- ・事務局 1 名

(2) 会場

松山市若草町 8 番地 3

松山市ハーモニープラザ 多目的室 1

(3) 講義「交通犯罪の被害者」

同志社大学法学部・法学研究科教授であり、平成 27 年度内閣府交通事故被害者サポート事業検討会委員である川本哲郎氏より、「交通犯罪の被害者」と題して講義が行われた。

(4) 意見交換要旨

意見交換では、参加者より日々の相談業務を通じての課題や好事例等が示された。意見交換の主な内容については、以下の通りである。

議題 1：連携について

意見：

- ・被害者支援センターでは、交通事故被害者の方のさまざまなニーズを把握し、最も適切な支援機関に繋いでいる。精神的な問題であれば心と体の相談センター、法律関連の問題であれば弁護士、経済的な問題であれば奨学金を支給する機関な

ど、被害者の個々のニーズに合った対応を行っている（被害者支援センターえひめ）。

- ・心と体の相談センターにご紹介いただく時は、具体的な相談内容やその背景などを事前に教えていただければ、相談を受けやすい。スムーズに連携していくためにも、そのような対応をお願いしたい（心と体の相談センター）。
- ・被害者の出身地が広域に渡る事故では、警察から該当する都道府県の支援センターに連絡が来るといふ、緊密なやりとりを行っている（被害者支援センターえひめ）。

議題 2：関係機関の周知や紹介について

意見：

- ・四国運輸局では、犯罪被害者支援連絡協議会に加盟し、年 1 回事例検討や各関係機関の施策と対応について確認している。どの機関がどのように動けるのかについて確認しており、大きな事故が起きた際の対応に活かしたい（四国運輸局）。
- ・被害者支援センターでは、支援ハンドブックを作成している。その中の「社会資源台帳」には、関係機関の名称と連絡先を載せ、実際の活動に活用している（被害者支援センターえひめ）。

（5）意見交換まとめ

愛媛県では、複数の関係機関が連携して支援している事例について紹介が行われた。個々の機関においては、被害者支援活動は活発に行われているが、一方で県内の支援機関同士の横の連絡体制については、改善や強化の余地があるとの指摘があった。支援機関の名称や連絡先を集約したハンドブック等を作成し、広報に一層の力を注ぐべきであるとの意見がみられた。愛媛県におけるさらなる連携が期待できる意見交換会となった。

Ⅶ. 各種相談窓口等意見交換会のまとめと今後の方向性

1. まとめ

当意見交換会では、一昨年度より検察庁や保護観察所からの参加をいただいているが、特に本年度は、被害者支援を直接担当している方々に多く出席いただき、被害者支援への関心度が高まっていることがうかがわれる。全体の参加者も、各県で20名程度あり、交通事故被害者等の支援に向けた活発な意見交換及び連携強化が図られた。

(1) 連携について

各県においては、事故発生直後から関係機関が活発に情報交換を行い、被害者支援にあたっていることが明らかとなった。特に埼玉県では、埼玉県、埼玉県警、埼玉被害者援助センターが同じフロアに常駐していることで、日頃から密接な連携体制が整っていることが紹介された。また、宮崎県や愛媛県では、事故の影響が広域にまたがる事例についての紹介があり、それぞれの機関が専門とする支援活動を活かしながら連携し、支援活動にあたっている様子が語られた。

(2) 相談者の利便性向上について

埼玉県では、被害者が相談する際にたらい回しを避ける目的で、ワンストップサービスを設けていることが紹介された。愛媛県においても、支援機関が他の機関を紹介する際に、被害者の状況や事故の背景、心情などを伝え、可能な限り少ない回数で適切な所につなげ、また被害者が何度も同じ説明を繰り返さないように努めている様子が語られた。宮崎県でも、被害者の状況や支援の段階についてよく把握し、被害者がスムーズに支援を受けられる体制の重要性について再認識されるなど、相談者や被害者の立場に立った支援活動を行うため、工夫している様子がみられた。

2. 今後の方向性

(1) 開催地域について

各種相談窓口等意見交換会をまだ開催していない地域は、7都府県となっている。今後も引き続き未開催の地域について、交通事故相談や被害者支援に携わる関係機関を招いて開催し、全都道府県において開催されることが望ましい。

(2) 参加者について

各種相談窓口等意見交換会は、交通事故に関する相談機関の顔合わせという段階から、具体的な相談事例や今後の具体的な対応について話し合われるような段階に変化してきている。したがって、会議の参加者については、実際に相談を受けている方に参加していた

だくことが効果的である。このような実態を踏まえ、相談機関に実施の案内をする際には、「実際に相談対応をされている方に参加してほしい」ということを明確にして依頼することが望ましい。

(3) 意見交換会のさらなる充実に向けて

意見交換会を充実させるため、今年度は参加者に事前アンケートを実施し、各機関の現状の取組や課題等について確認した上で会議を開催している。効率的な会議運営のためにも、このようなアンケートは今後も継続して実施することが望ましい。また、参加者に対するアンケートを実施し、本意見交換会の評価や改善点把握に努め、さらなる内容の充実を図っていくことが望ましい。

第5章 交通事故の遺族に対するWEB調査

I. 調査概要

1. 目的

本調査は、交通事故被害者遺族の精神的支援や生活支援について、どのような支援が必要とされているか、またどのような相談窓口が必要とされているかについて詳細に把握することを目的として、調査を行うものである。特に、相談窓口の活用状況や相談内容、利用しない理由等を把握し、各種相談窓口等意見交換会をはじめとする今後の事業に活用することを目的としている。

2. 調査対象

交通事故で家族を亡くした子供は主に「親を亡くしたケース」と「兄弟姉妹を亡くしたケース」があり、亡くした家族別の実態及び支援ニーズの差異を検討するため、本調査では、両方のケースを調査対象としている。したがって、以下の2つの条件に該当する者を調査対象としている。

- ・条件1：平成元年以降に家族を交通事故で亡くしており、現在20歳以上であること
- ・条件2：亡くした家族は、「父母（配偶者の父母を含む）」、「配偶者」、「子供」、「兄弟姉妹」、「祖父母」、「孫」であること

3. 調査方法

WEB調査は、株式会社マクロミルのモニターを対象に、スクリーニング調査及び本調査の2段階で実施した。まず、スクリーニング調査で本調査における対象に適合しているかどうかを尋ねた。条件に適合した回答者を本調査対象者とし、本調査対象者に対して、後日WEBにアクセスしWEB調査に回答するよう依頼し、本調査を実施した。なお、本調査の回収目標サンプル数を750と設定し、サンプルが確保できると見込めるまでスクリーニングを継続した。なお、スクリーニング調査及び本調査画面の最初のページには、調査実施主体である内閣府の名前を掲載し、調査目的と個人情報の扱い、調査結果の公表について等の説明を行った上で、設問画面に進む形をとった。

4. 調査期間

平成28年1月19日（火）～1月29日（月）

5. 回収結果

スクリーニング回収数	:	80,000
総回収数	:	773
有効回答数	:	569

6. WEB 調査結果に関する留意点

- ・ 本調査は、交通事故により家族を亡くした遺族を対象とした調査であり、サンプル数を確保しつつ社会情勢の顕著な変化による影響をできるだけ排除するため、平成元年以降の交通事故の遺族を対象に調査を実施している。
- ・ 図表の記載において、百分比は小数点第 2 位で四捨五入し、小数点第 1 位までを表示している。四捨五入したため、合計が 100%を前後することがある。

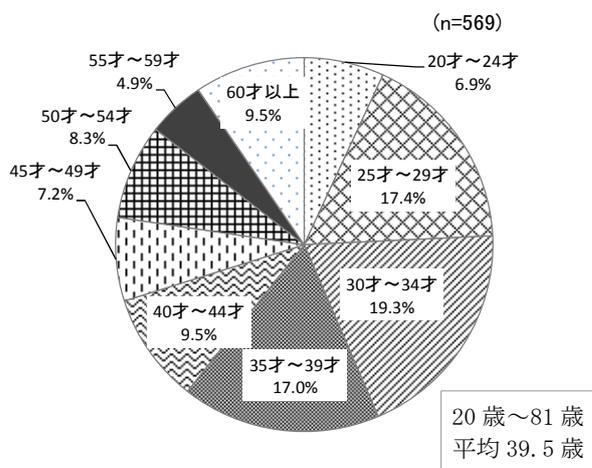
II. 調査結果

1. 調査回答者の属性

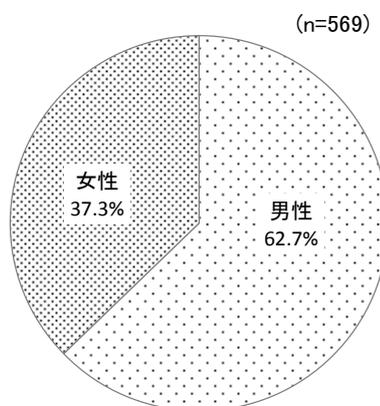
(1) 現在の状況

- ・ 年齢：回答者の年齢については、20 歳～81 歳までであるが、30 歳代の回答者が全体の 36.4%、20 歳代が 24.3%、40 歳代が 16.7%である。
- ・ 性別：男性が 62.7%、女性が 37.3%となっており、男性の回答が多い。
- ・ 現在の職業（問 1）：「勤め人（正社員 46.5%、公務員・公社などの正規職員 5.4%）」が 51.9%、「パートタイマー等」は 14.2%、「専業主婦（主夫）」は 10.5%となっている。
- ・ 最終学歴（在学中の回答者は在学中の学校）：「大学」が 46.7%と約半数を占めている。次いで「高校」（24.3%）、「専門学校」（10.7%）となっている。
- ・ 婚姻状況（問 3）：「既婚」が 63.5%で過半数を占めている。「未婚」は 29.3%となっている。

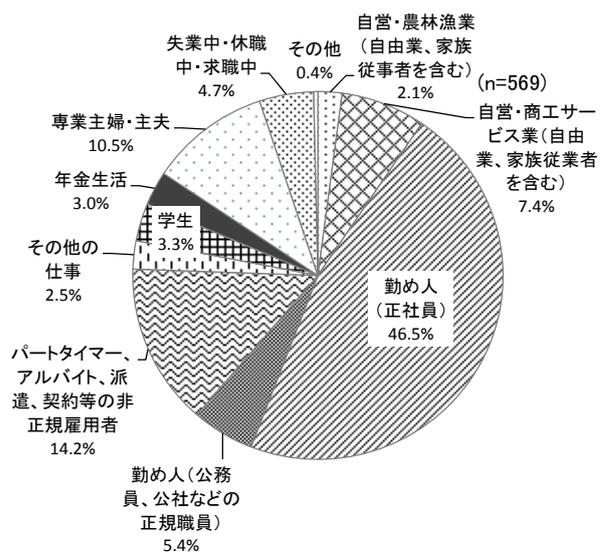
図表 5-1-1 現在の年齢



図表 5-1-2 性別

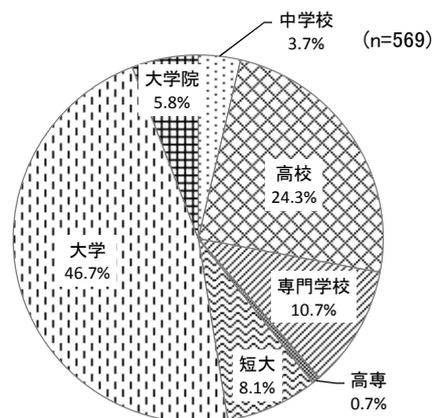


図表 5-1-3 現在の職業

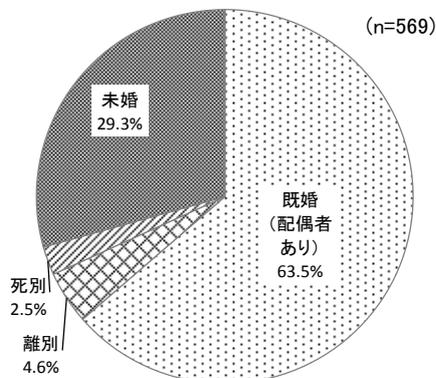


図表 5-1-4 最終学歴

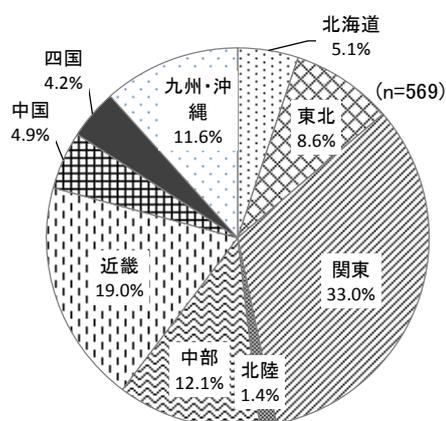
(又は在学中の学校)



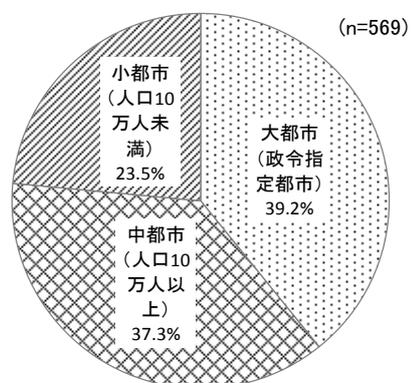
図表 5-1-5 婚姻状況



5-1-6 居住地域



5-1-7 居住地の都市規模



[地域内訳]

北海道：北海道

東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県

関東：茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県

北陸：富山県、石川県、福井県

中部：長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

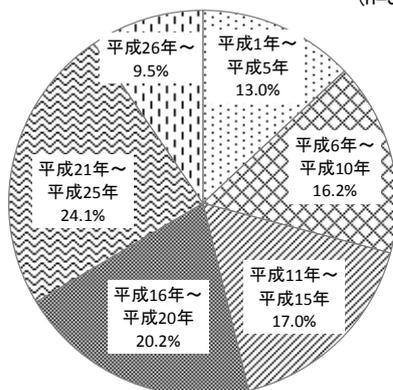
九州・沖縄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(2) 事故当時の状況

① 事故の起きた年

事故の起きた年は、「平成 21 年～25 年」が 24.1%と最も多く、次いで「平成 16 年～20 年」(20.2%)、「平成 11 年～15 年」(17.0%) となっている。

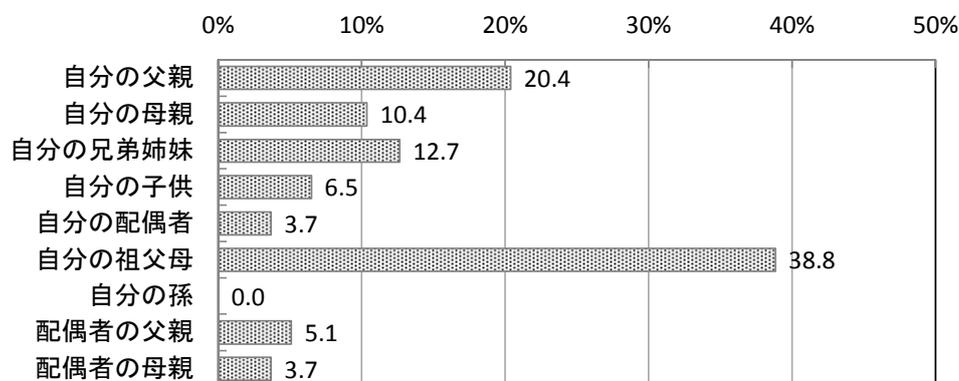
図表 5-1-7 事故の起きた年 (n=569)



② 亡くした家族の続柄

事故で亡くなった家族の続柄は、「自分の祖父母」が最も多く 38.8%であり、次いで「自分の父親」(20.4%)、「自分の兄弟姉妹」(12.7%) となっている。

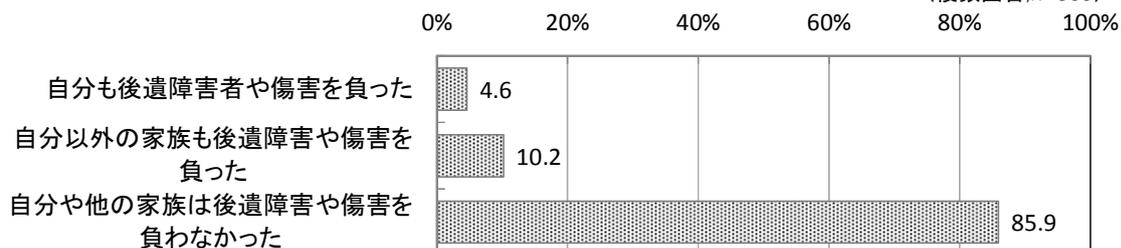
図表 5-1-8 亡くした家族の続柄 (複数回答,n=569)



③ 自分や他の家族のけが

自分や他の家族がけがをしたかどうかについては、「自分や他の家族は後遺障害や傷害を負わなかった」が最も多く 85.9%となっており、自分以外の家族も後遺障害や傷害を負った」(10.2%)、「自分も後遺障害や傷害を負った」(4.6%) となっている。

図表 5-1-9 自分や家族のけが (複数回答,n=569)

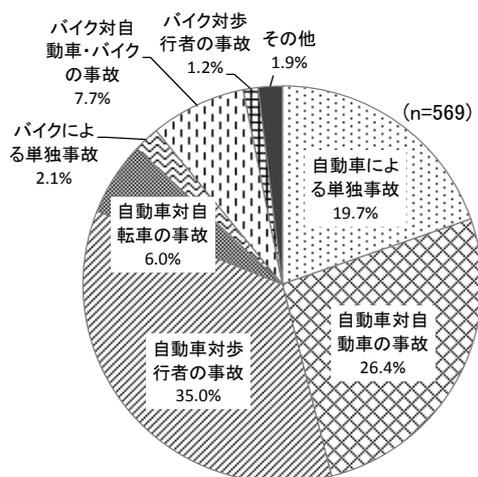


④ 事故の種類と過失の割合

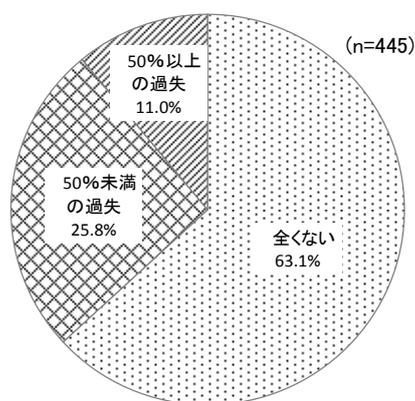
事故の種類については、「自動車対歩行者の事故」が最も多く（35.0%）、「自動車対自動車」（26.4%）、「自動車による単独事故」（19.7%）となっている。その他には「自動車対自転車」が6.0%であった。

事故の過失割合については、「全くない」が最も多く（63.1%）、「50%未満の過失」（25.8%）、「50%以上の過失」（11.0%）となっている。

図表 5-1-8 事故の種類



図表 5-1-9 事故の過失割合

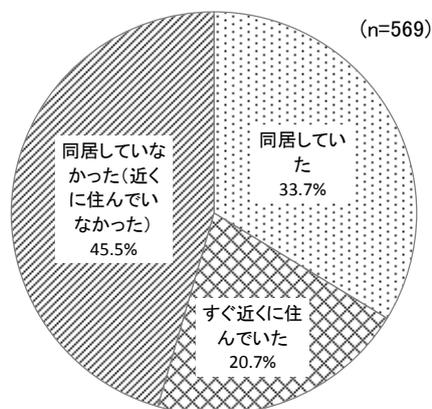


※ 過失割合については、左図のうち「自動車による単独事故」「バイクによる単独事故」を除外して集計している。

⑤ 亡くなられた方との同居の有無

亡くなられた方と同居していたかどうかについて、「同居していなかった（近くに住んでいなかった）」が最も多く（45.5%）、次いで「同居していた」（33.7%）、「すぐ近くに住んでいた」（20.7%）となっている。

図表 5-1-10 亡くなられた方との同居の有無



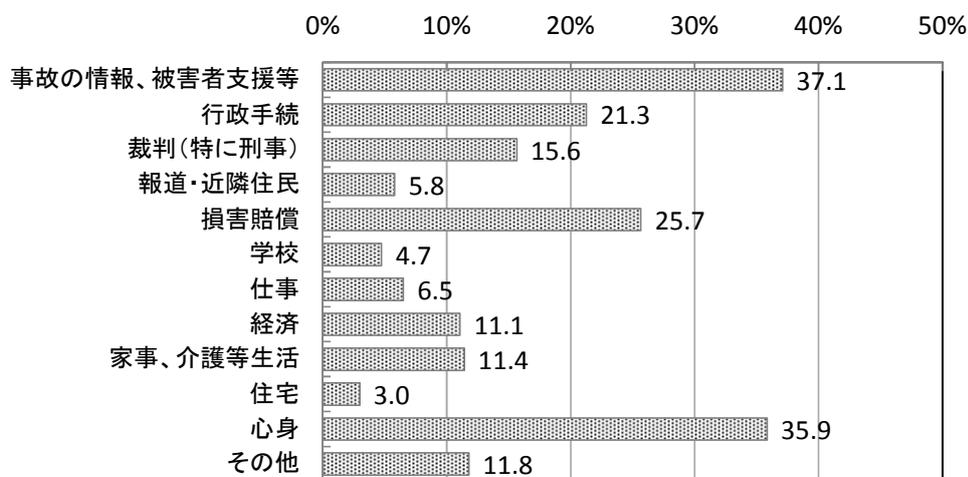
2. 事故当時から現在までの支援

(1) 事故後悩まされた問題

事故から現在まで、「交通事故がきっかけ」となり悩まされたことについて、最も回答の多かった項目は、事故情報や支援制度が不明といった「事故の情報、被害者支援等」に関する悩み（37.1%）であり、次いで不眠、食欲不振、うつ、PTSD、体の病気といった「心身」に関する悩み（35.9%）、「損害賠償」（25.7%）、「行政手続き」（21.3%）となっている。

図表 5-2-1 事故後悩まされた問題

(複数回答,n=569)

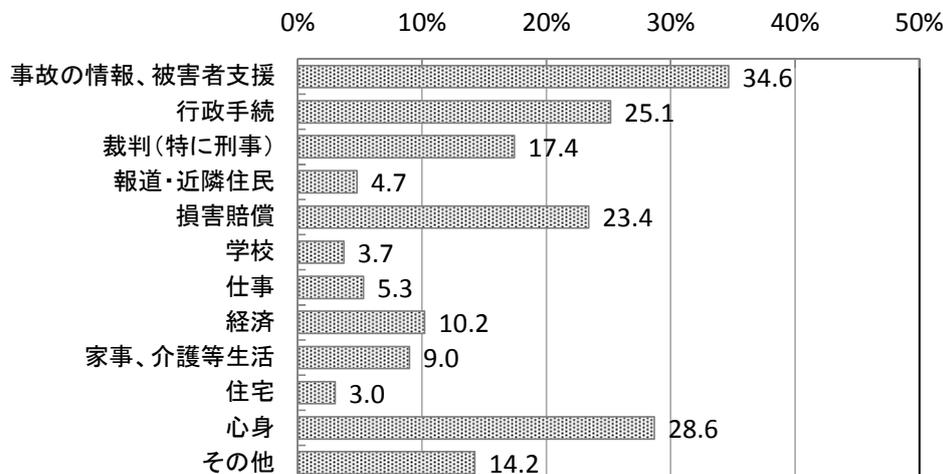


(2) 事故から現在までに必要な支援

事故から現在までに必要であった支援について、最も回答の多かった項目は「事故の情報、被害者支援」に関する支援であり 34.6%となっている。次いで「心身」（28.6%）、「行政手続き」（25.1%）、「損害賠償」（23.4%）となっている。

図表 5-2-2 事故から現在までに必要な支援

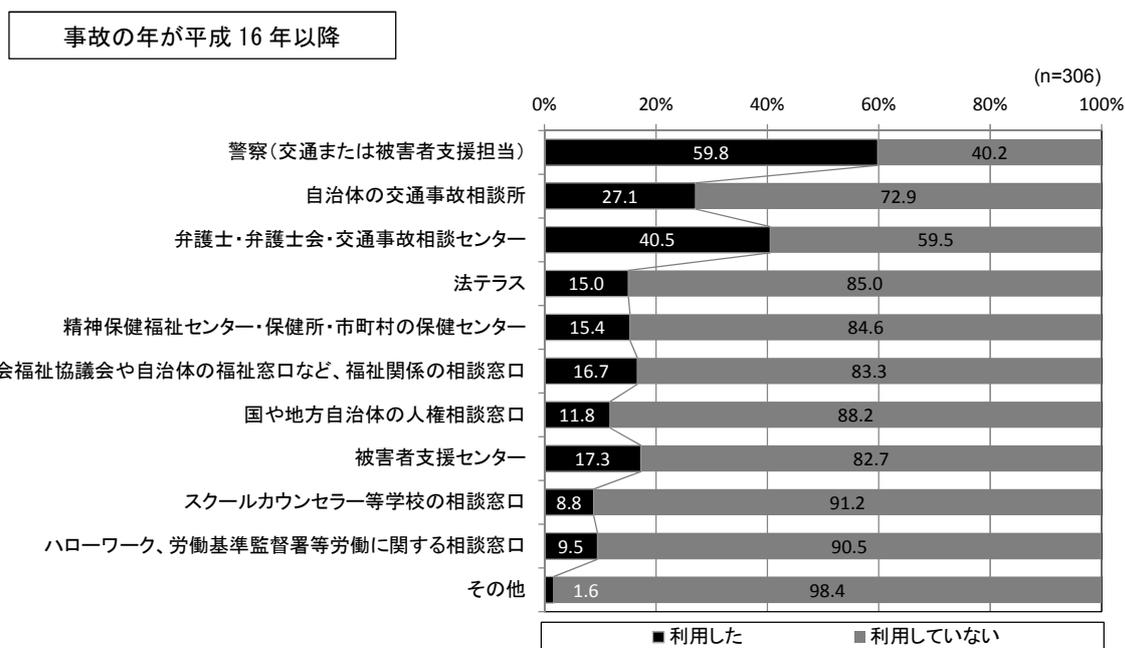
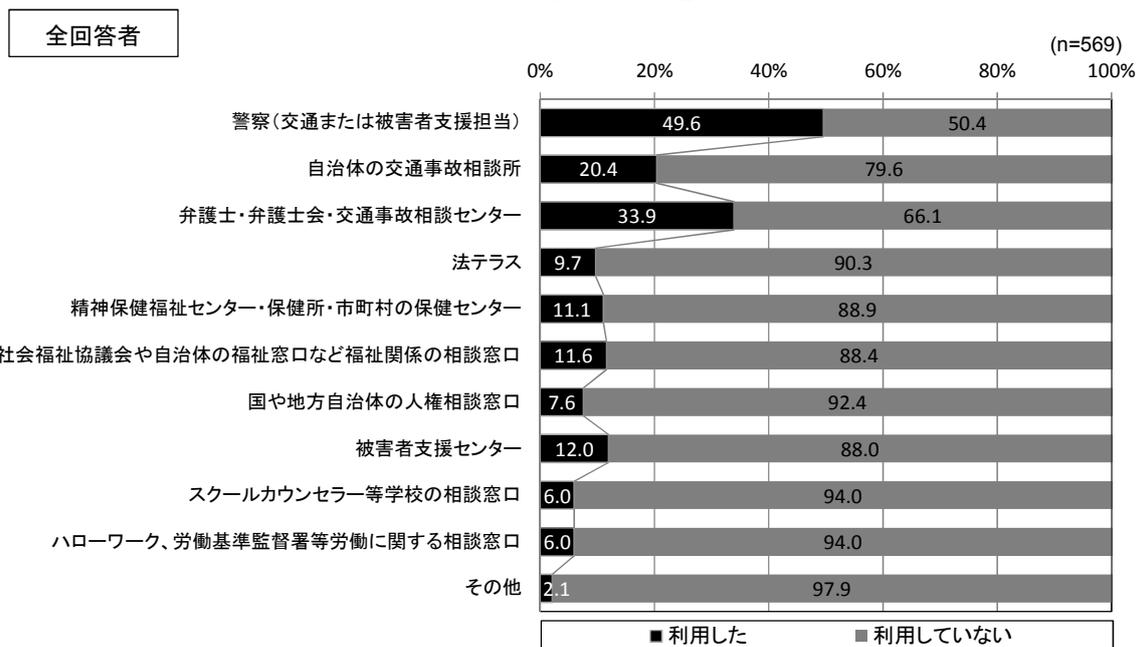
(複数回答,n=569)



(3) 事故後、利用した相談窓口や支援サービス

事故後に利用した相談窓口や支援サービスについて、最も利用されているのは、「警察」(49.6%)で、次いで「弁護士・弁護士会・交通事故相談センター」(33.9%)となっている。さらに、事故に遭った年が「平成16年以降」とした回答者を抽出して分析したところ、利用した相談窓口等の順位に大きな変動はないが、すべての相談窓口で利用率が高くなっている。

図表 5-2-3 事故後、利用した相談窓口や支援サービス

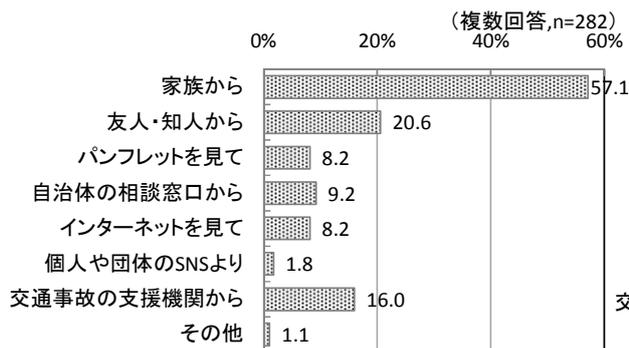


※交通事故被害者サポート事業が平成15年に始まったこと、また、同16年に犯罪被害者等基本法が制定されたことから、平成16年以降のデータを抽出し分析を行った。

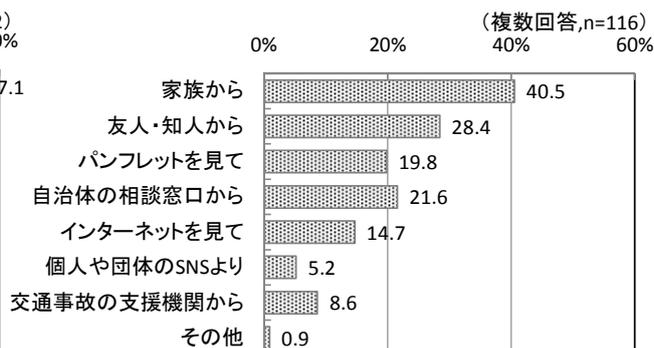
(4) 事故後、利用した相談窓口や支援サービスの認知方法

相談窓口や支援サービスの認知方法について、利用した方を対象に質問している。各相談窓口等の傾向として「家族から」が多くなっている。また、事故に遭った年が「平成16年以降」とした回答者を抽出して分析したところ、全回答者と比較して、大部分の相談窓口等で「インターネットを見て」の比率が高くなっている。

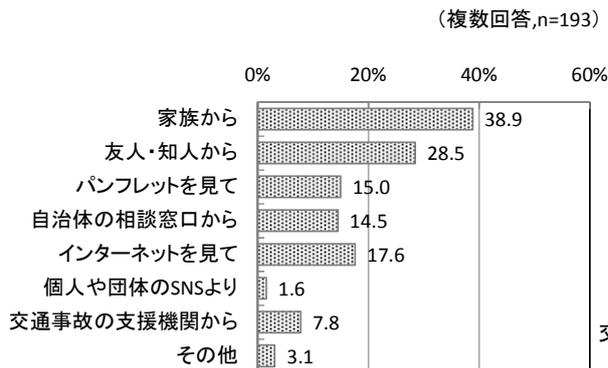
図表 5-2-4 警察



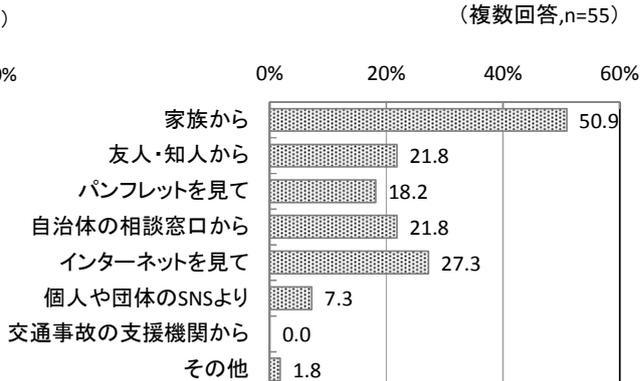
図表 5-2-5 自治体の交通事故相談所



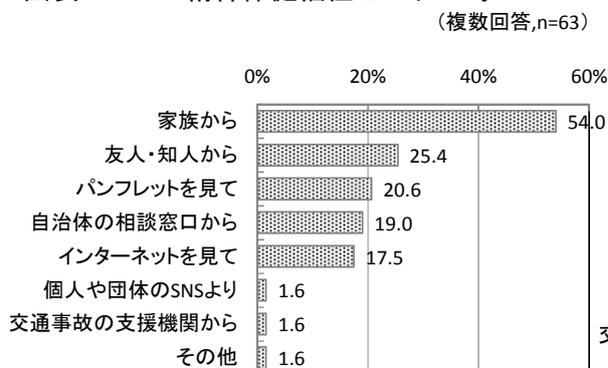
図表 5-2-6 弁護士・交通事故相談センター等



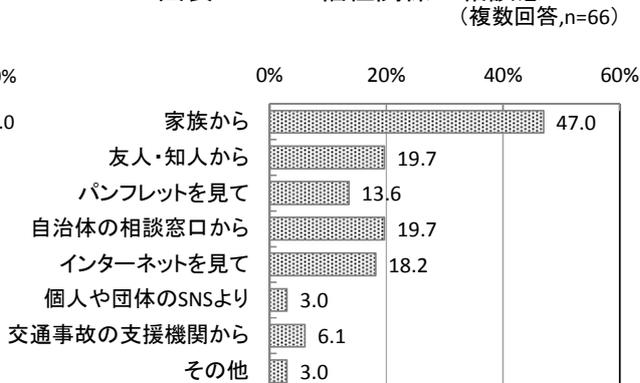
図表 5-2-7 法テラス



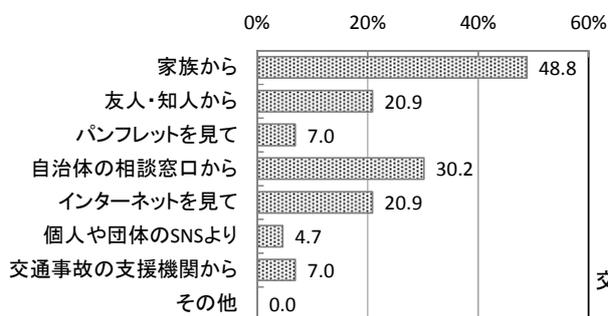
図表 5-2-8 精神保健福祉センター等



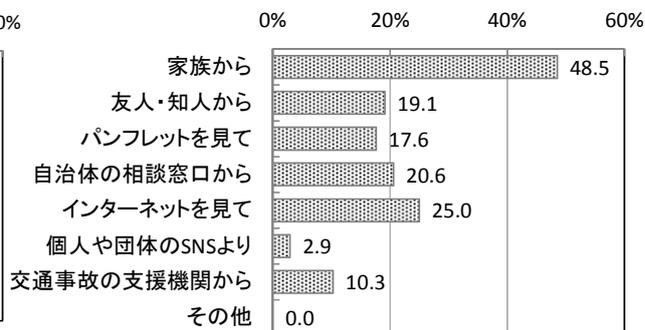
図表 5-2-9 福祉関係の相談窓口



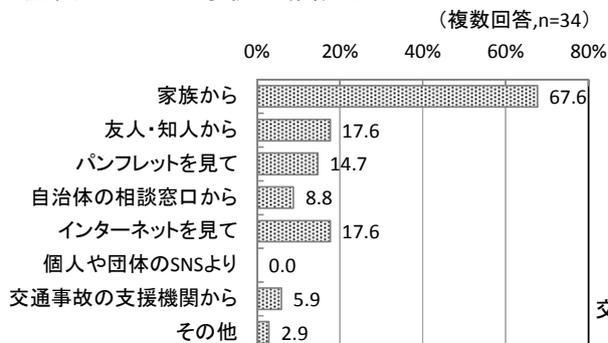
図表 5-2-10 国や地方自治体の人権相談窓口
(複数回答,n=43)



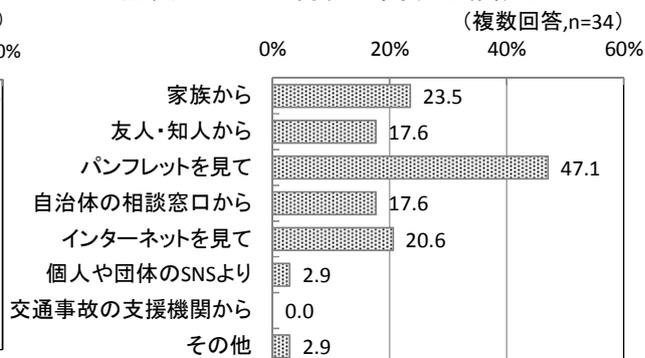
図表 5-2-11 被害者支援センター
(複数回答,n=68)



図表 5-2-12 学校の相談窓口



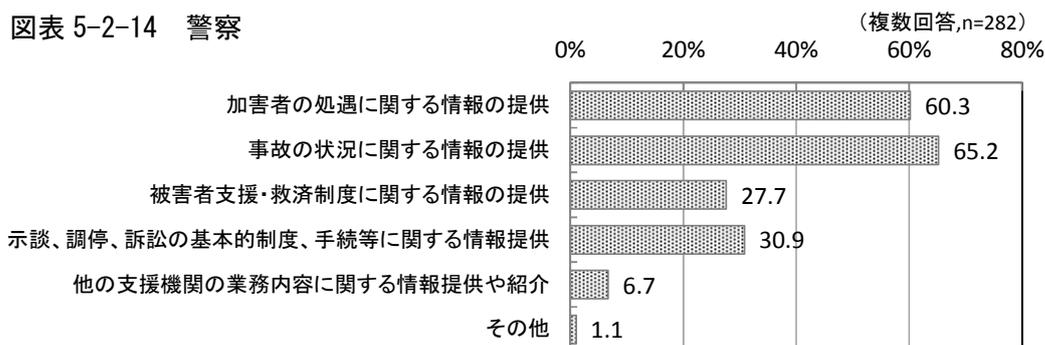
図表 5-2-13 労働に関する相談窓口



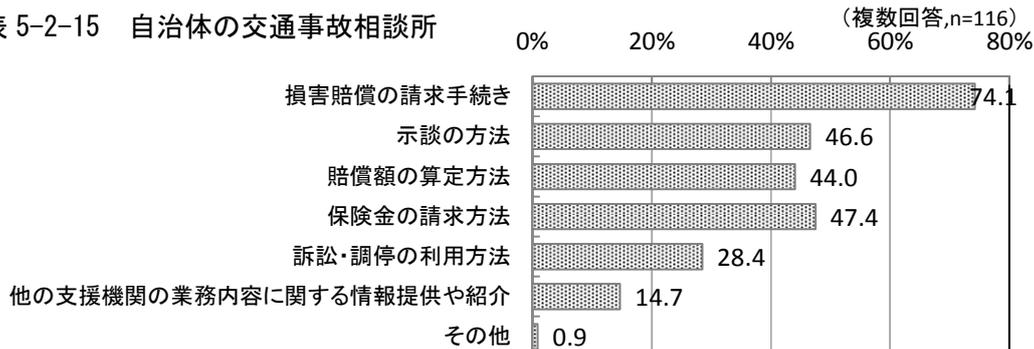
(5) 事故後、利用した相談窓口の相談内容

相談窓口について、利用した方を対象に相談した内容について質問している。

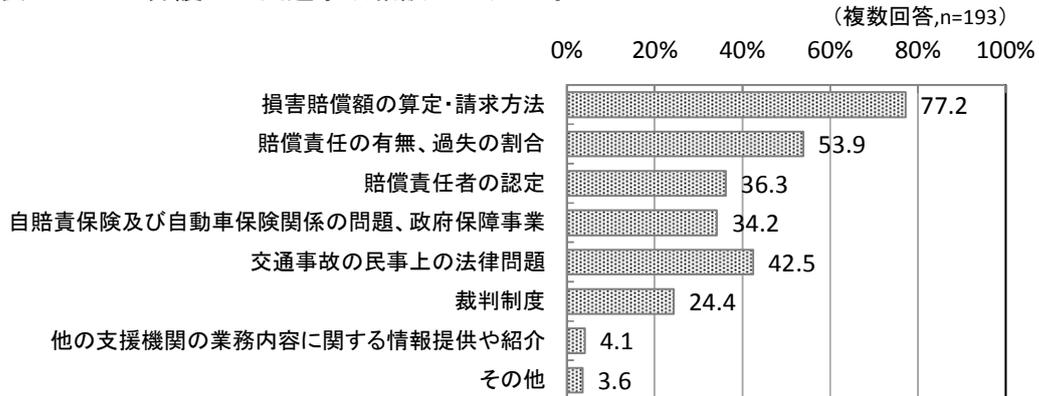
図表 5-2-14 警察



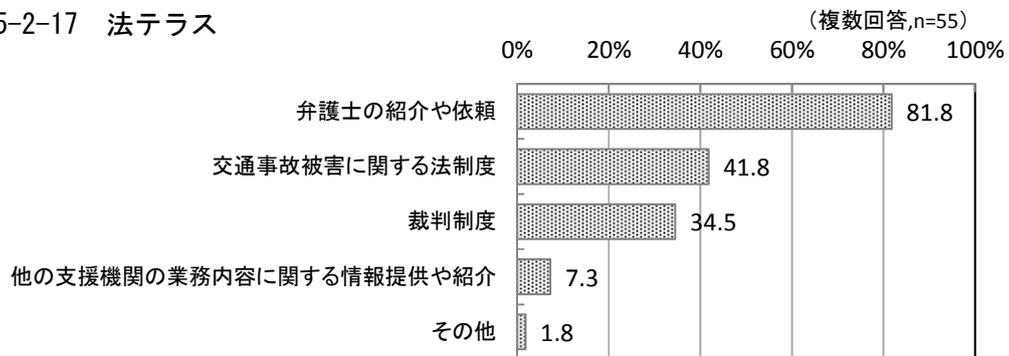
図表 5-2-15 自治体の交通事故相談所



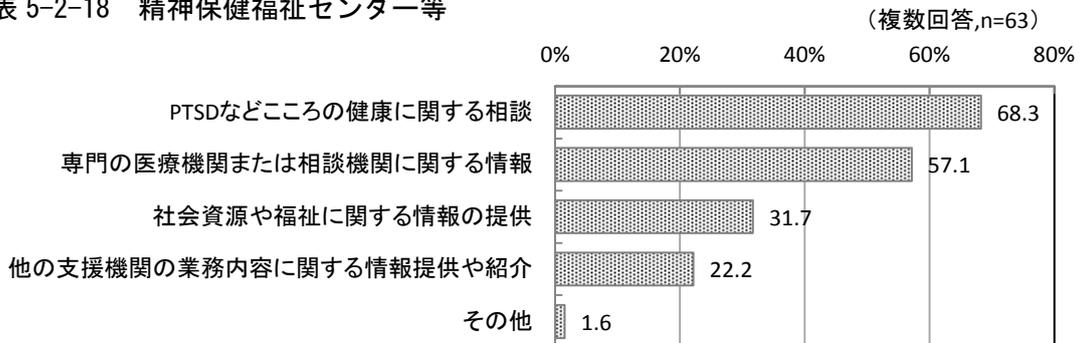
図表 5-2-16 弁護士・交通事故相談センター等



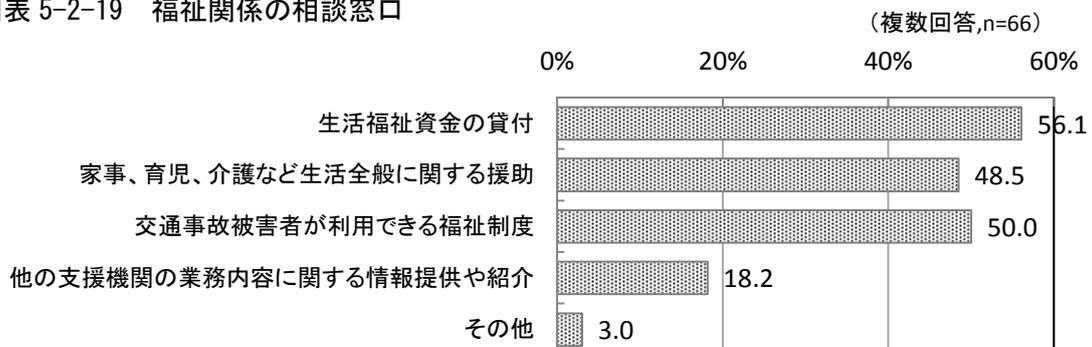
図表 5-2-17 法テラス



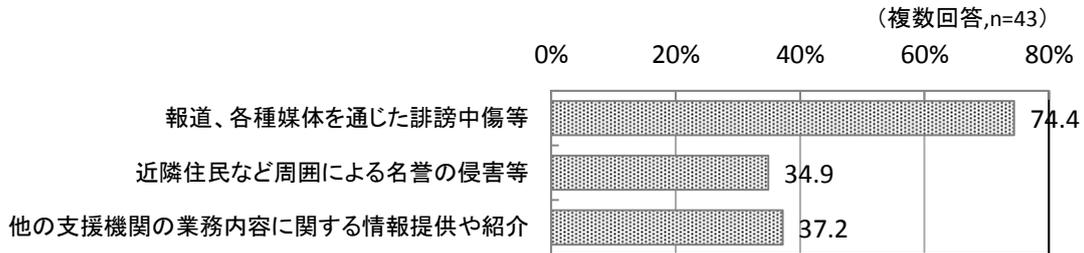
図表 5-2-18 精神保健福祉センター等



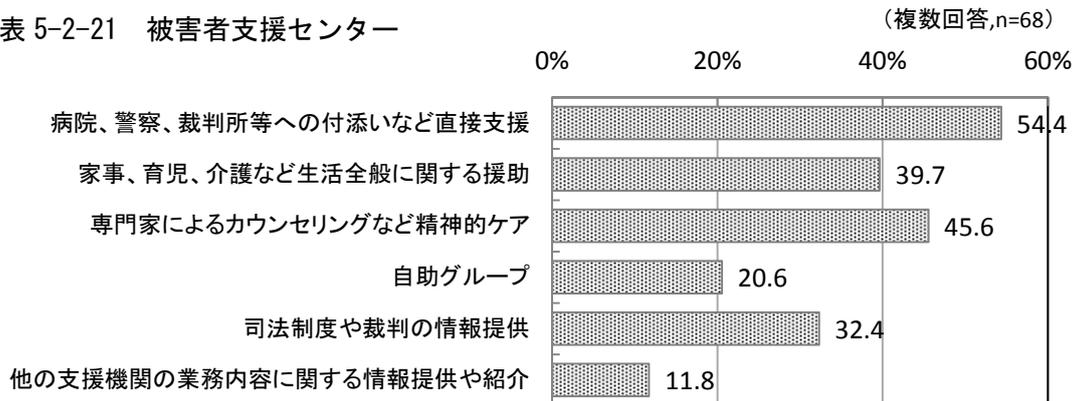
図表 5-2-19 福祉関係の相談窓口



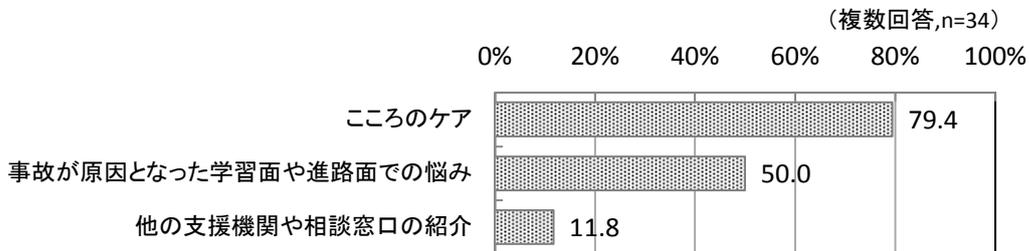
図表 5-2-20 国や地方自治体の人権相談窓口



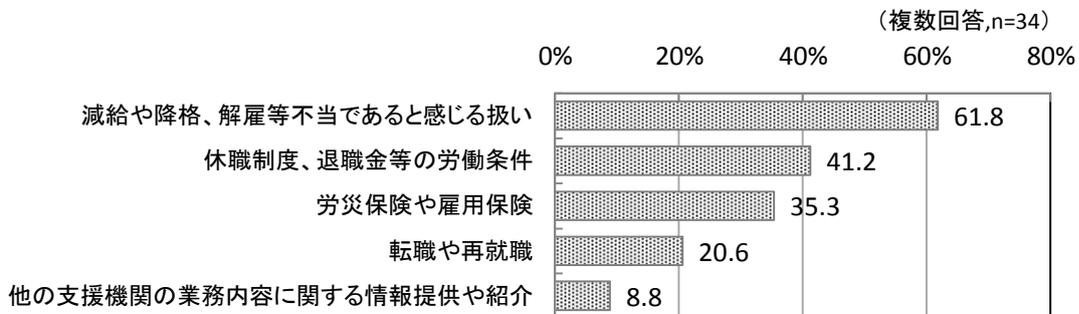
図表 5-2-21 被害者支援センター



図表 5-2-22 スクールカウンセラー等学校の相談窓口



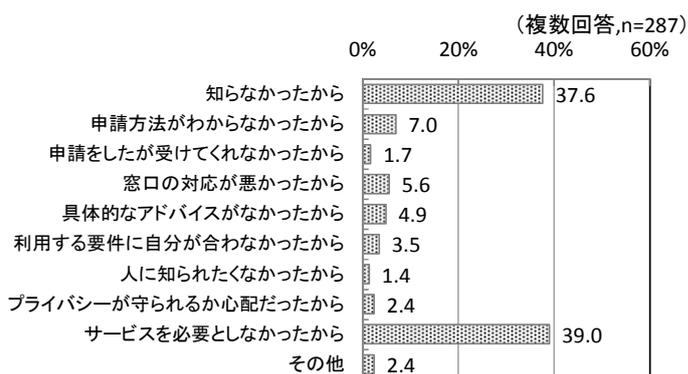
図表 5-2-23 ハローワーク、労働基準監督署等労働に関する相談窓口



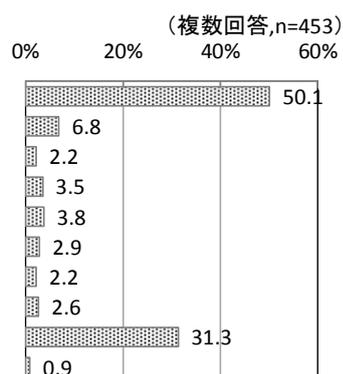
(6) 相談窓口や公的機関のサービスを利用しなかった・できなかった理由

相談窓口や支援サービスを利用しなかった・できなかった理由について、利用しなかった方を対象に質問している。全体として「知らなかったから」の比率が高くなっている。一方で、事故に遭った年を「平成16年以降」とした回答者を抽出して分析したところ、全ての相談窓口等で、「知らなかったから」の比率が全回答者と比較して低くなっている。

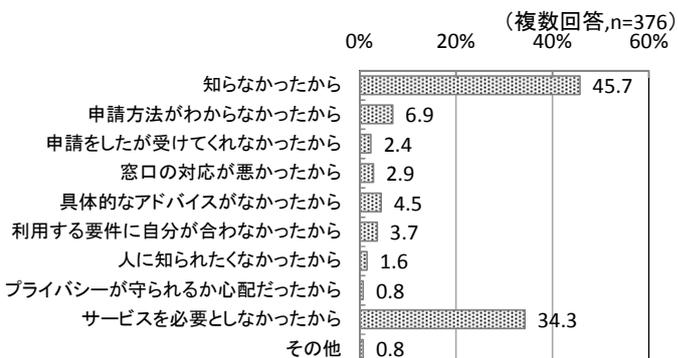
図表 5-2-24 警察



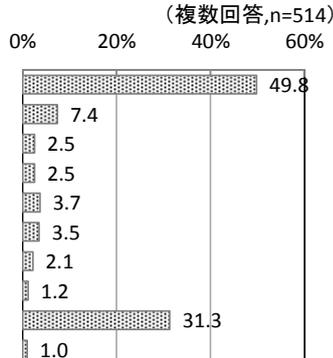
図表 5-2-25 自治体の交通事故相談所



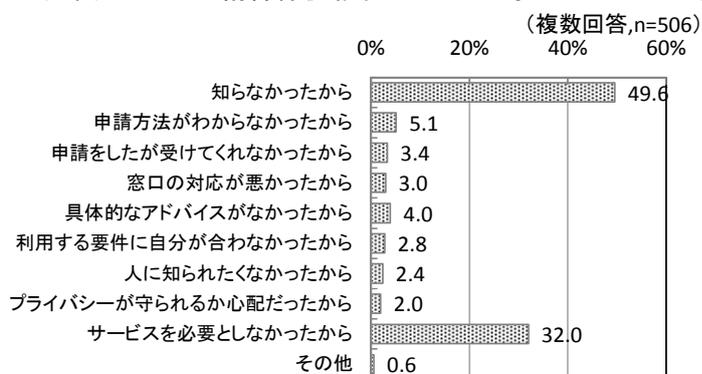
図表 5-2-26 弁護士・交通事故相談センター等



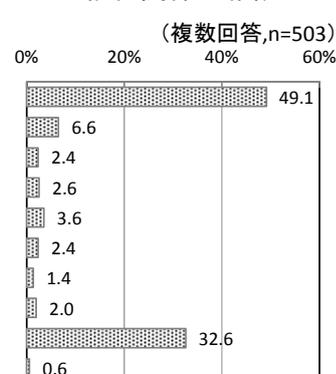
図表 5-2-27 法テラス



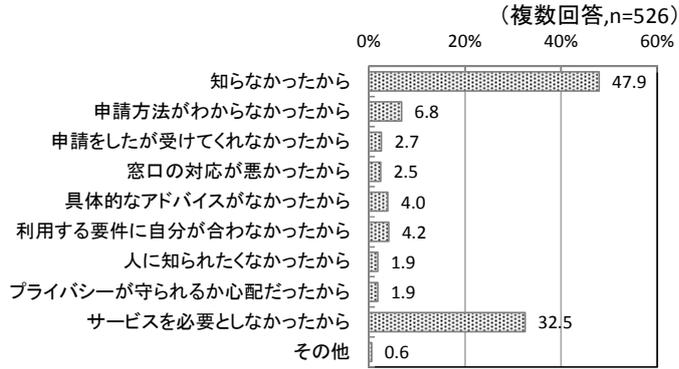
図表 5-2-28 精神保健福祉センター等



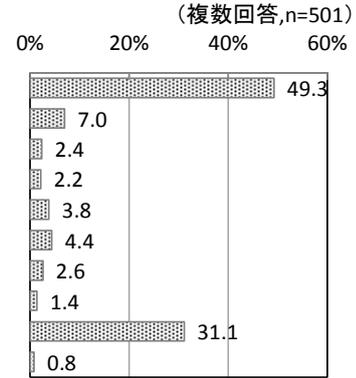
図表 5-2-29 福祉関係の相談窓口



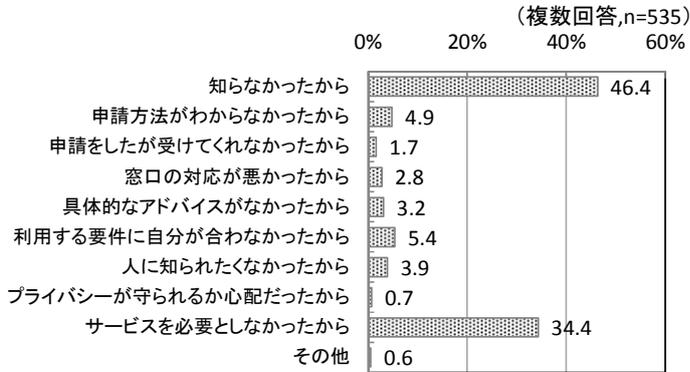
図表 5-2-30 国や地方自治体の人権相談窓口



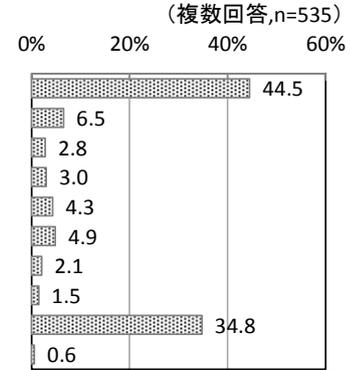
図表 5-2-31 被害者支援センター



図表 5-2-32 学校の相談窓口



図表 5-2-33 労働に関する相談窓口



(7) 被害者に対する支援機関や周囲の対応や言動について、受けて嫌だったこと

〔同情されたこと〕

記述内容	年齢群	性別	亡くした人
・「あなたの家族は交通事故で死んだんだよね、かわいそうに」と言われること。	40代	男性	祖父母
・可哀想と言われて哀れな目で見られたこと。手続きが色々大変だったこと。	30代	女性	祖父母
・可哀想の連発で聞くのも嫌、他人事で上から目線のような感じで言われているようだ。	60代以上	女性	父親
・父親がいないことでずっと可哀想と言われ育った。母が、父の自営業継いで働いてくれたが、上手いかず多大な借金を抱え倒産した。母は現在うつ状態。仏壇の父に話しかけている姿を見ると、今でも、父がいてくれたらと思う。	20代	女性	父親

〔金銭について言われたこと〕

記述内容	年齢群	性別	亡くした人
・近隣住民に保険金を大量にもらって潤ったと嘘を吹聴された。	30代	女性	祖父母
・「どうせお金が入ってくるでしょ」と思われ、身内ですら援助が無かったこと。周りが気になるにはお金のことばかりでした。	40代	女性	配偶者

〔被害者にも落ち度があると言われたこと〕

記述内容	年齢群	性別	亡くした人
・事故なのに自殺の可能性はないかと確認されたこと。	40代	女性	母親
・自業自得と言われたこと。	20代	男性	兄弟姉妹
・被害者が高齢だったこともあり、警察から痴呆徘徊だったんじゃないのと言われたこと。	40代	男性	配偶者の父親
・加害者の妻に母は目が悪くなかったかと聞かれた事や態度。加害者が訪れた時に若いのにかわいそうと言っていた親戚。他にも言いたくない程傷ついた事が沢山あった。	40代	女性	母親

(8) 国や自治体を実施する支援機関への要望

〔利便性の向上〕

記述内容	年齢群	性別	亡くした人
・わかりやすいシンプルな説明をお願いしたい。	30代	男性	祖父母
・もっと手続きなどわかりやすくしてほしい。	20代	女性	父親
・土日や夜間対応もしてほしい。	40代	男性	父親
・手続きなど親身になって教えてくれること。相談にいくのでなく、来てもらえれば嬉しかったかもしれません。	40代	男性	父親

〔情報提供〕

記述内容	年齢群	性別	亡くした人
・交通事故の被害者が最初に出会う警察のかたから支援の資源を紹介してほしい。	50代	女性	父親
・支援機関の活動や内容をもっと広く周知させてほしい。	50代	男性	祖父母
・何もわからない状態なので、申請した方がいいものは全て教えてほしい。	30代	女性	父親
・周知は少ないと思う。何か1つ有名な電話番号でもあれば違ってくると思う。	30代	男性	祖父母
・関係の相談先を記した連絡カードを病院に設置してほしい。	20代	男性	祖父母
・もっとこんな支援があるという情報が耳に届く・もしくは目に見える形であったら救われる部分もあったかもしれません。	20代	女性	祖父母
・どのような支援機関があってもどんな支援が得られるのか、当時から今も全く知る機会がなかったのでは何か方法を考えて欲しい。事故の直後は精神的な衝撃が大きく、種々の手続きについて調べる余裕はないので、遺族が積極的に動けなくても情報を得られる手段が必要だと思う。	30代	女性	父親

〔精神的・経済的支援の充実〕

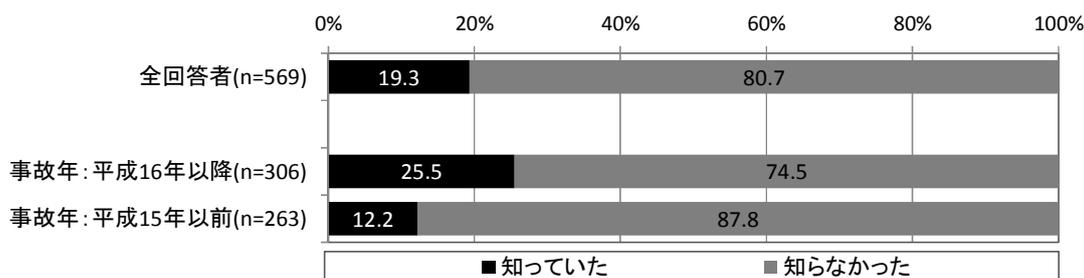
記述内容	年齢群	性別	亡くした人
・被害者の家族の精神的な苦痛に対する相談。	30代	男性	祖父母
・事故原因の調査、心身のケア、フォロー。	30代	男性	兄弟姉妹
・小さい子供への心理的なケア。	30代	女性	祖父母
・被害者の気持ちを理解してほしい。	60代以上	女性	兄弟姉妹
・人の痛みに応じた対応や言動がもっとできないものかと思う 決め付けや先入観でものを言ってほしくない。	30代	男性	祖父母
・経済支援。父が亡くなり、経済的に厳しく、奨学金を借りて学校に行ったが、それが現在の生活を圧迫している。	20代	女性	父親
・経済的困窮時や失業した場合のときに、具体的にどのような行動をとればいいのかというアドバイスをいただける。20歳前後までの若者への支援は、できるだけ具体的、細かい配慮ができるようにすると良いと思う。例えば、葬式を終えて学業や就職活動に戻るときに、困っている点をきちんとヒアリングして、その方策を提示してあげる。	40代	男性	父親

3. 交通事故被害者サポート事業について

(1) 交通事故被害者サポート事業の認知

交通事故被害者サポート事業の認知については、「知っていた」とする回答は、全体では19.3%であり、「知らなかった」が80.7%となっている。一方、事故年が「平成16年以降」の回答者については、「知っていた」が25.5%と、「全回答者」と事故年が「平成15年以前」の回答者と比較して、認知度が高くなっている。

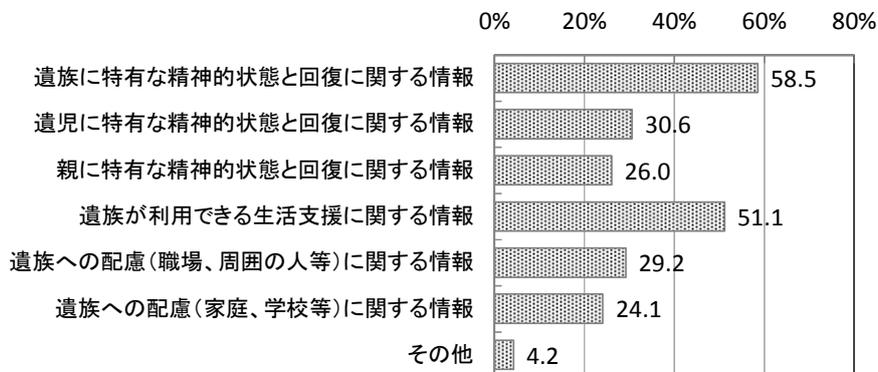
図表 5-3-1 サポート事業の認知



(2) パンフレットで知りたい内容

交通事故の遺族を対象としたパンフレットにおいて知りたい内容について質問した結果、「遺族に特有な精神的状態と回復に関する情報」が58.5%と最も高く、次いで「遺族が利用できる生活支援に関する情報」が51.1%となっている。

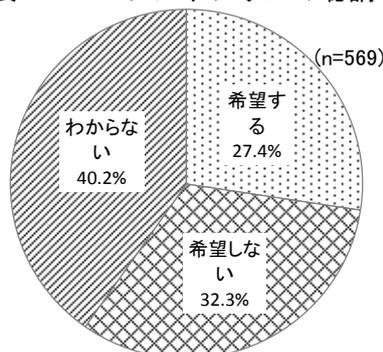
図表 5-3-2 パンフレットで知りたい内容 (複数回答,n=569)



(3) シンポジウムの聴講希望の有無

あなたは、もしシンポジウムがお住まいの地域で開催された場合の聴講希望については、「希望する」が27.4%、「希望しない」が32.3%、「わからない」が40.2%となっている。

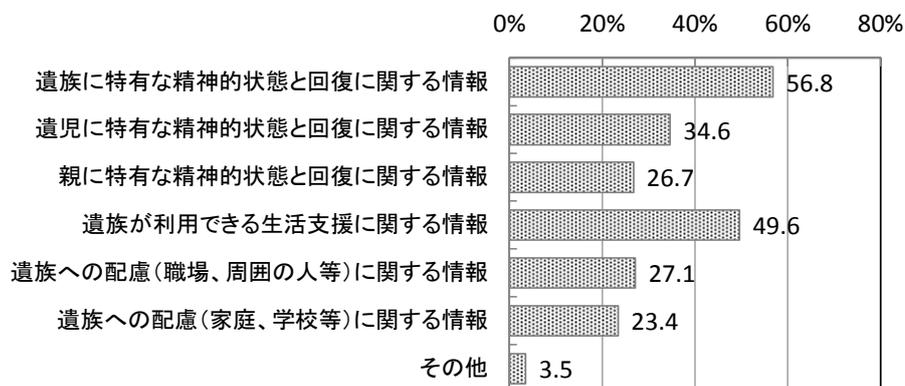
図表 5-3-3 シンポジウムの聴講希望



(4) シンポジウムに希望するテーマ

交通事故の遺族に関するシンポジウムのテーマについて、どのようなものを希望するかについて質問した結果、「遺族に特有な精神的状態と回復に関する情報」が56.8%と最も高く、次いで「遺族が利用できる生活支援に関する情報」が49.6%となっている。

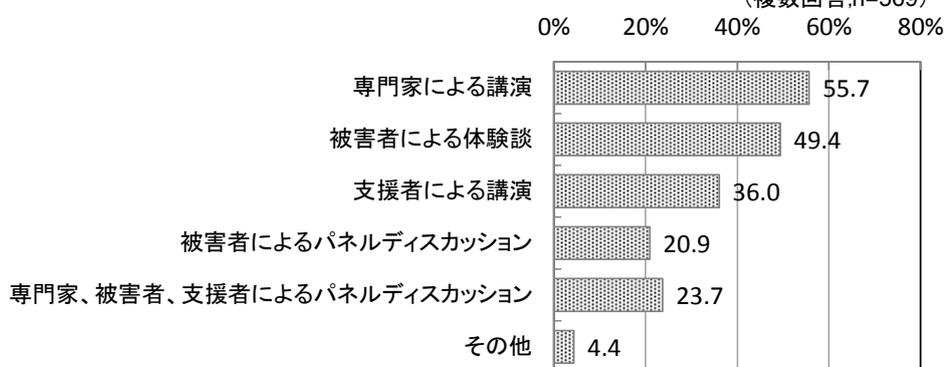
図表 5-3-4 シンポジウムに希望するテーマ (複数回答,n=569)



(5) シンポジウムの開催内容

交通事故の遺族に関するシンポジウムの開催内容について、どのような内容を希望するかについて質問した結果、「専門家による講演」が55.7%と最も高く、次いで「被害者による体験談」(49.4%)、「支援者による講演」(36.0%)となっている。

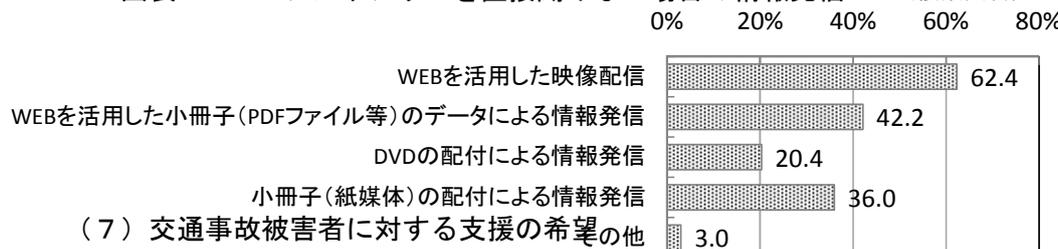
図表 5-3-5 シンポジウムに希望する内容 (複数回答,n=569)



(6) シンポジウムを直接聞けない場合の情報発信

シンポジウムを直接聞けない場合の情報発信の希望について質問した結果、「WEBを活用した映像配信」が62.4%と最も高く、次いで「WEBを活用した小冊子データ」(42.2%)、「小冊子(紙媒体)の配付」(36.0%)となっている。

図表 5-3-6 シンポジウムを直接聞けない場合の情報発信 (複数回答,n=569)



(7) 交通事故被害者に対する支援の希望の他

〔精神的・経済的支援〕

記述内容	年齢群	性別	亡くした人
・精神的にショックなのが一番なのでメンタルケアを支援してほしい。その後生活相談なども希望します。	30代	女性	父親・母親
・精神的はもちろんの事、一家の支柱を失い生活自体も壊滅しました。1歳の子供が居て働く事もままならず、働かない訳にもいかないので、また犠牲になるのは子供でした。	40代	女性	配偶者
・私の場合はそれ程でもありませんでしたが、特に生活が困窮するような場合(とりわけ子供たち)の経済的支援が必要。	50代	男性	祖父母
・個人差によると思うが、心の傷が癒えるまでは相当な時間がかかると思う。交通事故被害者サポートにより、被害者自身が過去を思い出してしまい、苦しむこともあると思う。個人的な意見としては、このアンケート内で、サポート事業の存在を知ってよかったと思う。当時の精神的状態では、どんな話を聞いたところであっても、精神的な回復は見込めないと思う。	20代	男性	祖父母

〔生活支援〕

記述内容	年齢群	性別	亡くした人
・今後の生活について不安を取り除くアドバイス。	20代	女性	母親
・人によっては実際の生活上の支援が必要になるだろうと想像できます。	60代以上	女性	配偶者の母
・精神的支援も必要だが残された家族の生活支援それにかかわる情報提供を望む。	30代	女性	父親

〔子供の支援〕

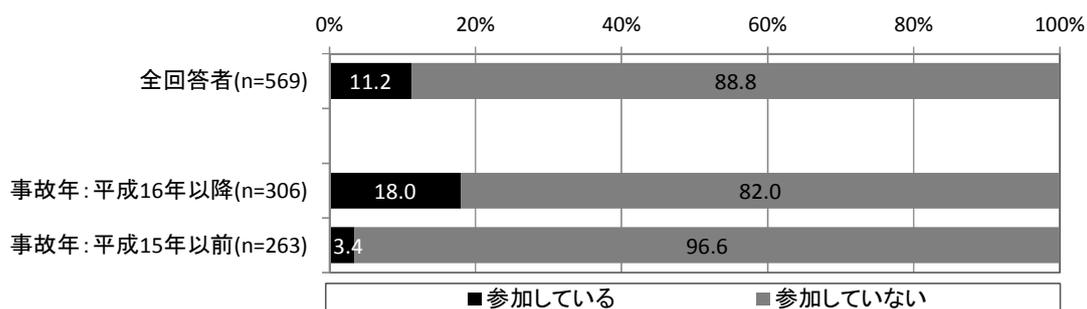
記述内容	年齢群	性別	亡くした人
・子供だったので、親が加害者からどのような賠償を受けたのかわからないのでそれが知れるような方法があれば知りたい。親には直接聞きたくない。	20代	女性	兄弟姉妹
・やはりカウンセリング。話すのは辛い事ですが、話すことで楽になる事もありますから。ただ、子供だと自分の感情をうまく伝えられないので難しいですが。	30代	女性	祖父母
・子供が事故で親を亡くした場合、漠然とこれから先どうなっていくのかが不安だと思いますが、死亡後の処理がバタバタして考える暇もないのが、大人以上です。他の親族がいる場合も必ずしも、本人のことを考えているとは考えられないので、本人→交通事故被害者サポート→親族のような状態で間に入れるような取り組みをとってもらいたい。	30代	男性	父親

4. 自助グループについて

(1) 自助グループの参加の有無と参加回数

自助グループの参加の有無については、全体では「参加している」とする回答が 11.2% であり、「参加していない」が 88.8%となっている。一方、事故年が「平成 16 年以降」の回答者は「参加している」が 18.0%と、「全回答者」と事故年が「平成 15 年以前」の回答者と比較して、参加率が高くなっている。

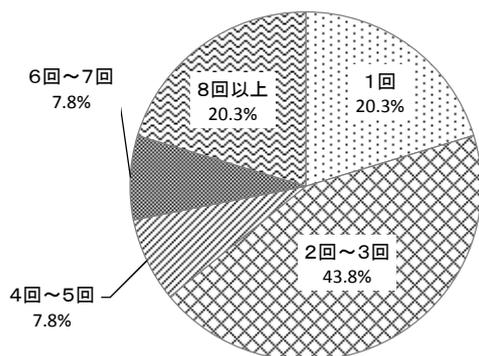
図表 5-4-1 自助グループの参加の有無



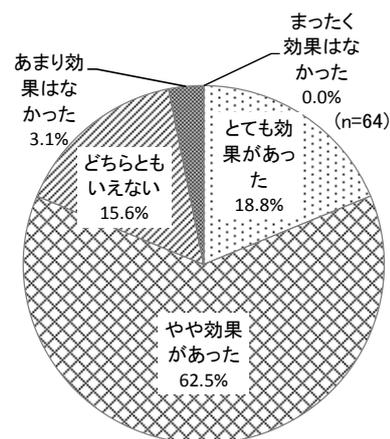
(2) 自助グループの参加回数と効果

参加の回数は、「年 2~3 回」が最も多く「年 1 回」と「年 8 回以上」がそれぞれ 20.3% となっている。自助グループへの参加が心や生活の回復に効果があるかどうかについて質問したところ、「とても効果があった」(18.8%)、「やや効果があった」(62.5%) となっており、8 割以上が「効果があった」と回答している。

図表 5-4-2 1 年あたりの参加回数 (n=64)



図表 5-4-3 自助グループの効果 (n=64)



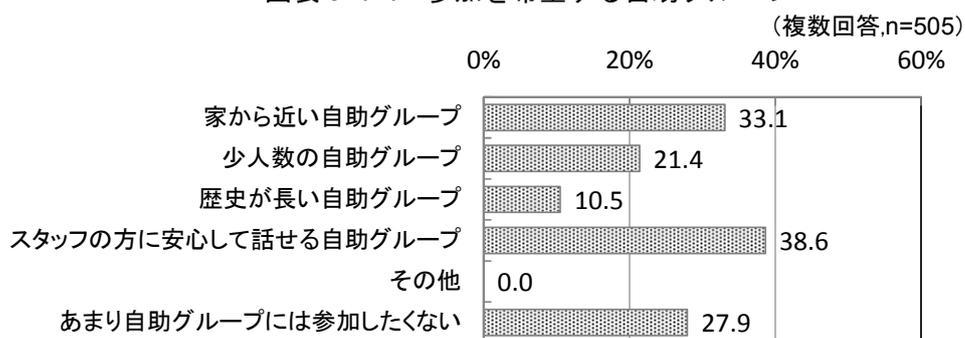
[自助グループの効果についての意見]

記述内容	自助グループの効果	年齢群	性別	亡くした人
・経験していない人にはわからないことをわかってもらえる。同じ苦しみや感覚を共有できる。	とても効果があった	40代	女性	配偶者
・変わらなかった。	どちらともいえない	50代	男性	祖父母
・形式的なものだから。	あまり効果はなかった	30代	男性	父親

(3) 参加を希望する自助グループ

どのような自助グループであれば、参加したいと思うかについて、自助グループに参加していない方を対象に質問したところ、「スタッフの方に安心して話せる自助グループ」が38.6%と最も多く、次いで「家から近い自助グループ」(33.1%)、「少人数の自助グループ」(21.4%)となっている。

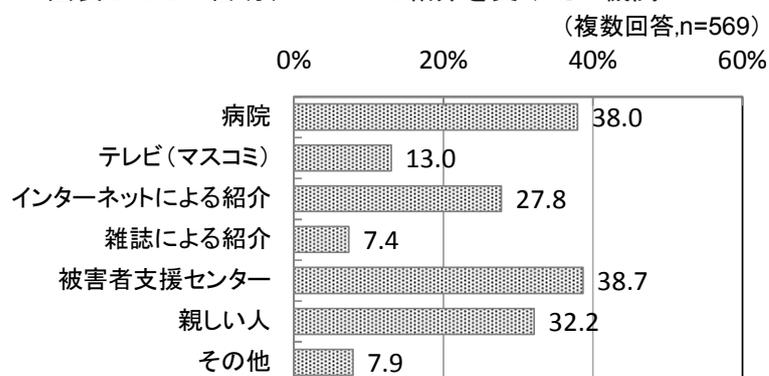
図表 5-4-4 参加を希望する自助グループ



(4) 自助グループの紹介を受けたい機関

どのような機関から自助グループの紹介を受けたいかについて質問したところ、「被害者支援センター」が38.7%と最も多く、次いで「病院」(38.0%)、「親しい人」(32.2%)、「インターネットによる紹介」(27.8%)となっている。

図表 5-4-5 自助グループの紹介を受けたい機関

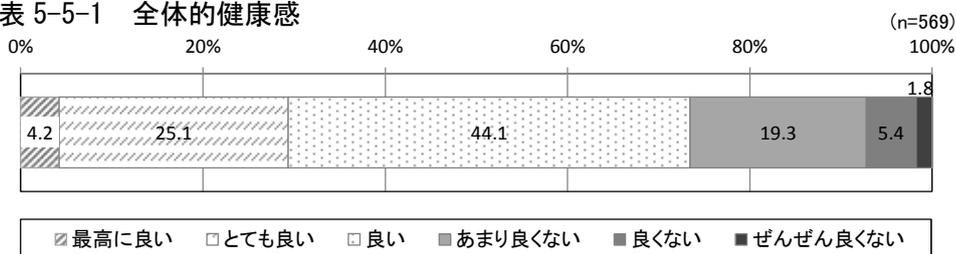


5. 健康状態について (SF-8)

(1) 全体的健康感

全体的にみて、過去1ヵ月間のあなたの健康状態はいかがでしたか。

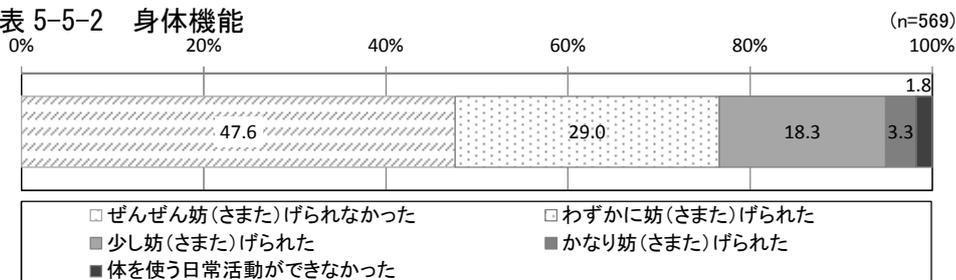
図表 5-5-1 全体的健康感



(2) 身体機能

過去1ヵ月間に、体を使う日常活動（歩いたり階段を昇ったりなど）をすることが身体的な理由でどのくらい妨げられましたか。

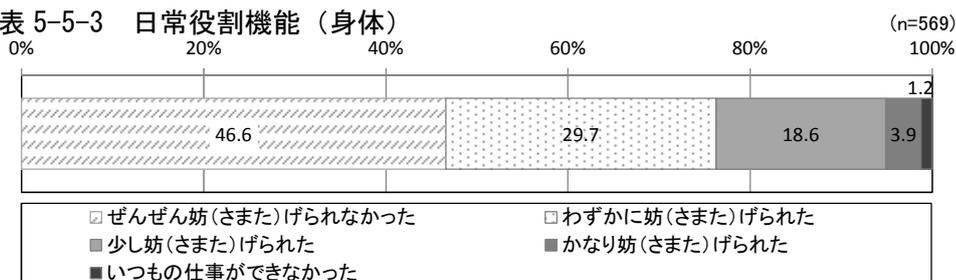
図表 5-5-2 身体機能



(3) 日常役割機能 (身体)

過去1ヵ月間に、いつもの仕事（家事も含みます）をすることが、身体的な理由でどのくらい妨げられましたか。

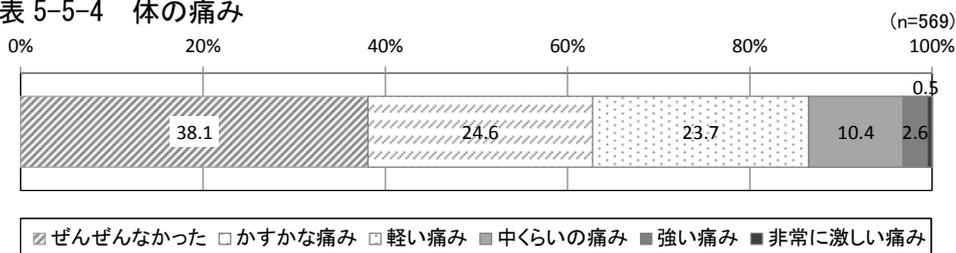
図表 5-5-3 日常役割機能 (身体)



(4) 体の痛み

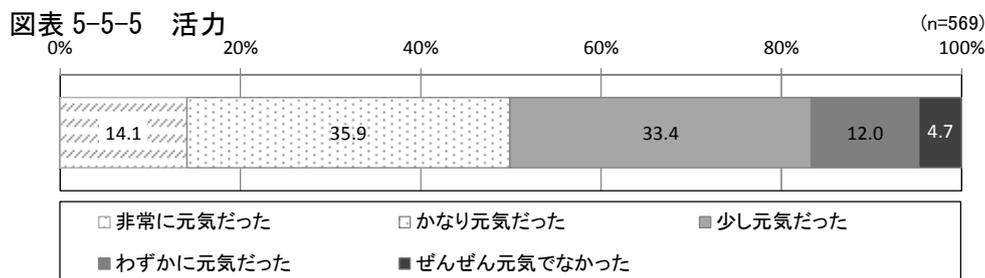
過去1ヵ月間に、体の痛みはどのくらいありましたか。

図表 5-5-4 体の痛み



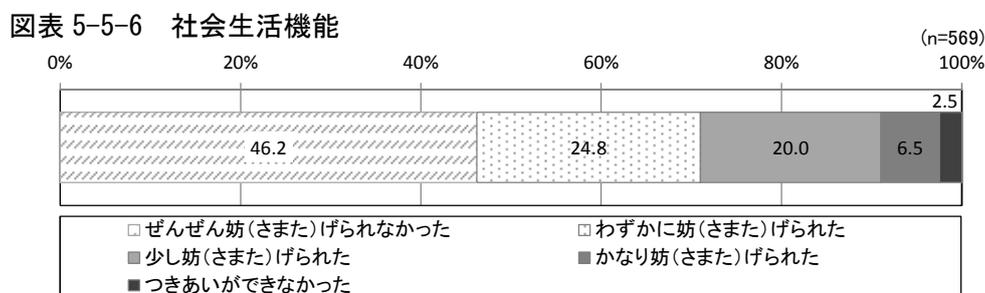
(5) 活力

過去1ヵ月間、どのくらい元気でしたか。



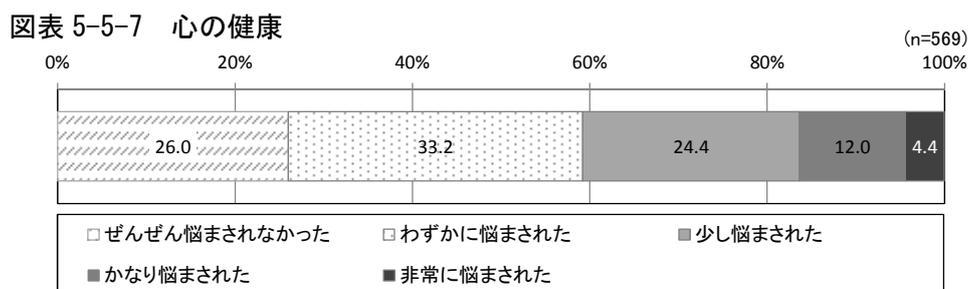
(6) 社会生活機能

過去1ヵ月間に、家族や友人とのふだんのつきあいが、身体的あるいは心理的な理由で、どのくらい妨げられましたか。



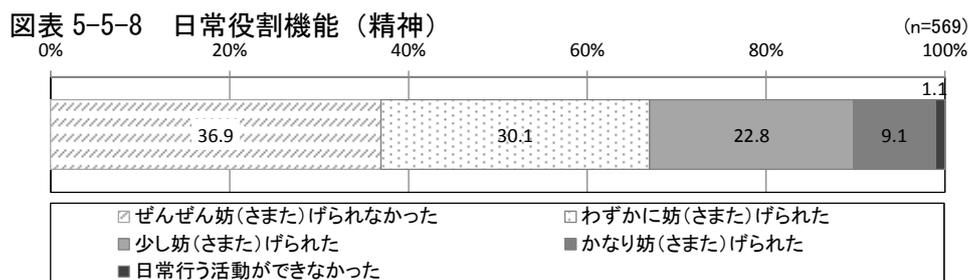
(7) 心の健康

過去1ヵ月間に、心理的な問題(不安を感じたり、気分が落ち込んだり、イライラしたり)に、どのくらい悩まされましたか。



(8) 日常役割機能(精神)

過去1ヵ月間に、日常行う活動(仕事、学校、家事などのふだんの行動)が、心理的な理由で、どのくらい妨(さまた)げられましたか。



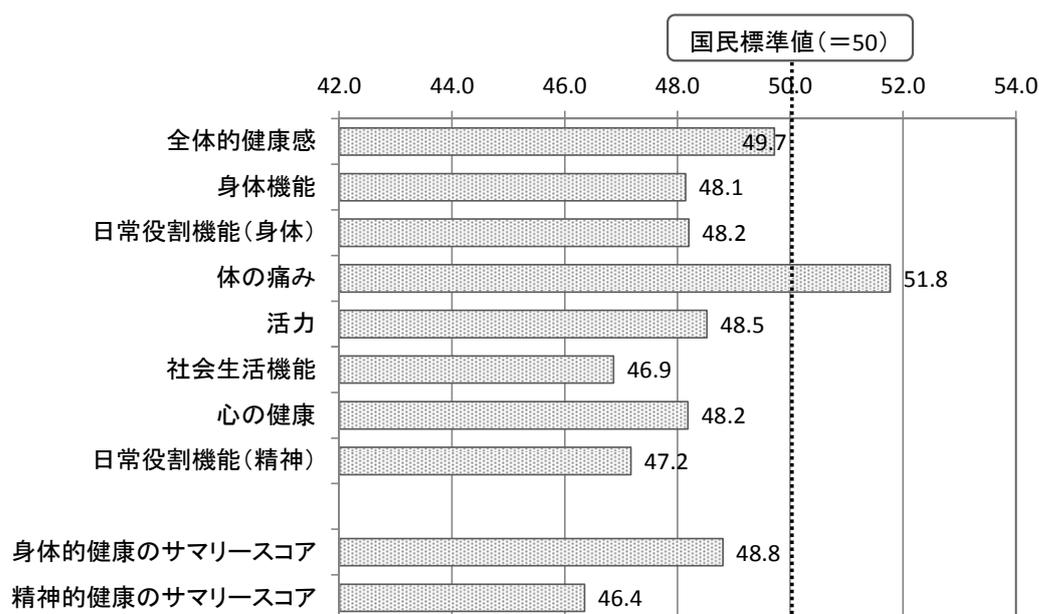
(9) 健康関連 QOL (SF-8) の得点を集計した結果

SF-8⁶とは健康関連 QOL(Health Related Quality of Life)の 8 項目 (全体的健康感、身体機能、日常役割機能 (身体)、体の痛み、活力、社会生活機能、心の健康、日常役割機能 (精神)) を測定する尺度のことで、特定の対象者の回答の平均値を算出し、日本人の国民標準値の平均値 (平均値は 50 点) と比較することにより、その対象者の状況を把握することができる。回答者 569 人における健康関連 QOL (SF-8) の得点を集計し、この国民標準値よりも低い場合、対象者の健康関連 QOL は低いと解釈することができる。

図表 6-1 本調査の回答者における各項目の得点 (平均)

	平均値(全体) (n=569)
全体的健康感	49.7
身体機能	48.1
日常役割機能(身体)	48.2
体の痛み	51.8
活力	48.5
社会生活機能	46.9
心の健康	48.2
日常役割機能(精神)	47.2
身体的健康のサマリースコア	48.8
精神的健康のサマリースコア	46.4

図表 6-2 本調査の回答者における各項目の得点 (平均)



⁶ 福原 俊一、鈴嶋 よしみ、SF-8 日本語版マニュアル：特定非営利活動法人 健康医療評価研究機構、京都、2004

(10) 考察

各項目における回答者の得点を見ると、8つの項目のうち、体の痛みを除く全項目で日本人の国民標準値（50点）を下回る結果となった。特に社会生活機能が46.9点と最も低い値となっており、また精神面での日常役割機能（47.2点）も、身体面での日常役割機能（48.2点）と比較して低い値となっている。このことから、交通事故被害者に対しては今後の生活支援の充実が必要と考えられる。それぞれの得点を重み付けして加算し、定数を加えたサマリースコアを算出したところ、身体的健康及び精神的健康のスコアは、ともに国民標準値を下回っており、特に精神的健康のスコアが低い値となっている。このことから、交通事故被害者への精神的支援が必要であると考察される。

6. 支援に関する自由記述

〔精神的・経済的支援〕

記述内容	年齢群	性別	亡くした人
・心のケアをしっかりしてほしい。寄り添って、話を聞いてほしいと思う。	30代	女性	祖父母
・思ったよりも些細なことが気になるもの。未経験の人にわかってもらおうとするのも無理があるが、その辺りの心情を理解してほしい。	30代	男性	母親
・これだけ事故が起こっている中、一人ひとりのケアは大変と思うが15年前とはだいぶ変わってきていると思う。家族が事故に遭い亡くなってしまうと、どんなケアをしてもらっても立ち直るのには時間がかかる。長い目で支援が必要。	60代以上	女性	子供
・経済的支援の有り方を考えてほしい。加害者との示談交渉に多大な労力を要するので客観的な事故調書を開示してほしい。	60代以上	男性	配偶者の父
・経済的支援の充実。保険会社の最初の不当に低い賠償金提示の解消。裁判をしないと妥当な賠償金に至らない。	30代	男性	祖父母

〔子供の支援に関すること〕

記述内容	年齢群	性別	亡くした人
・遺児の教育資金支援をお願いします。	60代以上	男性	母親
・収入源を失った遺族（特に子供）には手厚い援助を行ってほしい。失った家族は戻ってこないが、せめて経済的には潤沢に保障して然るべきと思う。	50代	男性	父親

〔支援制度に関すること〕

記述内容	年齢群	性別	亡くした人
・支援に関する情報に接する事が全くない。被害者遺族は突然なるものだから、事前に自ら調べている人はいないと思う。支援の方から手を差し伸べてくれるようなシステムが要るのではないかな。	30代	女性	父親
・事故が起きた直後は特に、何をすればいいかも考えられないので、普段ならそうするだろうという簡単なことも、たぶん考えられなくなっているので、難しいかもしれませんが、サポートしてほしい。	40代	女性	兄弟姉妹
・辛い時にしなければならない手続きが多すぎる。また各場所にこちらから伺ってしなければいけないので、わからないことばかりなのに負担が多すぎる。同じ場所で全ての手続きをまとめて出来ると良いと思う。担当の方はいなくても、システムなどで今日の処理が済んでいて、どの段階なのか、手続きをしてくださる方が把握できるようになるとこちらの負担が大幅に減ると思う。	30代	女性	父親

Ⅲ. 交通事故の遺族に対する WEB 調査のまとめと今後の方向性

1. まとめ

調査からは、事故後における交通事故の遺族の状況が明らかにされた。まず、悩まされた問題については、「事故の情報、被害者支援等」に関する悩みや、「心身」に関する悩みとする回答が多くみられた。それを踏まえて、「事故の情報、被害者支援等」や「心身」に関する支援が必要との回答が多くなっている。

相談窓口や支援サービスの利用状況については、警察が最も多く利用されているが、これ以外の相談窓口等では、十分に利用されていない状況が認められる。相談窓口を「利用していない」とする理由については、ほとんどの相談窓口等で「知らなかった」という回答が多くみられたことから、相談窓口やサービスを知らなかったために、利用できなかった状況が明らかとなっている。その一方で、「事故の年が 16 年以降」で見ると、各相談窓口とも利用率は上がっており、「知らなかったから」という回答も減少している。さらに、認知方法では、「インターネットから」という回答が増加している。

また、回答者の健康状態について健康関連 QOL (SF-8) の得点を集計、分析したところ、交通事故のご遺族の健康状態は、身体及び精神面の両方において、日本人の国民標準値の平均を下回っていることが明らかにされた。このことから、交通事故被害者や遺族に対する精神的支援及び生活支援の必要性が示唆される。

2. 今後の方向性

調査の結果から、交通事故のご遺族に必要な支援としては、精神的支援はもちろんであるが、生活支援も重要なポイントであることが考えられる。家事を含むいつもの仕事で「妨げられた」とする回答が多数みられていることから、遺族に対する生活支援は、今後取り組むべき課題であると考えられる。

さらに、相談窓口や支援サービスについての情報提供や周知についても、今後より一層効果的に進める必要があると考えられる。相談窓口やサービスを「知らなかった」という回答が多かったこと、また自由記述では支援機関についての周知や情報提供を求める意見が多数みられたことなどは、支援機関やサービスの情報が、遺族にまで十分に浸透していないことを示唆している。しかしながら、本サポート事業が実施される等、平成 16 年度以降では、利用率は向上し、「知らなかったから」とする回答も減少していることから、周知は進んできているが、さらにそれぞれの相談窓口等においては、インターネットの積極的な活用、利用者に分かり易いパンフレットの作成など、より効果的な広報活動の推進が期待される。

また、本調査の結果については、本報告書においても取りまとめたところであるが、被害者支援に携わる関係機関に効果的に情報提供できるよう、次年度以降の窓口意見交換会等の検討資料に活用するなどの運用が望まれる。

參考資料

I. WEB 調査票

I. 事前スクリーニング調査項目（年齢 20 歳以上対象）

あなたは、平成元年以降（1989 年以降）に交通事故で家族を亡くした経験がありますか。

なお、ご家族とはあなたから見て「父母（配偶者の父母を含む）、配偶者、子供、兄弟姉妹、祖父母、孫」を指します。

- ① はい（回答対象者） ② いいえ（→回答できない）

II. 本調査

1. あなた自身のことについて伺います。

（1）現在の年齢

（ ） 歳

（2）性別

- ① 男性 ② 女性

（3）現在のあなたの職業について、あてはまるものを 1 つだけ選択してください。

- ① 自営・農林漁業（自由業、家族従事者を含む）
② 自営・商工サービス業（自由業、家族従業者を含む）
③ 勤め人（正社員）
④ 勤め人（公務員、公社などの正規職員）
⑤ パートタイマー、アルバイト、派遣、契約等の非正規雇用者
⑥ その他のお仕事（ ）
⑦ 学生
⑧ 年金生活
⑨ 専業主婦・主夫（年金生活の場合は⑧に回答）
⑩ 失業中・休職中・求職中
⑪ その他（ ）

（4）現在の居住地をご記入ください。

（都道府県）

（5）現在の居住地（都市規模）について、あてはまるものを 1 つだけ選択してください。

- ①大都市（政令指定都市） ②中都市（人口 10 万人以上） ③小都市（人口 10 万人未満）

(6) あなたが最後にご卒業された学校（在学中の方は在学中の学校）について、あてはまるものを1つだけ選択してください。

- | | | | |
|-------|------|--------|-------------------------------|
| ① 中学校 | ② 高校 | ③ 専門学校 | ④ 高専 |
| ⑤ 短大 | ⑥ 大学 | ⑦ 大学院 | ⑧ その他（ ） |

(7) あなたの現在のご結婚の状況について、あてはまるものを1つだけ選択してください。

- | | | | |
|-------------|------|------|------|
| ① 既婚（配偶者あり） | ② 離別 | ③ 死別 | ④ 未婚 |
|-------------|------|------|------|

2. 大切なご家族を亡くされた事故のことについて伺います。

(1) 事故の年月を教えてください。

平成	年	月
----	---	---

(2) 事故で亡くなられた方は、あなたからみてどのようなご関係ですか。（複数回答可）

- | | |
|------------------------------------------|--|
| ① 自分の父親 | |
| ② 自分の母親 | |
| ③ 自分の兄弟姉妹（具体的な続柄： ） | |
| ④ 自分の子供 | |
| ⑤ 自分の配偶者 | |
| ⑥ 自分の祖父母（具体的な続柄： ） | |
| ⑦ 自分の孫（具体的な続柄： ） | |
| ⑧ 配偶者の父親 | |
| ⑨ 配偶者の母親 | |
| ⑩ その他親族（具体的に： ） | |

(3) その事故で、ご自身や他の家族がけがをされましたか（複数回答可）

- | |
|--------------------------|
| ① 自分も後遺障害者や傷害を負った |
| ② 自分以外の家族も後遺障害や傷害を負った |
| ③ 自分や他の家族は後遺障害や傷害を負わなかった |

(4) どのような事故でしたか。

- | | | |
|--------------|-------------------------------|--------------|
| ① 自動車による単独事故 | ② 自動車対自動車の事故 | ③ 自動車対歩行者の事故 |
| ④ バイクによる単独事故 | ⑤ バイク対自動車・バイクの事故 | |
| ⑥ バイク対歩行者の事故 | ⑦ その他（ ） | |

(5) 上記の事故で、あなたの亡くなられたご家族の方に過失はありましたか。

- ① 全くない ② 50%未満の過失 ③ 50%以上の過失

(6) 事故当時のご自身の年齢

() 歳

(7) 事故当時のあなたの職業

- ① 自営・農林漁業（自由業、家族従事者を含む）
② 自営・商工サービス業（自由業、家族従業者を含む）
③ 勤め人（正社員）
④ 勤め人（公務員、公社などの正規職員）
⑤ パートタイマー、アルバイト、派遣、契約等の非正規雇用者
⑥ その他のお仕事（ ）
⑦ 学生
⑧ 年金生活
⑨ 専業主婦・主夫（年金生活の場合は⑧に回答）
⑩ 失業中・休職中・求職中
⑪ その他（ ）

(8) 亡くなられた方と、当時同居していましたか。

- ① 同居していた ② すぐ近くに住んでいた ③ 同居していなかった
④ その他（ ）

3. 事故当時から現在までの支援について伺います。

(1) 事故後悩まされた問題について

事故から現在まで、「交通事故がきっかけ」となり、あなたは以下のようなことに悩まされたりしましたか。該当する項目に○をつけてください。(複数回答可)

具体的な悩みごと	悩みごとの例
1. 事故の情報、被害者支援等に関する悩み	・ 事故情報が不明、支援制度が不明 等
2. 行政手続に関する悩み	・ 手続方法が不明、手続きに時間を要する 等
3. 裁判（特に刑事）に関する悩み	・ 裁判の制度が不明、裁判の参加方法が不明 等
4. 報道・近隣住民に関する悩み	・ マスコミへの対応、記事、近隣の誹謗中傷に傷ついた 等
5. 損害賠償に関する悩み	・ 保険、補償制度が不明、保険会社の対応に傷ついた 等
6. 学校に関する悩み	・ 級友との関係、成績の低下、転校や退学 等
7. 仕事に関する悩み	・ 減給や降格、転職や解雇 等
8. 経済に関する悩み	・ 経済的困窮、事故後の処理や対応に関する資金の不足 等
9. 家事、介護等生活に関する悩み	・ 家事、育児、介護困難 等
10. 住宅に関する悩み	・ 転居を余儀なくされた、事故直後の一時利用住居 等
11. 心身に関する悩み	・ 不眠、食欲不振、うつ、PTSD、体の病気 等
12. その他（ ）	

(2) 被害を受けた直後から現在までの支援の必要性について

あなたは事故後から現在までに、どのような支援を必要としましたか。(複数回答可)

支援内容	支援内容の例
1. 事故の情報、被害者支援に関する支援	・ 事故に関する情報提供、被害者支援制度の利用に関する情報提供 等
2. 行政手続に関する支援	・ 手続に関する情報提供、手続に関する付添支援 等
3. 裁判（特に刑事）に関する支援	・ 被害者参加制度や裁判に関する情報提供、付添支援 等
4. 報道・近隣住民に関する支援	・ マスコミ対応、近隣住民対応に関する支援 等
5. 損害賠償に関する支援	・ 弁護士、損害保険、補償、加害者対応に関する情報提供や支援 等
6. 学校に関する支援	・ スクールカウンセラーによる精神的支援、奨学金に関する支援 等
7. 仕事に関する支援	・ 転職や再就職に関する支援、産業カウンセラーによる支援 等
8. 経済に関する支援	・ 経済的支援に関する情報提供、貸付など経済的援助 等
9. 家事、介護等生活に関する支援	・ 家事支援、育児支援、介護支援 等
10. 住宅に関する支援	・ 引越、公営住宅への入居に関する情報提供や支援 等
11. 心身に関する支援	・ 専門家による精神的ケア、自助グループ、病院に関する情報提供や支援 等
12. その他（ ）	

(3) 事故当時から現在までの相談窓口等の利用状況とその満足度について

① 事故後利用した相談窓口や支援サービスの利用の有無

事故後、下記のような相談窓口や支援サービスを利用しましたか。	利用した	利用していない
1. 警察（交通または被害者支援担当）	○	○
2. 自治体の交通事故相談所	○	○
3. 弁護士・弁護士会・交通事故相談センター	○	○
4. 法テラス	○	○
5. 精神保健福祉センター・保健所・市町村の保健センター	○	○
6. 社会福祉協議会や自治体の福祉窓口など、福祉関係の相談窓口	○	○
7. 国や地方自治体の人権相談窓口	○	○
8. 被害者支援センター	○	○
9. スクールカウンセラー等学校の相談窓口	○	○
10. ハローワーク、労働基準監督署等労働に関する相談窓口	○	○
11. その他（ ）	○	○

② 事故後利用した相談窓口や支援サービスの認知の方法について

①の相談窓口や支援サービスを利用した場合、
どのようにしてそれらを知りましたか。

(複数回答可)

※①で「利用した」と回答した項目のみ表示

	1. 家族から	2. 友人・知人から	3. パンフレット を見て	4. 自治体の相談 窓口から	5. インターネット を見て	6. SNSより 個人や団体の	7. 機関から 交通事故の支援	8. その他
1. 警察（交通または被害者支援担当）	<input type="checkbox"/>							
2. 自治体の交通事故相談所	<input type="checkbox"/>							
3. 弁護士・弁護士会・交通事故相談センター	<input type="checkbox"/>							
4. 法テラス	<input type="checkbox"/>							
5. 精神保健福祉センター・保健所・市町村の 保健センター	<input type="checkbox"/>							
6. 社会福祉協議会や自治体の福祉窓口など、 福祉関係の相談窓口	<input type="checkbox"/>							
7. 国や地方自治体の人権相談窓口	<input type="checkbox"/>							
8. 被害者支援センター	<input type="checkbox"/>							
9. スクールカウンセラー等学校の相談窓口	<input type="checkbox"/>							
10. ハローワーク、労働基準監督署等労働に 関する相談窓口	<input type="checkbox"/>							
11. その他（ ）	<input type="checkbox"/>							

③ 利用した窓口等で相談した具体的な内容について

① で「利用した」と回答した相談窓口について、実際に相談した内容はどのようなものでしたか。(複数回答可) ※①で「利用した」と回答した項目のみ表示

1. 警察(交通または被害者支援担当)(複数回答可)

- ① 加害者の処遇に関する情報の提供
- ② 事故の状況に関する情報の提供
- ③ 被害者支援・救済制度に関する情報の提供
- ④ 示談、調停、訴訟の基本的制度、手続等に関する情報提供
- ⑤ 他の支援機関の業務内容に関する情報提供や紹介
- ⑥ その他 ()

2. 自治体の交通事故相談所(複数回答可)

- ① 損害賠償の請求手続きについて
- ② 示談の方法について
- ③ 賠償額の算定方法について
- ④ 保険金の請求方法について
- ⑤ 訴訟・調停の利用方法について
- ⑥ 他の支援機関の業務内容に関する情報提供や紹介
- ⑦ その他 ()

3. 弁護士・弁護士会・交通事故相談センター(複数回答可)

- ① 損害賠償額の算定・請求方法について
- ② 賠償責任の有無、過失の割合について
- ③ 賠償責任者の認定について
- ④ 自賠責保険及び自動車保険関係の問題、政府保障事業について
- ⑤ 交通事故の民事上の法律問題について
- ⑥ 裁判制度について
- ⑦ 他の支援機関の業務内容に関する情報提供や紹介
- ⑧ その他 ()

4. 法テラス(複数回答可)

- ① 弁護士の紹介や依頼について
- ② 交通事故被害に関する法制度について
- ③ 裁判制度について
- ④ 他の支援機関の業務内容に関する情報提供や紹介
- ⑤ その他 ()

5. 精神保健福祉センター・保健所・市町村の保健センター（複数回答可）

- ① PTSD などこころの健康に関する相談
- ② 専門の医療機関または相談機関に関する情報について
- ③ 社会資源や福祉に関する情報の提供について
- ④ 他の支援機関の業務内容に関する情報提供や紹介
- ⑤ その他（ ）

6. 社会福祉協議会や自治体の福祉窓口など、福祉関係の相談窓口（複数回答可）

- ① 生活福祉資金の貸付について
- ② 家事、育児、介護など生活全般に関する援助について
- ③ 交通事故被害者が利用できる福祉制度について
- ④ 他の支援機関の業務内容に関する情報提供や紹介
- ⑤ その他（ ）

7. 国や地方自治体の人権相談窓口（複数回答可）

- ① 報道、各種媒体を通じた誹謗中傷等について
- ② 近隣住民など周囲による名誉の侵害等について
- ③ 他の支援機関の業務内容に関する情報提供や紹介
- ④ その他（ ）

8. 被害者支援センター（複数回答可）

- ① 病院、警察、裁判所等への付添いなど直接支援について
- ② 家事、育児、介護など生活全般に関する援助について
- ③ 専門家によるカウンセリングなど精神的ケアについて
- ④ 自助グループについて
- ⑤ 司法制度や裁判についての情報提供
- ⑥ 他の支援機関の業務内容に関する情報提供や紹介
- ⑦ その他（ ）

9. スクールカウンセラー等学校の相談窓口（複数回答可）

- ① こころのケアについて
- ② 事故が原因となった学習面や進路面での悩み
- ③ 他の支援機関や相談窓口の紹介
- ④ その他（ ）

10. ハローワーク、労働基準監督署等労働に関する相談窓口（複数回答可）

- ① 減給や降格、解雇等不当であると感じる扱いについて
 ② 休職制度、退職金等の労働条件について
 ③ 労災保険や雇用保険について
 ④ 転職や再就職について
 ⑤ 他の支援機関の業務内容に関する情報提供や紹介
 ⑥ その他（ ）

④ 相談窓口や支援サービスを利用しなかった・できなかった理由について

あなたが①のような相談窓口や公的機関のサービスについて、利用しなかった・できなかった理由はありますか。（複数回答可）
 ※①で「利用していない」と回答した項目のみ表示

	1. 知らなかったから	2. 申請方法がわからなかったから	3. 申請をしたが受けてくれなかったから	4. 窓口の対応が悪かったから	5. 具体的なアドバイスがなかったから	6. 利用する要件に自分が合わなかったから	7. 人に知られたくなかったから	8. プライバシーが守られるか心配だったから	9. サービスを必要としなかったから	10. その他
1. 警察（交通または被害者支援担当）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
2. 自治体の交通事故相談所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
3. 弁護士・弁護士会・交通事故相談センター	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
4. 法テラス	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
5. 精神保健福祉センター・保健所・市町村の保健センター	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
6. 社会福祉協議会や自治体の福祉窓口など、福祉関係の相談窓口	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
7. 国や地方自治体の人権相談窓口	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
8. 被害者支援センター	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
9. スクールカウンセラー等学校の相談窓口	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
10. ハローワーク、労働基準監督署等労働に関する相談窓口	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							
11. その他（ ）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>							

(4) 支援機関の対応や言動について

被害者に対する支援機関や周囲の対応や言動について、受けて嫌だった対応についてご記入ください。(必須)

(5) 支援機関へのご希望やご要望について

国や自治体を実施する支援機関へのご希望やご要望があれば、ご記入ください。(必須)

4. 交通事故被害者サポートについて

内閣府では、平成 15 年度より交通事故被害者サポート事業を実施してします。

本事業は、交通事故被害者等が、深い悲しみやつらい体験から立ち直り、回復に向けて再び歩み出すことができるような土壌を醸成し、交通事故被害者等の権利・利益の保護を図ることを目的としており、交通事故被害者の精神的支援を中心に事業を行っています。

これまでに交通事故で家族を亡くされた方や子供の心のケアを図るためのパンフレット、交通事故被害者等の自助グループ（※自助グループとは、同じようなつらさを抱えた者同士が、お互いに支え合い、励まし合う中から、問題の解決や克服を図ることを目的に集うグループのことをいいます。）を支援するためのマニュアル等を作成して、広く周知啓発を行っています。

また、交通事故で家族を亡くした子供の支援については、地域の支援機関、関係者相互の意思疎通を図るため、地域ごとに関係者を集めた意見交換会を開催しているほか、平成 25 年度からは、専門家による講演やご遺族からの体験談を内容とするシンポジウムを開催し、必要な支援や課題等の情報を広く発信しています。

本事業の詳細は、以下のウェブサイトで確認いただけます。

【内閣府交通事故被害者サポート事業のウェブサイト】

<http://www8.cao.go.jp/koutu/sien/>

(1) サポート事業の認知

あなたは交通事故被害者サポート事業を知っていましたか。

- ① 知っていた ② 知らなかった

(2) パンフレットで知りたい内容

交通事故被害者サポート事業では各種パンフレットやマニュアルを作成しておりますが、パンフレットで知りたい内容には、どのようなものがありますか。(複数回答可)

- ① 遺族に特有な精神的状態と回復に関する情報
② 遺児に特有な精神的状態と回復に関する情報
③ 親に特有な精神的状態と回復に関する情報
④ 遺族が利用できる生活支援に関する情報
⑤ 遺族への配慮(職場、周囲の人等)に関する情報
⑥ 遺族への配慮(家庭、学校等)に関する情報
⑦ その他()

(3) シンポジウムについて

交通事故被害者サポート事業では、交通事故で家族を亡くした子供の支援の一環として、交通事故で家族を亡くした子供を対象としたシンポジウムを開催しております。

① あなたはもしシンポジウムがお住まいの地域で開催されたら聴講を希望されますか。

- ① 希望する ② 希望しない ③ わからない

② シンポジウムは交通事故の遺族に関するテーマで開催しておりますが、どのようなテーマのものを希望しますか。(複数回答可)

- ① 遺族に特有な精神的状態と回復に関する情報
② 遺児に特有な精神的状態と回復に関する情報
③ 親に特有な精神的状態と回復に関する情報
④ 遺族が利用できる生活支援に関する情報
⑤ 遺族への配慮(職場、周囲の人等)に関する情報
⑥ 遺族への配慮(家庭、学校等)に関する情報
⑦ その他()

③ 開催内容については、どのようなものを希望しますか。(複数回答可)

- ① 専門家による講演 ② 被害者による体験談 ③ 支援者による講演
④ 被害者によるパネルディスカッション
⑤ 専門家、被害者、支援者によるパネルディスカッション
⑥ その他()

④ シンポジウムを直接聞けない場合、国からの情報提供は、どのような媒体によるものを希望しますか。(複数回答可)

- ① WEBを活用した映像配信
- ② WEBを活用した小冊子(PDFファイル等)のデータによる情報発信
- ③ DVDの配付による情報発信
- ④ 小冊子(紙媒体)の配付による情報発信
- ⑤ その他()

(4) 交通事故被害者サポート事業では、現在、交通事故被害者の精神的支援を中心に行っておりますが、交通事故被害者に対してあなたはどのような支援が必要と考えますか。

(5) 自助グループによる支援

自助グループ^(※)についてお聞きします。

(※自助グループとは、同じようなつらさを抱えた者同士が、お互いに支え合い、励まし合う中から、問題の解決や克服を図ることを目的に集うグループのことをいいます。)

① あなたは今、自助グループに参加していますか。

- ① 参加している
- ② 参加していない⇒ ⑤へ

② 上記で「①参加している」と回答した方にお聞きします。1年間で何回程度参加していますか。

(回) /年

③上記で「①参加している」と回答した方にお聞きします。あなたは、自助グループに参加によって、心や生活の回復に効果があったと思いますか。

- ① とても効果があった
- ② やや効果があった
- ③ どちらともいえない
- ④ あまり効果はなかった
- ⑤ まったく効果はなかった

④ ③で回答した理由について、具体的な内容をご回答ください。(必須)

⑤ あなたは、どのような自助グループであれば参加したいと思いますか。(複数回答可)

(①で参加していない人対象)

- | |
|--------------------------------|
| ① 家から近い自助グループ |
| ② 少人数の自助グループ |
| ③ 歴史が長い自助グループ |
| ④ スタッフの方に安心して話せる自助グループ |
| ⑤ その他 () |
| ⑥ あまり自助グループには参加したくない
(理由:) |

⑥ あなたは、地域の自助グループについて、どのような機関から紹介を受けたいですか。

(複数回答可)

- | | | |
|------------------|------------------|-----------|
| ① 病院からの紹介 | ② テレビ(マスコミ)からの紹介 | |
| ③ インターネットによる紹介 | ④ 雑誌による紹介 | |
| ⑤ 被害者支援センターからの紹介 | ⑥ 親しい人からの紹介 | ⑦ その他 () |

5. 最後にあなたの現在の健康状態についてお伺いします。以下のそれぞれの質問について、一番よくあてはまるものに○をつけてください。

1. 全体的にみて、過去1ヵ月間のあなたの健康状態はいかがでしたか。

- | | | |
|-----------|---------|------------|
| ① 最高に良い | ② とても良い | ③ 良い |
| ④ あまり良くない | ⑤ 良くない | ⑥ ぜんぜん良くない |

2. 過去1ヵ月間に、体を使う日常活動(歩いたり階段を昇ったりなど)をすることが身体的な理由でどのくらい妨げられましたか。

- | | | |
|----------------|-------------------|-----------|
| ① ぜんぜん妨げられなかった | ② わずかに妨げられた | ③ 少し妨げられた |
| ④ かなり妨げられた | ⑤ 体を使う日常活動ができなかった | |

3. 過去1ヵ月間に、いつもの仕事(家事も含みます)をすることが、身体的な理由でどのくらい妨げられましたか。

- | | | |
|----------------|-----------------|-----------|
| ① ぜんぜん妨げられなかった | ② わずかに妨げられた | ③ 少し妨げられた |
| ④ かなり妨げられた | ⑤ いつもの仕事ができなかった | |

4. 過去1ヵ月間に、体の痛みはどのくらいありましたか。

- | | | |
|------------|----------|------------|
| ① ぜんぜんなかった | ② かすかな痛み | ③ 軽い痛み |
| ④ 中くらいの痛み | ⑤ 強い痛み | ⑥ 非常に激しい痛み |

5. 過去1ヵ月間、どのくらい元気でしたか。

- ① 非常に元気だった ② かなり元気だった ③ 少し元気だった
④ わずかに元気だった ⑤ ぜんぜん元気でなかった

6. 過去1ヵ月間に、家族や友人とのふだんのつきあいが、身体的あるいは心理的な理由で、どのくらい妨げられましたか。

- ① ぜんぜん妨げられなかった ② わずかに妨げられた ③ 少し妨げられた
④ かなり妨げられた ⑤ つきあいができなかった

7. 過去1ヵ月間に、心理的な問題（不安を感じたり、気分が落ち込んだり、イライラしたり）に、どのくらい悩まされましたか。

- ① ぜんぜん悩まされなかった ② わずかに悩まされた ③ 少し悩まされた
④ かなり悩まされた ⑤ 非常に悩まされた

8. 過去1ヵ月間に、日常行う活動（仕事、学校、家事などのふだんの行動）が、心理的な理由で、どのくらい妨げられましたか。

- ① ぜんぜん妨げられなかった ② わずかに妨げられた ③ 少し妨げられた
④ かなり妨げられた ⑤ 日常行う活動ができなかった

6. 交通事故被害者等への支援に関する自由記述

交通事故に遭われた方の支援に関することなど、お感じになっていることがございましたら、どのようなことでもご自由にご記載ください。（必須）

7. 自由記述掲載の可否

自由記述の内容につきまして、内閣府から発行される報告書に引用させていただくことは可能でしょうか？

- ① 引用してよい
（個人が特定できる情報については、特定できないよう修正して掲載いたします）
② 引用してほしくない